

2025 年度

自己点検・評価報告書

2026（令和8）年7月

茨城キリスト教大学

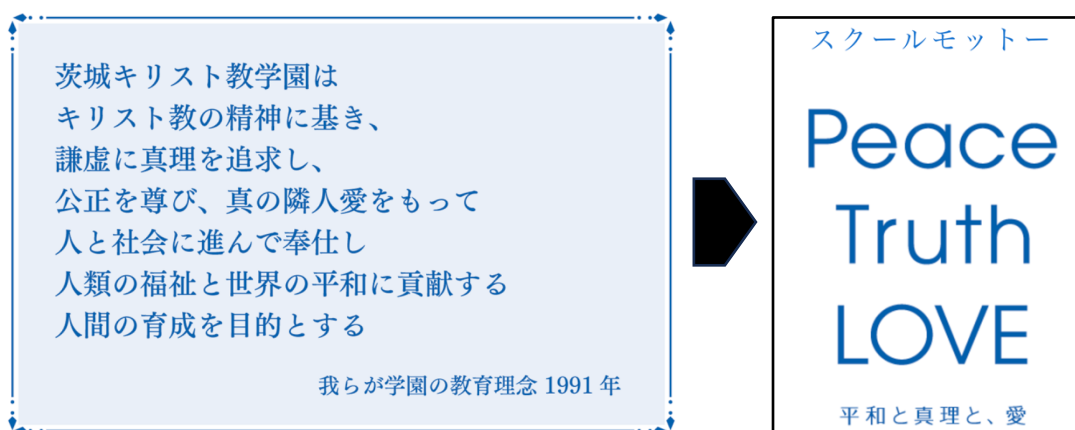
目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	3
基準 1. 使命・目的	3
基準 2. 内部質保証	9
基準 3. 学生	23
基準 4. 教育課程	35
基準 5. 教員・職員	53
基準 6. 経営・管理と財務	69
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	80
基準 A. 地域連携・貢献	80
基準 B. グローバル化方針	92

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・基本理念

茨城キリスト教大学（以下「本学」と言う。）は、学校法人茨城キリスト教学園（以下、「学園」という。）がその総体として掲げる下記枠内の教育理念を基本とする。また近年、よりわかり易くこの教育理念を社会に伝えるため、当該理念から下記右の3つの言葉を抜き出して「スクールモットー」と称し、積極的に広報している。



<https://www.icc.ac.jp/edu/about/motto/index.html>

2. 本学の使命・目的

本学の使命は、キリスト教の精神に基づく人格教育を実現することである。その目的は学則第1条において次のように定めている。

本学は茨城キリスト教学園に属する認定こども園、中学校、高等学校と連携し、一貫した教育体系の最高機関として、キリスト教の精神による人格教育に基づき豊かな教養を培うと共に、深く学術を研究教授し、知的応用能力をもって地域社会はもとより広く国際社会に奉仕する人物を養成することを目的とする。

また、本学大学院学則においてもその第1条で目的を次のように定めている。

キリスト教を教育の基本方針とする本学建学の理念に基づき、高度の専門の学術について、その研究方法、理論及びその応用を教授研究して学術・文化の発展に寄与するとともに、地域社会と国際社会に貢献する能力をもつ人材を育成することを目的とする。

3. 本学の個性と特色

本学の個性・特色の第一は、キリスト教精神に根ざした人格教育と専門教育の融合である。学問の修得のみならず、人間としての在り方を重視する教育を通じて、知識と倫理を兼ね備えた人材の育成を目指している。

第二に、地域社会との密接な連携に基づく実践的教育である。教育、保育、福祉、国際交流等の分野において、地域社会の課題と向き合いながら実践的に学ぶ機会を提供し、地域に根ざした人材の育成を図っている。

第三に、グローバルな視野の涵養である。国際交流や語学教育を重視し、多文化理解に基づいた国際社会への貢献を可能とする教育を展開している。

以上のように、本学は建学の精神に基づく理念と使命・目的を一体として位置付け、それらを教育研究活動の基本としている。これらは学則をはじめとする諸規程に明確に定め、三つのポリシーに反映させ、大学全体として統合的に展開している。

Ⅱ. 沿革

本学の沿革は次の通りである。

1947 (昭和 22) 年	学園設立の祈祷 (創設の起点)
1949 (昭和 24) 年	シオンカレッジ開校
1950 (昭和 25) 年	シオンカレッジを茨城キリスト教短期大学に改称して設置
1967 (昭和 42) 年	茨城キリスト教大学開学 文学部キリスト教学科・文学部英語英米文学科設置
1982 (昭和 57) 年	文学部児童教育学科を設置
1995 (平成 07) 年	大学院文学研究科英語英米文学専攻・教育学専攻設置
1997 (平成 09) 年	文学部文化交流学科設置
2000 (平成 12) 年	生活科学部人間福祉学科・生活科学部食物健康科学科設置、 キリスト教学科と短期大学部生活文化学科で学生募集停止
2004 (平成 16) 年	英語英米文学科を現代英語学科に名称変更
2004 (平成 16) 年	看護学部設置 文学部児童教育学科に児童教育専攻・幼児保育専攻を設置
2006 (平成 18) 年	短期大学部廃止
2007 (平成 19) 年	<u>大学基準協会適合認定</u>
2011 (平成 23) 年	大学院生活科学研究科・看護学研究科設置
2011 (平成 23) 年	経営学部設置
2013 (平成 25) 年	人間福祉学科を心理福祉学科に名称変更
2014 (平成 26) 年	<u>大学基準協会適合認定 (更新)</u>
2019 (令和 01) 年	文学研究科教育学専攻で学生募集停止
2020 (令和 02) 年	生活科学研究科心理学専攻設置
2021 (令和 03) 年	<u>大学基準協会適合認定 (更新)</u>
2023 (令和 05) 年	文学研究科英語英米文学専攻を英語コミュニケーション専攻に 名称変更
2024 (令和 06) 年	未来教養学環設置 文学部児童教育学科 2 専攻を統合

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

- ①学内外への周知
- ②中期的な計画への反映
- ③三つのポリシーへの反映
- ④教育研究組織の構成との整合性
- ⑤変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 学内外への周知

本学は、建学の精神、大学の基本理念、使命・目的及び教育研究上の目的について、学則、大学院学則、三つのポリシーで明確にし、いずれもホームページ等に明示して学内外に周知している。建学の精神については、学園全体の教育理念及びスクールモットーとして整理し、大学案内、ホームページ、入学者向け資料等を通じて社会に公表している。また、学則第 1 条に定める本学の目的及び大学院学則第 1 条に定める大学院の目的は、履修要覧、大学ホームページに掲載し、学生、教職員、受験生及び地域社会に対して継続的に周知している。さらに、各学部・学科、学環及び研究科における教育研究上の目的は、三つのポリシーと関連付けて公表し、教育課程、学生募集、履修指導、自己点検・評価の各場面において確認している。以上のことから、本学の使命・目的及び教育研究上の目的は、学内外に適切に周知されていると判断できる。

1-1-② 中期的な計画への反映

本学は、建学の精神、大学の基本理念、使命・目的及び教育研究上の目的を、中期的な計画の策定及び実施に反映している。学園の第 16 期中期経営計画においては、建学の精神に基づく人格教育を基盤とし、教育・研究の質保証、学生支援の充実、各部局の教育研究活動や社会的役割を踏まえた取組、財務基盤の安定化、組織運営の改善等を中期的な重点課題として位置付けている。また、これらの方針を学園全体の戦略方針から各部局の計画及び年度ごとの業務計画へと具体化し、実施状況の点検・改善を通じて、教育研究活動及び大学運営に反映している。大学においても、各学部・学科、学環及び研究科が三つのポリシーに基づく教育課程の改善、入学者確保、学修成果の把握、資格取得支援、各部局の特性に応じた教育研究上の取組等をアクションプランや年度計画に位置付け、必要に応じて点検・見直しを行っている。以上のことから、本学の使命・目的及び教育研究上の目的は、第 16 期中期経営計画の方針と整合し、中期的な視点に基づく大学運営の方針及び具体的施策に適切に反映されていると判断できる。

1-1-③ 三つのポリシーへの反映

本学は、建学の精神、大学の基本理念、使命・目的及び教育研究上の目的を、三つのポリシーに反映している。各学部・学科、学環及び研究科においては、教育研究上の目的を踏まえ、学位授与方針、教育課程編成・実施方針及び入学者受入れ方針を定め、大学ホームページ、履修要覧、学生募集要項等を通じて公表している。

学位授与方針においては、各課程を通じて学生が身に付けるべき資質・能力を、建学理念から導いた2項目及び学力3要素を組み合わせた次の「5つの力」として掲げている。

- ・キリスト教精神（隣人愛）に基づき諸人生のいとなみに奉仕しようとする「**実践的ボランティアリズム**」
- ・キリスト教精神に基づき、社会的倫理にもとる偏見、臆見、欺瞞、誤謬、差別意識等から「自由」であり続けようとする「**公正性**」
- ・学部においては基礎的・基本的な、また大学院においては専門的かつ深遠な「**知識・技能**」
- ・それらの知識・技能を活用して課題を解決するための「**思考力・判断力・表現力**」
- ・「**学修に主体的に取り組む態度**」

教育課程編成・実施方針においては、学位授与方針に掲げる上記5つの力を育成するため、方法と理念、分野、年次、評価及び学修成果の把握の各項目により、教育課程の編成・実施に関する方針を示している。具体的には、建学の精神に基づく人格教育と専門教育との関連、専門分野ごとの科目配置、年次進行に応じた履修の順次性、成績評価の方法、及び学修成果の把握方法を明示し、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。

入学者受入れ方針においても、建学の精神及び各課程の教育研究上の目的を踏まえ、入学後の学修に必要な基礎的・基本的な**知識・技能**、これらを活用して課題を解決しようとする**思考力・判断力・表現力**、そして**主体的に学修に取り組む態度**を備えた者を、求める入学者像として明示している。あわせて、キリスト教精神に基づく**実践的ボランティアリズム**及び**公正性**を入学後の学びにおいて重視し、本学の教育理念を理解し、各学部・学科、学環及び研究科の学びに意欲をもって取り組むことのできる者を受け入れる方針としている。

これらの三つのポリシーは、教育課程の編成、入学者選抜、履修指導、学修成果の把握及び自己点検・評価において継続的に確認されており、本学の使命・目的及び教育研究上の目的と整合している。以上のことから、本学の使命・目的及び教育研究上の目的は、三つのポリシーに適切に反映されていると判断できる。

1-1-④ 教育研究組織の構成との整合性

本学の教育研究組織は、学長のもとに学部、学科、学環及び研究科を体系的に配置し、各組織がそれぞれの教育研究上の目的に基づいて教育研究活動を展開する体制として整備されている。以下に示す教育研究組織図は、学部教育、分野横断型教育（学環）及び大学院教育の関係を明らかにするものであり、本学の使命・目的及び教育研究上の目的を実現するための組織構成を示している。

教育研究組織

【大学】

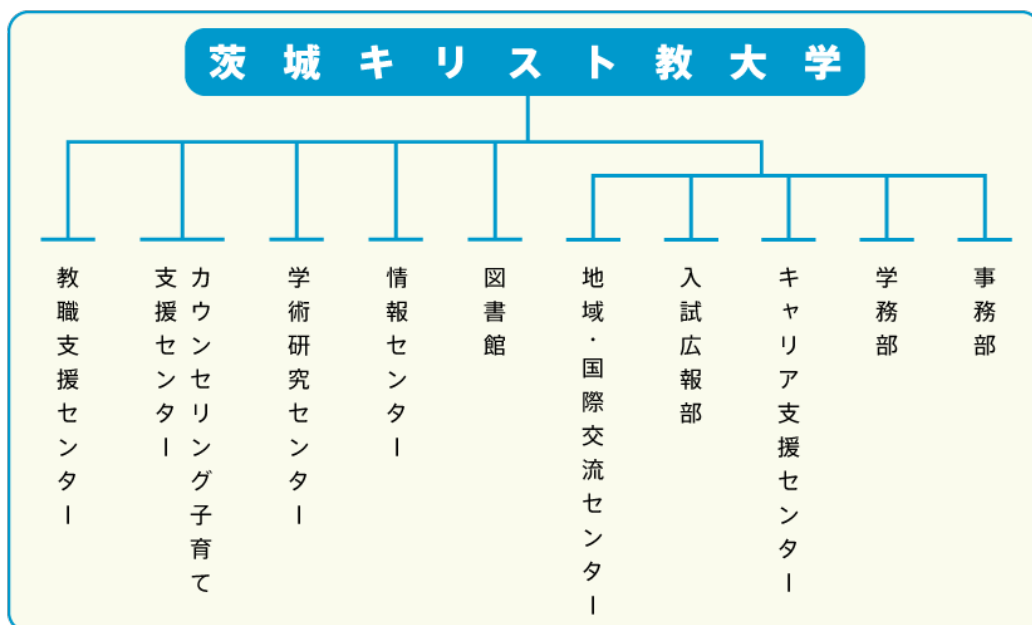
文 学 部	—	現 代 英 語 学 科 児 童 教 育 学 科 文 化 交 流 学 科
生 活 科 学 部	—	心 理 福 祉 学 科 食 物 健 康 科 学 科
看 護 学 部	—	看 護 学 科
経 営 学 部	—	経 営 学 科
未 来 教 養 学 環		

【大学院】

文 学 研 究 科	—	英 語 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 専 攻
生 活 科 学 研 究 科	—	食 物 健 康 科 学 専 攻 心 理 学 専 攻
看 護 学 研 究 科	—	看 護 学 専 攻

また、本学の教育研究活動を円滑に遂行するため、事務組織についても、学園及び大学の管理運営方針に基づき、各部局の役割と責任を明確にした体制を整備している。以下に示す事務組織図は、教育研究組織を支える管理運営、学生支援、入試広報、研究支援、地域連携、情報管理等の機能が組織的に配置されていることを示すものである。

事務組織



1-1-⑤ 変化への対応

本学は、社会環境、高等教育政策、地域社会のニーズ及び学生の学修状況の変化を踏まえ、使命・目的及び教育研究上の目的の実現に向けた教育研究活動の改善に継続的に取り組んでいる。少子化の進行、大学進学者数の減少、地域社会の課題の複雑化、デジタル化の進展、学生の学修背景や支援ニーズの多様化等に対応するため、各学部・学科、学環及び研究科において、三つのポリシー、教育課程、学生支援、入学者確保、学修成果の把握等について点検を行い、必要に応じて見直しを進めている。

また、令和6（2024）年度に未来教養学環を設置し、既存の学部・学科の専門領域を横断しながら、現代的課題に対応する教育を展開していることは、社会の変化に応じた教育研究組織の整備の一例である。

さらに、各部局のアクションプランや年度計画において、入学者確保、教育課程の改善、資格取得支援、学修成果の可視化、地域や社会との接続を意識した教育研究上の取組等を位置付け、実施状況の点検・改善を行っている。

これらの取組により、本学は、建学の精神及び使命・目的を堅持しつつ、社会的要請や教育環境の変化に対応した大学運営を進めている。以上のことから、本学の使命・目的及び教育研究上の目的は、社会や教育環境の変化を踏まえて適切に見直され、教育研究活動及び大学運営に反映されていると判断できる。

〔基準1の自己評価〕

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

基準1における成果が出ている取組み、特色ある取組みとしては、第一に、建学の精神、大学の基本理念、使命・目的及び教育研究上の目的を、学則、大学院学則、三つのポリシー、履修要覧、大学ホームページ等に明示し、学内外に継続的に周知している点が挙げられる。特に、学園全体の教育理念及びスクールモットーを通じて、本学がキリスト教精神に基づく人格教育を基盤とする大学であることを、学生、教職員、受験生及び地域社会に対して分かりやすく示している。

第二に、使命・目的及び教育研究上の目的を、第16期中期経営計画、各部局のアクションプラン、年度計画及び三つのポリシーに反映させ、教育研究活動及び大学運営と結び付けている点が特色である。ディプロマ・ポリシーにおいては、建学理念から導いた実践的ボランティア及び公正性と、学力の3要素を組み合わせた「5つの力」を明示し、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーとの一貫性を確保している。また、各学部・学科、学環及び研究科において、三つのポリシーを教育課程、入学者選抜、履修指導、学修成果の把握及び自己点検・評価において継続的に確認している。

第三に、令和6（2024）年度に未来教養学環を設置し、既存の学部・学科の専門領域を横断しながら現代的課題に対応する教育を展開していることは、本学の使命・目的を社会や教育環境の変化に即して具体化した特色ある取組みである。さらに、教育研究組織及び事

務組織を体系的に整備し、学部教育、分野横断型教育、大学院教育及びそれらを支える管理運営体制を相互に関連付けることで、使命・目的及び教育研究上の目的を実現する組織構成を整えている。

以上のことから、基準1に関して、本学は建学の精神を基盤とした使命・目的を明確にし、それを教育研究活動、組織運営及び中期的な計画に反映させる取組みを着実に進めていると評価できる。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

基準1に関しては、使命・目的及び教育研究上の目的の明確化、学内外への周知、三つのポリシーへの反映、教育研究組織の整備等について、概ね適切に実施されている。一方、自己点検・評価の過程において、これらの取組みをより実質化し、継続的に改善していくための課題も確認された。

第一に、本学では、ディプロマ・ポリシーに掲げる「5つの力」を全授業科目に共通する評価基準として位置付け、各授業科目において5つの力をどのような配分で評価するかをシラバスに記載する様式を整備している。一方で、各授業科目単位での記載は行われているものの、学科・学環・研究科ごと、あるいは教育課程全体として見た場合に、5つの力の評価配分に偏りがないかを組織的に把握し、必要に応じて調整する仕組みについては、なお発展途上にある。今後は、個々のシラバスにおける評価配分を鳥瞰的に確認し、教育課程全体として5つの力がバランスよく育成・評価されているかを点検する体制の整備が課題である。

第二に、中期的な計画への反映については、第16期中期経営計画及び各部局のアクションプラン、年度計画において、教育研究活動や大学運営上の取組みが位置付けられているが、各部局における目標、取組内容、実施状況及び成果の関係をより明確に整理し、点検・改善の結果を次年度以降の計画に反映させる仕組みを一層明確にする必要がある。特に、学部・学科、学環及び研究科ごとの取組みが、大学全体の使命・目的及び教育研究上の目的の実現にどのように寄与しているかを、自己点検・評価の中で継続的に確認していくことが課題である。

第三に、社会環境や教育環境の変化への対応については、未来教養学環の設置等により一定の取組みが進められているが、少子化、入学者確保、学生の学修背景や支援ニーズの多様化、デジタル化の進展等に対応するため、教育研究組織、教育課程及び学生支援のあり方を継続的に検証する必要がある。また、教育研究組織及び事務組織の構成については、組織図等により整備状況を示しているが、各組織の役割と責任、相互連携の実効性についても、今後の自己点検・評価を通じて確認していく必要がある。

以上のことから、基準1に関する大きな未充足事項は認められないものの、使命・目的を教育研究活動及び大学運営に一層実質的に反映させるため、周知方法、計画との接続、点検・改善の可視化を継続的に充実させることが課題である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

基準1で確認された課題に対しては、使命・目的及び教育研究上の目的を教育研究活動及び大学運営に一層実質的に反映させるため、既にいくつかの改善を進めるとともに、今後の取組みを検討している。

第一に、建学の精神、使命・目的、教育研究上の目的及び三つのポリシーについては、大学ホームページ、履修要覧、学生募集要項等における公表内容を継続的に確認し、学生、教職員、受験生及び社会に対して分かりやすく示すよう努めている。本学では、ディプロマ・ポリシーに掲げる「5つの力」を全授業科目に共通する評価基準として位置付け、各授業科目が5つの力をどのような配分で評価するかをシラバスに記載する様式としている。また、各学部・学科、学環及び研究科においては、履修系統図を公表し、教育課程の順次性及び体系性を示している。今後は、シラバスに記載された各授業科目の「5つの力」の評価配分を、学科・学環・研究科単位及び全学的観点から集約・分析し、教育課程全体における評価配分のバランスを確認する仕組みを検討する。これにより、個々の授業科目における評価基準の明示にとどまらず、ディプロマ・ポリシーに掲げる5つの力が教育課程全体を通じて過不足なく育成・評価されているかを組織的に点検し、必要に応じてカリキュラムやシラバスの改善に反映させていく。

第二に、中期的な計画との接続については、第16期中期経営計画、各部局のアクションプラン及び年度計画において、教育研究活動や大学運営上の取組みを位置付け、実施状況の点検・改善を行っている。今後は、各部局の目標、取組内容、実施状況及び成果の関係をより明確に整理し、自己点検・評価の結果を次年度以降のアクションプランや年度計画に反映させる仕組みを一層明確にする。また、各学部・学科、学環及び研究科の取組みが、大学全体の使命・目的及び教育研究上の目的の実現にどのように寄与しているかを継続的に確認し、全学的な内部質保証の取組みと連動させていく。

第三に、社会環境や教育環境の変化への対応については、未来教養学環の設置をはじめ、分野横断型教育の推進、学生支援の充実、入学者確保に向けた広報及び教育課程の見直し等に取り組んでいる。今後も、少子化、学生の学修背景や支援ニーズの多様化、デジタル化の進展等を踏まえ、教育研究組織、教育課程及び学生支援体制のあり方を継続的に検証する。あわせて、教育研究組織及び事務組織の役割と責任、相互連携の実効性について、組織図や業務分掌をもとに確認し、必要に応じて見直しを行う。以上の取組みにより、本学は、建学の精神及び使命・目的を堅持しつつ、社会的要請や教育環境の変化に対応した改善を継続的に進めていく。

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学は、教育研究活動及び大学運営の質を継続的に保証し、改善・向上を図るため、「茨城キリスト教大学内部質保証に関する規程」を定めている。同規程は、本学における教育研究活動等について自ら点検・評価を行い、その結果に基づき改善を図ることにより、教育研究水準の向上及び社会に対する説明責任を果たすことを目的としている。本学はこの規程に基づき、内部質保証に関する方針を定めるとともに、全学的な内部質保証体制を整備している。

内部質保証の推進に当たっては、学長を中心とした全学的な責任体制のもと、内部質保証会議を設置している。内部質保証会議は、大学運営会議の構成員に加え、各学科主任、授業改善委員長等を含む全学的な組織であり、各学部・学科、学環、研究科及び事務部署における自己点検・評価の状況を共有し、全学的な課題の把握及び改善方策の検討を行う役割を担っている。これにより、内部質保証を特定の委員会又は部署に限定された取組みではなく、教育研究組織及び事務組織が連携して推進する全学的な仕組みとして位置付けている。

また、同規程に基づき、各部局等は自己点検・評価を実施し、その結果を自己点検報告書として取りまとめている。自己点検報告書は、内部質保証会議において共有・検討され、必要に応じて大学運営会議、教授会、研究科委員会、各種委員会等に報告されることで、全学的な課題の把握及び改善方策の検討に活用されている。さらに、本学では、自己点検・評価の結果を中期経営計画における各組織のアクションプランの策定・見直しに反映させることにより、計画、実行、点検、改善の PDCA サイクルを機能させている。

以上のことから、本学は、内部質保証に関する規程に基づき、内部質保証の目的、組織及び自己点検報告書を中心とした責任体制を整備し、内部質保証のための組織体制を確立していると判断できる。

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

②IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学は、「茨城キリスト教大学内部質保証に関する規程」に基づき、教育研究活動及び大学運営について自主的・自律的に自己点検・評価を実施している。同規程では、本学における教育研究活動等について自ら点検・評価を行い、その結果に基づき改善を図ることにより、教育研究水準の向上及び社会に対する説明責任を果たすことを目的としている。この目的に基づき、各学部・学科、学環、研究科及び事務部署は、それぞれの教育研究上の目的、三つのポリシー、中期経営計画及びアクションプラン等との関係を踏まえ、自己点検・評価を行っている。

自己点検・評価に当たっては、内部質保証方針の別表において、評価を担当する組織及び内部質保証会議構成員である評価担当者の分担を定めるとともに、各基準において点検すべき事項をあらかじめ明示している。また、可能な事項については、KPI 及びその目標値を設定し、評価の観点を具体化している。この別表は、当該年度の7月に大学ホームページで事前に公表し、学内外に対して自己点検・評価の実施方針、評価体制、点検事項及び評価指標を明らかにしている。評価担当者は、この分担に基づき、Teams 上で自己点検・評価報告書を共同編集し、担当箇所の事実説明、自己評価、課題及び改善方策を整理している。作成過程においては、内部質保証会議の構成員間で必要な確認・調整を行い、各部局等の点検結果を全学的な自己点検・評価報告書として取りまとめている。

また、共同編集により作成された自己点検・評価報告書の内容は、必要に応じて大学運営会議、教授会、研究科委員会、各種委員会等にも報告され、教育課程、学生支援、学修成果の把握、入学者確保、管理運営等に関する改善に活用されている。さらに、自己点検・評価の結果は、中期経営計画における各組織のアクションプランの策定・見直しにも反映され、計画、実行、点検、改善のPDCAサイクルを機能させる基盤となっている。以上のことから、本学は、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を実施し、その結果を全学的に共有していると判断できる。

2-2-② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学は、内部質保証の実質化に向けて、教育研究活動及び大学運営に関する各種データを収集し、自己点検・評価及び改善に活用している。学生の受入れに関しては、入学者数、志願者数、入学定員充足率、選抜区分別の状況等を把握し、入試広報活動や学生募集方針の検討に活用している。また、教育課程及び学修成果に関しては、成績評価、単位修得状況、進級・卒業・修了の状況、退学・休学・留年の状況、授業改善アンケート、卒業アンケート、学生生活アンケート等を通じて、学生の学修状況や教育成果を把握している。さらに、リアセック社のPROGを活用し、学生の汎用的能力や学修成果に関する客観的データの把握にも取り組んでいる。

これらのデータは、学務部、入試広報部、キャリア支援センター、図書館、学術研究センター、地域・国際交流センター等の関係部署において所掌業務に応じて収集・整理され

ている。加えて、各学部・学科、学環及び研究科においても、三つのポリシーと教育研究実態との整合性、教育課程の体系性、学修成果の把握、資格取得状況、国家試験結果、就職・進学状況等について、必要なデータを確認している。収集された情報は、内部質保証方針の別表に基づく自己点検・評価において、評価担当組織及び評価担当者が担当基準の事実説明、自己評価、課題及び改善方策を検討する際の根拠資料として活用している。

さらに、法人事務局企画調査室では、毎年度、GPA 分析及び学生異動状況に関する資料を作成している。同資料では、学科別・学年別 GPA、入試区分別 GPA、出身高校別 GPA、入学年度別 GPA 推移、退学・除籍・転科等の学籍異動状況、退学理由等を整理・分析している。これらの分析結果は、学長会議メンバーに共有され、学生の受入れ、学修支援、退学防止、教育課程の点検、入試広報方針の検討等に活用する基礎資料となっている。

また、可能な事項については、内部質保証方針の別表に KPI 及びその目標値を設定し、データに基づく点検・評価を行うこととしている。これにより、各基準における点検事項を明確にし、定性的な記述にとどまらず、数値情報や調査結果に基づいて教育研究活動及び大学運営の状況を確認する仕組みを整えている。さらに、これらの分析結果は、自己点検・評価報告書の作成、内部質保証会議における共有・検討、中期経営計画における各組織のアクションプランの策定・見直し等に活用されている。

なお、ディプロマ・ポリシーに掲げる「5つの力」の達成状況を多面的に把握するため、2026 年度から、卒業生に対する自己評価調査及び企業等に対する本学卒業生評価調査を開始している。2025 年度時点では、卒業後の自己評価及び企業等からの外部評価を学修成果の把握に十分に活用する仕組みが課題であったが、今後はこれらの調査結果を内部質保証における根拠資料として活用していく。

一方で、各部署及び各教育研究組織が保有するデータを全学的に横断して分析し、教育課程、学生支援、入学者確保、学修成果の把握、研究活動、地域連携等の改善により体系的に結び付ける仕組みについては、今後さらに充実させる余地がある。今後は、既存の調査・データを内部質保証の観点から整理し、各種データの収集方法、管理方法、分析結果の共有方法を明確化することで、IR 機能の一層の充実を図る。以上のことから、本学は、IR 等を活用して必要な調査・データの収集と分析を行い、内部質保証の取組みに活用していると判断できる。

2-3. 内部質保証の機能性

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

2024 年度から Forms により回答を求めたが、回答率の低さが課題として残った。2025 年度は、2024 年度に引き続き、学生委員会において、学位授与式でのアンケートへの協力を依頼した。学生生活アンケートには文部科学省の「学生生活調査」の項目も含まれるため、引き続き、アンケート実施の時期や周知方法などを検討し、回答率を上げていく必要がある。「卒業アンケート」の結果については、合同教授会で共有し教育の質を上げていくとともに、引き続き広報関係の部署と共有して本学広報の資材として活用していく。

2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

本学は、教育研究活動及び大学運営の改善に資するため、卒業生、就職先企業、実習先、地域連携先、自治体、連携団体等の学外関係者から意見・要望を把握し、その結果を教育課程、学生支援、キャリア支援、実習指導、地域連携活動等の改善に活用している。学外関係者からの意見は、各学部・学科、学環、研究科及び関係部署が、それぞれの教育研究活動や業務の特性に応じて、面談、実習評価、連携事業の振り返り、アンケート、会議資料、年度報告等を通じて把握している。

具体的には、キャリア支援に関しては、キャリア支援センターが求人受付、企業訪問、企業との面談、就職説明会等を通じて、採用動向、本学学生・卒業生に対する評価、企業が求める資質・能力等を把握している。これらの情報は、学生への進路指導、キャリア支援プログラムの検討、学科との情報共有等に活用されている。また、各学部・学科及び研究科においては、教育実習、保育実習、臨地実習、心理・福祉関係の実習等を通じて、実習先から学生の学修状況、専門的能力、態度、コミュニケーション能力等に関する評価や指摘を得ており、実習指導、事前・事後指導、教育課程の見直し及び学生支援に活用している。

地域連携・社会連携に関しては、地域・国際交流センターを中心に、自治体、地域団体、企業、教育機関等との連携事業を実施し、連携先からの意見や要望を把握している。これらの意見は、公開講座、地域連携事業、高大連携事業、国際交流事業等の企画・運営の改善に反映している。また、卒業生からの意見については、卒業アンケートや同窓会等を通じて把握し、教育内容、学生支援、広報活動等の改善に活用している。

一方で、学外関係者から得られた意見・要望は、各部署及び各教育研究組織において個別に把握・活用されている面が大きく、全学的に整理し、内部質保証の根拠資料として体系的に分析・共有する仕組みについては、今後さらに充実させる余地がある。特に、企業訪問や面談、実習評価、地域連携事業の振り返り等から得られる情報については、記録の方法、共有の範囲、内部質保証への接続を明確にし、次年度以降の自己点検・評価において改善状況を確認できるよう整備していく必要がある。

また、ディプロマ・ポリシーに掲げる「5 つの力」の達成状況を学外から確認する観点から、2026 年度から開始した企業等に対する本学卒業生評価調査の結果を、卒業生に対す

る自己評価調査等とあわせて分析し、教育課程及び学修成果の把握・評価の改善に活用していく必要がある。以上のことから、本学は、学外関係者の意見・要望を把握し、その結果を教育研究活動及び大学運営の改善に活用しているが、今後は全学的な集約・分析と内部質保証への接続を一層充実させていく。

2-3-③ 内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

大学全体の PDCA サイクルを支える資料として、法人事務局企画調査室が毎年度作成する GPA 分析及び学生異動状況に関する資料を活用している。同資料は、学科別・学年別 GPA、入試区分別 GPA、出身高校別 GPA、入学年度別 GPA 推移、退学・除籍・転科等の学籍異動状況、退学理由等を整理・分析したものであり、学長会議メンバーに共有されている。これにより、各学部・学科、学環、研究科及び関係部署は、学生の学修状況、入試区分別の学修成果、退学・除籍・転科等の状況を把握し、教育課程、学生支援、入試広報、退学防止策等を検討する際の基礎資料として活用している。

【現代英語学科】

< 1 > 3つのポリシーと教育研究実態

本学科のディプロマ・ポリシー (DP) は、「豊かな教養を身につけるとともに、現代英語に関わる専門的諸能力を備え、国際交流語としての英語に関する知識・技能を活用して他者と英語でもコミュニケーションを図りながら、社会的・国際的な諸課題を解決してゆく思考力・判断力・表現力を備えた人に学位を授与する」である。DPにあるこれらの諸能力を獲得することができるように、カリキュラム・ポリシー (CP) を策定し、習熟度別クラス編成により、実践的な英語の技能を身につけるスキル科目群を編成し、その上で演習科目や実技・実習科目を配置しグループ・ディスカッションやプレゼンテーション等のアクティブ・ラーニングを取り入れて専門的な知識・技能の習熟を図っている。アドミッション・ポリシー (AP) では、国際社会における英語の役割を理解し、「グローバル・コミュニケーション」「ホスピタリティ」「英語教育」「言語と文化」の関心のあるテーマを粘り強く追求し、継続的に努力する習慣と、他者と活発な議論を展開できるコミュニケーション力を身につけていることを入学生に求めている。このように、3 ポリシーは連動して策定されており、教育活動は適切に運営されていると考えられる。

< 2 > 中期経営計画への反映

入学者数の確保が課題である。2025 年度は前年度に続き定員 70 名を充足することができず、67 名 (95%) に留まった。中期経営計画では、HP で学科の特別授業やインターンのイベントなど学科の特性や魅力を発信することをこれまで以上に推進し、2026 年度からの新カリキュラムにおいては、メディアデザインプログラムや英文法検索アプリの開発など、高校生に興味を持ってもらえそうな内容を策定していく。

【文化交流学科】

＜１＞３つのポリシーと教育研究実態

本学科のディプロマ・ポリシー（DP）では、「アジア・欧米など諸地域の文化とその歴史的背景に関する基礎的・基本的な知識・技能」「それらの知識・技能を活用して国際的・地域的な諸課題を解決してゆく思考力・判断力・表現力」「国際的・地域的な諸課題解決のための学修に主体的に取り組む態度」を学力の３要素と定めている。DPにもとづき、カリキュラム・ポリシー（CP）を策定し、それに従って具体的なカリキュラムを策定している。特に、知識の修得だけでなく、「文化交流体験」「多文化協働演習」「地域貢献演習」「外国人教育支援演習」などの学生が主体的に参加するアクティブ・ラーニング型授業を取り入れて知識・技能の習熟を図るとともに、課題解決に主体的に向き合う態度や思考力・判断力・表現力の育成を図っている。また、アドミッション・ポリシー（AP）において、上述の教育を実現するため、入学者に、高校地理歴史などの文化交流を実践するための基礎知識や、異なる文化的背景を有する人々と良好なコミュニケーションをとり、協働して問題解決に取り組む姿勢、異文化との交流を主体的に進める意欲を求めている。このように DP を主軸として、CP、AP と関連させ具体的な教育内容を策定し、実践するプロセスが形成されている。

＜２＞中期経営計画への反映

本学科は、中期経営計画にもとづき、学科アクションプランの策定、実行、評価、改善を行なっている。特に、上述の教育内容を実現するために、学生が主体的に参加するアクティブ・ラーニング型授業の充実、留学生と正規学生との交流の機会の提供、４年次の卒業研究執筆者を増やす取り組み、登録日本語教員国家資格取得者を増やす取り組みの実施などの具体的な目標を、アクションプランに盛り込んでいる。また、それらの成果の報告書として学内外に公表し、ファカルティ・ディベロップメント（FD）の実施等によって、学科内で評価と改善策の検討を行なっている。

【児童教育学科】

＜１＞３つのポリシーと教育研究実態

本学科の教育研究活動は、３つのポリシーに沿って、概ね適切に実施されている。幼児・児童の教育・保育・福祉全般に関わる専門的諸能力を育成するべく、教育学に関する知識・技能の拡大と深化、思考力・判断力・表現力の醸成、学修に主体的に取り組む態度の育成を目指したカリキュラムを編成している。また、教職課程および保育士養成課程の運用においては、学務部・教職課程委員会と連携し、適切な運用に努めている。

＜２＞中期経営計画への反映

上記項目に関連して、基幹科目である労作体験の充実、学校ボランティアの充実、子育て支援・保育への関わりの促進の３項目をアクションプランに盛り込み、中期経営計画に反映させている。また、カリキュラム改編を見据えた学科カリキュラムの自己点検・評価も進めている。

【心理福祉学科】

＜１＞３つのポリシーと教育研究実態

本学科のディプロマ・ポリシー（DP）では、「人間の心理および現代社会における福祉のあり方やその歴史的・理念的背景に関する基礎的・基本的な知識・技能」「それらの知識・技能を活用して日常生活で直面する心理や福祉の個人的・社会的諸課題を解決してゆく思考力・判断力・表現力」「心理や福祉の個人的・社会的諸課題解決のための学修に主体的に取り組む態度」の学力の３要素を定めている。カリキュラム・ポリシー（CP）では、このDPに対応し、心理学と社会福祉学双方の視点を統合した教育課程を編成している。講義・演習・実習を有機的に連動させながら実践力の育成を図るとともに、３・４年次の心理福祉演習（ゼミ）において、地域・国際連携活動、事例検討、地域プロジェクト等、多様な実践的学修機会を重視した教育体制を整備し、学修成果の総合的深化を図る構成としている。さらに、学生支援についても、学科会議において学修状況や学生生活上の課題を共有し、個別支援につなげている。アドミッション・ポリシー（AP）では、対人支援の専門性に関心と意欲を持ち、ロールプレイやフィールドワーク等の協同的学修に主体的に取り組む学生の受け入れを方針として定めており、APからCPを経てDPへ至る一貫した教育設計となっている。

一方で、心理系・福祉系双方の養成課程を運営していることから、実習調整や国家試験対策等における教員間の情報共有、業務負担の平準化については継続的な改善が必要である。今後も、３つのポリシーと教育研究実態との整合性について点検・評価を行いながら、教育の質向上に努めていく。

＜２＞中期経営計画への反映

上記課題への対応として、中期経営計画においては、心理・福祉両分野の国家資格養成機能の強化と学生支援体制の充実を中心に各種施策を位置づけている。具体的には、国家試験対策講座、模擬試験、個別指導等を体系的に実施し、資格取得支援の強化を図っている。また、障害学生への合理的配慮を含めた受講環境整備や、実習・学生支援に関する教員間の情報共有体制の強化についても取り組んでいる。さらに、次期中期経営計画の策定に向けては、第一に、カリキュラムツリーの整備・活用を通じて、DPとCPの関連性の可視化および学生への周知徹底を図ることを計画している。第二に、適正な入学定員管理を踏まえつつ、心理・福祉両課程における教員配置および運営体制を見直し、社会福祉士養成課程の設置基準を満たしながら、公認心理師養成課程を含めた教育の質向上を図る体制整備を進める。第三に、学生の地域貢献活動と正課教育との接続を強化し、地域連携を通じた実践的学修機会の充実を図る。今後も、３つのポリシーとの整合性を確認しながら、中期的視点に立った教育改善と質保証に取り組んでいく。

【食物健康学科】

＜１＞３つのポリシーと教育研究実態

本学科の教育ならびに研究活動は、３ポリシーに基づき一貫性をもって概ね適切に運営

されている。課題としては、次の点があげられる。入学者選抜においては、アドミッション・ポリシーに沿った選抜を実施しているが、入学後、特に理数系科目が不得手な学生が一定数みられることがある。入学選抜方法の改善ならびに入学後の支援が必要と考えるが精査には至っていない。教育課程においては、カリキュラム・ポリシーを基本に2025年度より新カリキュラムが実施されている。現在進行中であることから、管理栄養士として修得すべき資質・能力の明確化が図れているかを検証する必要がある。くわえて退学者数の年次推移についても注視している。学位授与については、学科科目である国家試験対策講座の単位取得が卒業資格と関連することから、質の担保は維持できていると判断する。

＜2＞中期経営計画への反映

食物健康科学科では入学者選抜において、受験生数の確保が課題である。アドミッション・ポリシーの変更は行っておらず、2025年度は受験者数の減少から、入学者数が定員(80名)の72名(90%)にとどまった。前年度(2024年度)の77名よりもさらに減少しており、学科への関心を高める広報活動の推進や教育課程の検討など、受験生増のための施策実施が課題である。

教育課程においては、現在のカリキュラムを維持していくことを前提にしながらも、教育内容や学修成果、さらには学科教員および学科学生からの意見・課題抽出を、2026年度に実施する計画である。これらの情報をもとに、必要に応じて改善に向けた施策を行う。

【看護学科】

＜1＞3つのポリシーと教育研究実態

本学科では3つのポリシーのもと、教育および研究活動が行われている。入学者選抜では、アドミッション・ポリシーに則り、定員数を超える新入生(2024年度は98名、2025年度は91名、2026年度は92名)を迎えている。カリキュラム・ポリシーは、「看護学士課程教育におけるコアコンピテンシーと卒業時の到達目標および教育内容」(日本看護系大学協議会、2018)に依拠しており、ディプロマ・ポリシーを達成するために、4年間の授業科目を体系的に配置した図(カリキュラムツリー)をふまえて科目運営を実践している。ディプロマ・ポリシーに基づく卒業認定は、看護師国家試験の受験資格および合格との整合性や質の保証との連動が求められるが、看護師国家試験合格率の実績は全国平均を下回る年度があることは否めない。

前年度までの自己点検・評価における課題をふまえ、2027年度からの入試制度の変更に伴うアドミッション・ポリシーへの適切な対応や、看護学教育モデル・コア・カリキュラム(日本看護系大学協議会、2024年度改訂版)に基づき2029年度に向けたカリキュラム改定の検討を行っている。

＜2＞中期経営計画への反映

本学科では、「ディプロマ・ポリシーに基づく卒業認定」と「看護師国家試験の受験資格および合格」との整合性や質の保証を担保するために、アドミッション・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーに基づく体系的な学科運営が求められる。学科組織の取り組みの

一方で、学生個々の修得状況に合わせた個別的な支援体制も構築していくことが必須課題となる。

【経営学科】

＜１＞３つのポリシーと教育研究実態

３つのポリシーは策定済みであり、履修系統図を通じて科目との対応関係が示されている。本学科では、アドミッション・ポリシーに基づき、基礎学力・実践的ボランティア・問題解決意欲を持つ学生の受け入れを行っている。また、ディプロマ・ポリシーに掲げる学力の３要素の育成については、カリキュラム・ポリシーに沿って科目配置を体系化しており、基礎（入門科目・リーダーシップ演習）から専門（専門科目・経営演習）への段階的な学修設計により整合性が図られている。一方、ディプロマ・ポリシーに定める到達目標の達成状況については、学科の全教員が関与した点検には至っていない。入手可能なデータ（例：成績分布、卒業研究提出率、授業評価アンケート、卒業時アンケートなど）をもとに、PDCA サイクルの「Check」段階における組織的・継続的な評価体制の構築が課題である。

また 2025 年度は、前年度までの自己点検・評価における課題から 2027 年度でのカリキュラム変更、2027 年度からの入試制度の変更に伴う、３つのポリシーの改訂内容の検討を行っている。

＜２＞中期経営計画への反映

ディプロマ・ポリシーに基づく学修成果の組織的な点検体制の構築については、大学全体の計画が掲げる教育の質保証体制の強化という方向性とは課題意識を共有しており、学科として以下の取り組みを優先的に推進していく。

短期的には、入手可能なデータ（例：成績分布、卒業研究提出率、卒業研究の提出状況、卒業時アンケートなど）を共有する体制を整え、科会において学修成果の把握と課題抽出の時間を設ける。中期的には、これらの取り組みを通じて得られた知見をカリキュラム改善に接続し、PDCA サイクルとして機能させる体制を段階的に構築していく。また、授業評価アンケートについては大学全体として回答率の低さが課題となっており、学科としても回答率向上への取り組みが求められる。

【未来教養学環】

＜１＞３つのポリシーと教育研究実態

2024 年度に開設された未来教養学環では、３つのポリシーに基づき概ね適切な教育及び研究活動が行われている。アドミッション・ポリシーでは、基礎的な知識や技能を修得していると共に、社会的諸課題解決に主体的に関わる意欲のある学生の受け入れを行うことを掲げ、2024 年度 14 名、2025 年度 18 名、2026 年度 27 名を受け入れた。入学後に基礎学力が不足している学生が一定数存在しており、学習支援の方法が課題となっている。

カリキュラム・ポリシーでは「全学部・学科が提供する現代的専門知の要諦を自ら学際

的に紡いで現代教養として会得し、これを未来に生ずる問題の発見・解決に資する汎用的な知識・技能にまで高め、卒業後もこの力を究め続ける熱意を失わず、もって我々の市民社会がその未来を切り拓くことに肅々と貢献してゆく教養人の育成」を教育理念として掲げ、その目的を達成するための具体的な科目配置は履修系統図により明示されている。

ディプロマ・ポリシーでは、幅広い教養を身につけつつ、社会における課題を発見・考察・解決する能力を備え、地域・国際社会で主体的に行動する態度を学位授与に際しての要としている。今後、未来教養学環が卒業生を輩出するにあたり、こうした3ポリシーの達成度を学環教員全体が点検する仕組みを構築することが課題である。

＜2＞中期経営計画への反映

2024年度に開設された関係上、2025年度までの中期経営計画には未来教養学環の課題達成に向けた施策は反映されていない。2026年度以降の中期計画では、2026年度から開始される「未来教養プロジェクト演習」及び「インターンシップ」科目を学環の3Pに基づいて企画・運営することを掲げているが、学環カリキュラム全体を見据えての中期計画策定が今後は必要である。

【文学研究科英語コミュニケーション専攻】

＜1＞3つのポリシーと教育研究実態

1995年に「キリスト教と英文学」を教育研究の理念にかかげて出発した本専攻は、2023年に専攻名を「英語英米文学専攻」から「英語コミュニケーション専攻」に変更し、「英語コミュニケーション」に軸足を置くことになった。しかしながら、認証評価のたびに指摘されていた入学定員未充足の状況がいまも改善されない現実を謙虚に受け止めれば、専攻名の変更にあたり、その前提となる教育研究理念とその実現のための科目配置にかかわる議論が十分なものでありえたかの反省が強く求められる。その上で、今後の大学入学者数激減への対応も視野に入れながら、あらためて本専攻の存在意義を、3つのポリシーの有機的関連の観点から、文学研究科のみならず大学院全体で、また全学的にも確認する必要がある。

＜2＞中期経営計画への反映

中期計画には、至急の対応策として「大学院への内部進学者を促す広報および啓蒙活動」を含めてあるが、現状の抜本的解決には教育研究理念と教育課程の検討が不可避であり、この徐々に専攻内で共有されつつある認識に結びつく具体的な検討や行動は、2026年度から将来構想作業チームが専攻を主導して行うことになる。

【生活科学研究科食物健康科学専攻】

＜1＞3つのポリシーと教育研究実態

本専攻の教育や研究活動は3つのポリシー（入学者選抜、教育課程、学位授与方針）に基づき、一貫性をもって運営されている。課題としては、入学者選抜においては、方針に沿った入学者の受入れを実施しているものの、入学者の確保が難しい状況が続いており、

今後の改善方策の検討が求められる。教育課程については、方針に即したカリキュラムを整備し、それに基づく授業が適切に展開されている。今後、修得する知識・技能の専門性を一層高めるために、教育内容の精査と改善が期待される。学位授与に関しては、方針に示された水準に到達した学生に対して学位授与が行われている。その水準の妥当性については、これまでの修了生の実態を踏まえた精査が期待される。

＜２＞中期経営計画への反映

入学者選抜においては、受験者数の確保が課題となっている。選抜に関する評価基準を維持したうえで、学内からの進学者の増加を図るため、学部生に対して食物健康科学の専門職への関心を高める取り組みが期待される。また、これらと並行して広報活動の一層の充実が求められている。

教育課程については、これまでの体制による教育を継続するとともに、FDを通じて授業実践の振り返りや改善策の検討を行う機会をこれまでと同様に設ける。必要に応じて、教育課程の改編についても検討する機会を設ける。

学位授与方針に関しては、従来と同様に学修成果の評価を適切に実施しているが、各科目における評価基準や修士論文の審査方針および審査基準の確認や見直しが今後の課題として挙げられる。

【生活科学研究科心理学専攻】

＜１＞３つのポリシーと教育研究実態

本専攻の教育や研究活動は３つのポリシー（入学者選抜、教育課程、学位授与方針）に基づき、一貫性をもって運営されている。課題としては、入学者選抜においては、方針に沿った入学者の受入れを実施しているものの、入学者の確保が難しい状況が続いており、今後の改善方策の検討が求められる。教育課程については、方針に即したカリキュラムを整備し、それに基づく授業が適切に展開されている。今後、修得する知識・技能の専門性を一層高めるために、教育内容の精査と改善が期待される。学位授与に関しては、方針に示された水準に到達した学生に対して学位授与が行われている。その水準の妥当性については、これまでの修了生の実態を踏まえた精査が期待される。

＜２＞中期経営計画への反映

入学者選抜においては、受験者数の確保が課題となっている。選抜に関する評価基準を維持したうえで、学内からの進学者の増加を図るため、学部生に対して心理専門職や心理学への関心を高める取り組みが期待される。また、これらと並行して広報活動の一層の充実が求められている。

教育課程については、これまでの体制による教育を継続するとともに、FDを通じて授業実践の振り返りや改善策の検討を行う機会をこれまでと同様に設ける。必要に応じて、教育課程の改編についても検討する機会を設ける。

学位授与方針に関しては、従来と同様に学修成果の評価を適切に実施しているが、各科

目における評価基準や修士論文の審査方針および審査基準の確認や見直しが今後の課題として挙げられる。

【看護学研究科看護学専攻】

＜1＞3つのポリシーと教育研究実態

本専攻では3つのポリシーと連動する教育研究がなされている。入学者選抜においては、方針に沿った入学者の受入れを実施し、定員よりは少ないものの毎年数名の入学者を受け入れている。教育課程については方針に即したカリキュラムを整備し、それに基づく授業が適切に展開されているが、看護学領域での社会情勢の変化は急速であり、社会が求める専門性を一層高めるために教育内容の精査と改善のための取り組みを続けてゆく。学位授与に関しては、方針に示された水準に到達した学生に対して学位授与が行われている。特に修士論文の審査基準については早くから目的意識をもち、これまで数度にわたって組織的にその妥当性を検証し、改定を行ってきた。2025年度現在も下記の内容を課題としており中期経営計画に基づくアクションプランとして改善に取り組む予定である。

＜2＞中期経営計画への反映

中期経営計画に基づく2026年度のアクションプランとして、「受験生の思考力・判断力・表現力を引き出すことを目指して研究計画書書式を開発する」「学生が自己評価できることを目指した論文審査基準の改善」の2点を設定した。さらに「研究指導力を向上させるために研究指導の姿勢に関するFDを実施する」ことを設定している。総じて、大学院生の研究計画をより強固なものとし、教員の指導力をさらに高め、修士論文審査段階では大学院生と教員の双方が論文の質に関する視点をより明確に共有できるようにしてゆく。

〔基準2の自己評価〕

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

基準2における成果が出ている取組み、特色ある取組みとしては、第一に、「茨城キリスト教大学内部質保証に関する規程」及び内部質保証方針に基づき、内部質保証の目的、組織及び手続を明確にし、全学的な内部質保証体制を整備している点が挙げられる。学長を中心とした責任体制のもと、大学運営会議の構成員に加え、各学科主任、授業改善委員長等を含む内部質保証会議を設置し、各教育研究組織及び事務組織の点検結果を共有・検討する仕組みを整えている。

第二に、内部質保証方針の別表において、評価を担当する組織及び内部質保証会議構成員である評価担当者の分担を定め、各基準において点検すべき事項をあらかじめ明示している点は特色である。可能な事項についてはKPI及びその目標値を設定し、当該年度の7月に大学ホームページで事前に公表することにより、自己点検・評価の実施方針、評価体制、点検事項及び評価指標を学内外に明らかにしている。また、評価担当者がTeams上で自己点検・評価報告書を共同編集することにより、複数の組織が関与する基準についても、相互に確認・調整しながら全学的な報告書として取りまとめる運用を進めている。

第三に、各部署及び各教育研究組織が保有するデータや学生・学外関係者からの意見を、自己点検・評価及び改善に活用しようとしている点も成果である。入学者数、成績評価、単位修得状況、授業改善アンケート、学生生活アンケート、卒業アンケート、リアセック社の PROG 等を内部質保証の根拠資料として活用している。また、卒業生及び企業等に対する調査を 2026 年度から開始し、ディプロマ・ポリシーに掲げる「5 つの力」の達成状況を多面的に把握する取組みに着手している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

基準 2 に関しては、内部質保証に関する規程及び方針を定め、内部質保証会議を中心とする全学的な体制を整備していることから、大きな未充足事項は認められない。一方で、自己点検・評価の過程において、内部質保証の実質化に向けた課題も確認された。

第一に、各部署及び各教育研究組織が保有するデータを全学的に横断して分析し、教育課程、学生支援、入学者確保、学修成果の把握、研究活動、地域連携等の改善に体系的に結び付ける仕組みについては、なお充実させる余地がある。現時点では、所掌業務に応じたデータ収集・活用は各部署で行われているものの、全学的な IR 機能としてデータの所在、管理方法、分析結果の共有方法を整理し、内部質保証の根拠資料として継続的に活用する仕組みの明確化が課題である。

第二に、学生及び学外関係者から得られる意見・要望については、授業改善アンケート、学生生活アンケート、卒業アンケート、企業訪問、実習評価、地域連携事業の振り返り等を通じて把握しているが、それらを全学的に集約・分析し、内部質保証に体系的に接続する仕組みは発展途上である。特に、企業訪問や面談、実習評価、地域連携事業の振り返り等から得られる情報については、記録の方法、共有の範囲、改善への反映過程を明確にし、次年度以降の自己点検・評価において改善状況を確認できるようにする必要がある。

第三に、2026 年度版は認証評価の受審用提出版となるため、各学部・学科、学環、研究科及び事務部署ごとに詳細な記述を積み上げる現在の形式が、評価機構に対して本学の内部質保証の仕組みと機能性を最も分かりやすく示す形式であるかについて、改めて検討する必要がある。2025 年度版では各組織の状況を把握することに重点を置いたが、受審用提出版では、全学的な内部質保証の仕組み、各組織の PDCA、根拠資料との対応関係を、より整理された形で示すことが課題である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

基準 2 で確認された課題に対しては、内部質保証に関する規程及び方針に基づく体制を維持しつつ、自己点検・評価の実質化と受審用提出版に向けた記述・エビデンス整理を進めていく。

第一に、各部署及び各教育研究組織が保有するデータについて、内部質保証の観点から整理し、収集方法、管理方法、分析結果の共有方法を明確化する。特に、内部質保証方針の別表に設定した点検事項、KPI 及び目標値との対応を確認し、自己点検・評価報告書の

記述とエビデンス集との関係をより分かりやすく整理する。これにより、IR等を活用したデータに基づく点検・評価の実効性を高める。

第二に、学生及び学外関係者から得られる意見・要望について、把握・分析・共有・改善への反映の流れを明確にする。学生生活アンケート、卒業アンケート、授業改善アンケート等については、回答率向上、分析結果の共有、学生・教職員へのフィードバックの方法を検討する。また、企業訪問、企業との面談、実習評価、地域連携事業の振り返り等については、記録方法及び共有範囲を整理し、内部質保証会議において全学的な課題として確認できるようにする。

第三に、2026年度版の作成に向けて、基準2の記述形式を再検討する。各組織別の詳細な記述を活かしつつ、受審用提出版としては、内部質保証会議、方針検討・実施委員会、自己点検・評価報告書、内部質保証方針別表、KPI、エビデンス集、中期経営計画及び各組織のアクションプランとの関係が一読して分かる構成に整理する。あわせて、2025年度版の公表後、規程に基づき設置している方針検討・実施委員会において、各組織から提出された個別のデータ、自己評価及び課題を大学全体の視点から分析・総括する。同委員会は副学長を長とし、委員が分担して各基準・各組織の記述及び根拠資料を確認し、2026年度版の自己点検・評価報告書における記述のあり方、並びに各部署・各組織が2026年度中に実際に改善すべき事項を整理する。その結果を秋の内部質保証会議において検討し、受審用提出版の作成及び改善活動に反映させる。以上の取組みにより、本学は、内部質保証の仕組みを一層実質化し、認証評価において本学の改善サイクルを適切に示すことを目指す。

基準 3. 学生

3-1. 学生の受入れ

①アドミッション・ポリシーの策定と周知

②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知

本学は、建学の精神及び各学部・学科、学環、研究科の教育研究上の目的を踏まえ、入学者受入れ方針であるアドミッション・ポリシーを策定している。アドミッション・ポリシーでは、入学後の学修に必要な基礎的・基本的な知識・技能、これらを活用して課題を解決しようとする思考力・判断力・表現力、主体的に学修に取り組む態度を求めるとともに、本学の建学の精神に関わる実践的ボランティア及び公正性を重視している。これにより、本学が求める入学者像を明確にし、各入学者選抜の基本方針として位置付けている。

アドミッション・ポリシーは、大学全体の方針に加え、各学部・学科、学環及び研究科ごとに定めており、大学ホームページ、学生募集要項、入試ガイド等を通じて受験生、高等学校関係者、保護者及び社会に公表している。学生募集要項及び入試ガイドにおいては、各選抜区分の出願資格、選考方法、評価の観点等とあわせてアドミッション・ポリシーを示し、受験生が本学の求める学生像及び入学後の学びを理解したうえで出願できるようにしている。

また、オープンキャンパス、進学相談会、高等学校訪問、大学説明会等の入試広報活動においても、各学部・学科、学環及び研究科の教育内容、取得可能な資格、卒業後の進路等と関連付けながら、アドミッション・ポリシーの趣旨を説明している。入試広報部は、関係学部・学科、学環、研究科及び事務部署と連携し、受験生及び高等学校関係者に対して、本学の教育理念、求める入学者像及び入学者選抜の方針が適切に伝わるよう、周知方法の改善に努めている。以上のことから、本学は、アドミッション・ポリシーを適切に策定し、学内外に周知していると判断できる。

3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学は、アドミッション・ポリシーに沿って、一般選抜、学校推薦型選抜、総合型選抜、大学入学共通テスト利用選抜、編入学試験及び大学院入学試験等を実施し、多様な背景をもつ志願者を適切に評価するよう努めている。各選抜区分においては、学力試験、調査書、志望理由書、面接、小論文等を組み合わせ、入学後の学修に必要な基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体的に学修に取り組む態度等を確認している。また、各学部・学科、学環及び研究科の教育研究上の目的とアドミッション・ポリシーに照らし、

それぞれの学びに必要な資質・能力を適切に評価するよう、選抜方法の点検を行っている。

入学者受入れの検証については、入試広報部を中心に、志願者数、受験者数、合格者数、入学者数、選抜区分別の状況、入学定員充足率等を把握し、入試結果の分析を行っている。分析結果は、入試広報部内での検討に加え、大学運営会議、教授会、関係学部・学科、学環及び研究科等において必要に応じて共有し、次年度以降の学生募集方針、入試広報活動及び選抜方法の見直しに活用している。

また、入学者の入学後の学修状況については、法人事務局企画調査室が毎年度作成するGPA分析及び学生異動状況に関する資料を参照し、入試区分別 GPA、上位・下位層の分布、出身高校別 GPA、入学年度別 GPA 推移等を確認している。これにより、各選抜区分により受け入れた学生が、入学後にどのような学修状況を示しているかを把握し、アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実効性を検証するための基礎資料として活用している。

さらに、オープンキャンパス、進学相談会、高等学校訪問等を通じて得られた受験生、高等学校教員及び保護者からの意見や質問も、入学者受入れの改善に資する情報として把握している。これらの情報を踏まえ、入試広報部は、受験生にとって分かりやすい情報発信、選抜区分ごとの趣旨の明確化、各学部・学科、学環及び研究科の特色の発信に努めている。以上のことから、本学は、アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れを実施し、その結果を検証していると判断できる。

3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学は、各学部・学科、学環及び研究科において、入学定員、収容定員、志願者数、受験者数、合格者数、入学者数及び入学定員充足率等を継続的に把握し、入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持に努めている。入学者数については、年度ごとの入試結果をもとに、学部・学科、学環及び研究科ごとに確認し、定員充足状況や入学者数の推移を分析している。

一部の学科・研究科においては、入学定員の未充足が課題となっている。これに対して、入試広報部は、各学部・学科、学環及び研究科と連携し、オープンキャンパス、高等学校訪問、進学相談会、大学説明会、大学ホームページ、入試ガイド等を通じて、教育内容、取得可能な資格、卒業後の進路、学びの特色等をより分かりやすく発信している。また、志願者動向や入学者数の推移を踏まえ、選抜区分のあり方、広報時期、広報媒体、進学相談の内容等について検討し、入学者確保に向けた改善に取り組んでいる。

大学院についても、各研究科において入学者数及び定員充足状況を確認し、内部進学者の確保、学部学生への進学意識の醸成、社会人学生の受入れ、研究科の教育研究内容の発信等を通じて、入学者確保に努めている。今後も、少子化や大学進学者数の減少、地域の進学動向等を踏まえ、各学部・学科、学環及び研究科の魅力を的確に発信するとともに、入学者数の維持に向けた入試広報及び選抜方法の検証を継続して行う。以上のことから、本学は、入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持に向けて、継続的な点検と改善に取

り組んでいると判断できる。

3-2. 学修支援

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

②TA (Teaching Assistant) の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学では、教員と事務職員が協働し、学生の履修、授業出席、成績、休学・復学、卒業判定等に関する情報を共有しながら、学修支援を行っている。学務部は、履修登録、授業運営、成績管理、各種手続き、修学相談等に関する事務的支援を担い、各学部・学科、学環及び研究科と連携して、学生の学修状況を把握している。

各学科等においては、担任、アドバイザー、ゼミ担当教員、教務委員や学生委員等が学生の履修状況、出欠状況、成績状況を確認し、必要に応じて個別面談や履修指導を行っている。学務部は、IC-UNIPA 等を通じて把握される出欠情報や成績情報をもとに、授業欠席の多い学生、成績不振学生、休学・復学希望者、卒業不可者等について、学科教員と情報を共有し、学生の状況に応じた支援につなげている。

卒業不可者への面談や成績不振学生への個別面談などにおいては、学科教員と学務部職員が協働して対応し、学生が自身の学修状況を理解し、今後の履修計画や修学継続について適切に判断できるよう支援している。これらの取組みは、教員による教育的指導と職員による制度・手続面での支援を組み合わせたものであり、学生一人ひとりの状況に応じた学修支援体制として機能している。

さらに、学修上の課題を抱える学生への支援に加え、障がいのある学生、経済的支援を必要とする学生、心身の健康や学生生活上の課題を抱える学生についても、学務部、保健室、カウンセリング子育て支援センター、各学科等が連携して対応している。

また、学生の学修継続に関する支援に当たっては、法人事務局企画調査室が毎年度作成する GPA 分析及び学生異動状況に関する資料も参照している。同資料では、退学・除籍・転科等の学籍異動状況、退学理由、学科別・入試区分別の傾向等が整理されており、授業欠席の多い学生、成績不振学生、休学・復学希望者等への支援や退学防止に向けた対応を検討する際の基礎資料として活用している。

以上のことから、本学は、教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制を整備し、学生の学修継続と学修成果の達成を支援していると判断できる。

3-2-② TA (Teaching Assistant) の活用をはじめとする学修支援の充実

生活科学部では、内部質保証の一環として、SA (Student Assistant) 制度を活用した学修支援の充実に取り組んでいる。心理福祉学科では、上級生による実験・実習支援を実施し、学生同士が学び合う協働的な学修環境の形成を推進している。これらの取組は、学生の主体的学修の促進や授業理解の向上につながっている。一方、食物健康科学科では、上級生が国家試験対策等に多くの時間を要することから、SA 制度の十分な活用には至っていない。SA の役割や運用方法については改善の余地も認められるため、今後は活動内容や教育効果の検証を行い、より効果的な学修支援体制の構築を目指す。

看護学部では、SA 活用についてのプロトコルは整備してあるが、各学年ともカリキュラムや実習等の履修が忙しく、現時点で SA は活用されていない。看護学研究科の院生は、授業や学部の実習に TA や実習指導助手として支援に携わりお互いの学修成果向上に貢献している。また、演習系の科目には、地域の方々に模擬患者 SP (Simulated Patient) として参加いただき、より臨床場面に近づけた学修環境を提供している。

文学研究科では、修学への経済的支援としてティーチング・アシスタント (TA) の機会提供を積極的に行なっている。修士論文作成を最終目標とする学修にかかわる精神面を含む支援については、定例会議での緊密な情報共有のもと、指導教員をはじめ研究科全体として対応している。

生活科学研究科においては食物健康科学科の実習・実験系科目、心理福祉学科の実習・演習、検査、実験系科目において院生 TA を活用している。学部生への学習支援を行うことで、自身の知識や思考力の醸成に繋がり、研究や教育力の修得にも効果が見られている。

障がいのある学生の支援については、2022 年度に「障がいのある学生の支援をするためのガイドライン」を策定し、「障がい学生支援検討協議会」を開催し、専門的知見を持つ学内の障がい学生アドバイザー（教員）からの助言を得て、合理的配慮に関する配慮文の検討を行い、当該学生が受講する科目の担当教員へ配布している。2025 年度は、ガイドラインに則り定例で 2 回（9 月、3 月）、臨時で 1 回（5 月）、計 3 回の協議会を開催した。また部署との連携により 1 名の学生への配慮について、個別サポートチームの会合を開催し、学科教員アドバイザーによる支援につなげた。2025 年度の配慮文の件数は、継続 21 件、新規 8 件であった。障がいのある学生の支援については、ガイドラインによる対応をしてきたが、規程策定を含め支援体制を見直していく必要がある。また授業欠席の多い学生や成績不振学生については、個々の状況に応じて、学科教員と情報共有をしてきめ細やかな対応をしていく。経済的支援については学生が適正に受給できるよう、今後も制度に関する情報収集に努め支援していく。

修学支援として、学務部では IC-UNIPA の出欠管理を利用し、授業欠席の多い学生の調査結果を学科に提供し学科教員による指導をサポートしている。また休学希望者、復学希望者については、学科教員による助言・指導に加え、制度や手続きについての説明を行い学生が適切な選択ができるようにサポートしている。さらに卒業不可者の面談については、2022 年度からは当該学生が所属する学科の教員と学務部職員とが協働で実施するように

変更し、きめ細やかな指導を行っている。なお成績不振者に対する支援として、学科ごとに GPA や取得単位数を使って成績不振学生の基準を策定し、修学を支援するための個別面談を年 1～2 回行っており、面談では成績不振に陥っている要因を特定し、報告書を面接者に記入してもらっている。2025 年度の面談件数は、前期 73 件、後期 108 件であった。これらの学修支援については、『Campus Life』に掲載して学生への周知を図っている

3-3. キャリア支援

①教育課程におけるキャリア教育の実施

②キャリア支援体制の整備

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施

本学は、学生が自己理解、職業理解及び社会理解を深め、卒業後の進路を主体的に選択できるよう、各学部・学科、学環及び研究科の教育課程においてキャリア教育を実施している。教育課程では、初年次教育、専門科目、演習科目、実習科目、インターンシップ、資格取得に関わる科目等を通じて、学生が自らの学びと将来の進路との関係を理解し、社会的・職業的自立に必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体的に学修に取り組む態度を身に付けることを目指している。

各学部・学科においては、それぞれの専門分野及び卒業後の進路特性に応じ、教育・保育、福祉、食物・健康、看護、経営、国際理解、地域連携等に関わる実践的な学修機会を設けている。実習、演習、フィールドワーク、地域連携活動等を通じて、学生は専門的知識を実社会の課題と結び付けて理解し、将来の職業生活に必要な実践力を養っている。

また、資格取得に関わる教育課程を有する学科では、教職課程、保育士養成課程、管理栄養士養成課程、看護師・保健師養成課程、公認心理師・社会福祉士養成課程等において、法令等に基づく科目、実習、事前・事後指導を体系的に配置し、専門職として必要な資質・能力の育成を図っている。さらに、キャリア支援センターが公表している就職実績等の情報を通じて、学生の進路状況を把握し、教育課程における学びと卒業後の進路との接続を確認している。これらの取組により、本学は、教育課程において学生の社会的・職業的自立に資するキャリア教育を実施していると判断できる。

3-3-② キャリア支援体制の整備

本学は、学生一人ひとりが卒業後の進路を主体的に選択し、社会的・職業的自立に必要な力を身に付けられるよう、キャリア支援センターを中心としたキャリア支援体制を整備している。キャリア支援センターは、進路・就職に関する相談、求人情報の提供、履歴書・エントリーシート作成支援、面接指導、就職活動に関する各種ガイダンス等を実施し、学

生の進路選択及び就職活動を継続的に支援している。

キャリア支援に当たっては、低年次からの進路意識の形成、自己理解・職業理解の促進、就職活動の準備、個別相談、求人紹介等を段階的に行っている。また、学生の希望進路や就職活動の状況に応じて、個別面談や書類添削、模擬面接等を実施し、学生が自らの適性や学修成果を踏まえて進路を選択できるよう支援している。さらに、企業、病院、福祉施設、教育・保育関係機関等との連携を通じて、求人情報や採用動向を収集し、学生への情報提供に活用している。

各学部・学科、学環及び研究科においては、専門分野や資格取得、実習、卒業後の進路特性を踏まえ、キャリア支援センターと連携しながら学生の進路支援を行っている。教員は、ゼミ、実習指導、資格取得支援、個別面談等を通じて、学生の学修状況や進路希望を把握し、必要に応じてキャリア支援センターにつなげている。これにより、教育課程における学びと進路支援とを接続し、教職協働による支援体制を整えている。

また、キャリア支援センターは、就職実績、進路状況、求人状況等を把握し、大学ホームページ等を通じて就職実績を公表している。これらの情報は、学生・保護者・受験生への情報提供に資するとともに、各学部・学科、学環及び研究科における教育内容や進路支援の改善を検討する際の基礎資料として活用されている。以上のことから、本学は、キャリア支援センターを中心に、各教育研究組織及び関係部署と連携したキャリア支援体制を整備し、学生の進路選択及び就職活動を適切に支援していると判断できる。

3-4. 学生サービス

①学生生活の安定のための支援

(1) 3-4 の自己判定

「基準項目 3-4 を満たしている。」

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

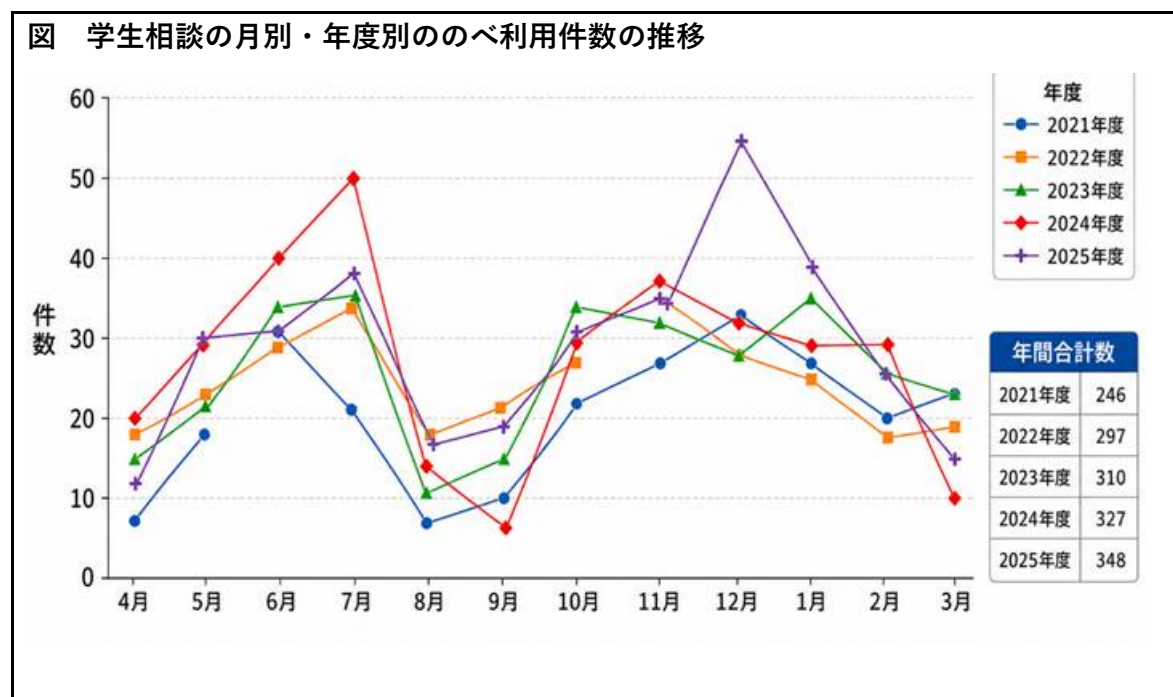
3-4-① 学生生活の安定のための支援

「茨城キリスト教大学学生団体企画奨励金」制度を設けて、学生の自主的な団体活動を経済面で支援している。2025 年度は選考会の結果、申請のあった 2 団体に奨励金を支給した。年度末には活動内容および決算に係る報告書の提出を求めた。引き続き制度の周知を図り、学生の主体的な活動を支援していく。

心身の健康等に関する指導・相談の窓口は、学務部学務課学生生活担当、保健室、カウンセリング研究室などが主なる部署となるが、学科教員をはじめキリスト教センターなど大学内の様々なところが相談の窓口となっている。必要時、部署間での情報共有をしながら、学生への支援につなげている。2025 年度の保健室利用者数は、学生 195 名、教職員 14 名であった。学生の利用内訳は、体調不良 85 名、外傷 56 名、メンタル 7 名、救急搬送 1 名、その他（相談含む）46 名であった。

ハラスメントについては、学園に「ハラスメント防止委員会」があり、『Campus Life』、HP、学内のポスターなどで周知している。また『LGBT+等に対する対応について』をHPに掲載し、相談窓口についても『Campus Life』で周知している。2025年度、学務部において、ハラスメント、LGBTQ+に関する相談はなかった。

学生の心的支援については、カウンセリング子育て支援センターの心理相談員が学生相談業務を担っている。2025年度は心理相談員3名（いずれも非常勤職員）体制で対応し、のべ348件、実人数47名の相談対応を行った。下図に2021年度以降の学生相談件数の推移を示す。年間の相談件数は2025年度が最も多かった。月別の相談件数では、例年最も相談件数が多い時期は6～7月で、大学の長期休暇期間は相談件数が少なくなる傾向がある。2025年度の相談内容の内訳は「精神衛生」170件（48.7%）、「心理・性格」52件（14.9%）、「対人関係」20件（5.7%）、「進路・就職」17件（4.9%）、「学業」15件（4.3%）、「LGBTQ等」8件（2.3%）等となっている。また、学務部と年6回の学生相談カンファレンスを実施し、学内での連携をはかっている。学生相談は年々増加することが推測されるものの、現状、相談員の相談体制を鑑み、積極的なアナウンスは実施できていないため、相談体制の整備が課題である。



学生に対する経済的支援としては、高等教育の修学支援制度を含む授業料減免制度、各種の奨学金があり、その情報提供は『Campus Life』やIC-UNIPA、学内掲示等で適切に行っている。2025年度の授業料減免を2名の学生が受給し、茨城キリスト教大学同窓会奨学金を1名の学生が受給した。また2025年度の修学支援制度受給者は488名であり、そのうち新規申請者249名については、修学支援委員会においてその適格について判断をした。また2025年度は「高等教育の修学支援制度」に関する研修会に担当職員が参加し情報収集に努めた。

経済的支援については学生が適正に受給できるよう、今後も制度に関する情報収集に努め支援していく。

3-5. 学修環境の整備

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

②図書館の有効活用

③施設・設備の安全性・利便性

(1) 3-5 の自己判定

「基準項目 3-5 を満たしている。」

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

本学では、校地・校舎等の学修環境について、管財課を中心に関係部署と連携し、計画的かつ適切な維持管理を行っている。2025 年度においても、前年度に引き続き、施設・設備の定期的な点検を実施している。老朽化や不具合が確認された箇所については、教育研究活動への影響を考慮しつつ優先度に基づき修繕している。

また、文部科学省の施設整備費補助金予算を確認し、本学にて申請可能な事業について整理し、大学執行部に提案したうえで、各学部学科において必要な施設設備の充実を図っている。例年、同補助金を活用し、各学科の教育研究環境を整備している。

<改善の方策>

教育研究環境整備に向けた計画を策定・共有することにより、大学内で必要な施設・設備を計画的に整備し、必要に応じて補助金を申請するなどの施設マネジメントが求められる。また、学生生活アンケート結果を踏まえた、ICT 環境も含めた学修環境の快適さを点検する仕組みの構築を検討する。

3-5-② 図書館の有効活用

<図書館の整備状況・学術情報提供の現況>

本学図書館は、学生の主体的な学修および教員の教育・研究活動を支援する学術情報基盤として整備されている。蔵書は約 27 万冊を所蔵し、約 500 種の雑誌、DVD・CD 等の視聴覚資料を 1 万点以上備え、多様な学修・研究ニーズに対応している。これらの資料は OPAC（オンライン閲覧目録）により検索可能であり、円滑な資料利用環境を整えている。

また、教員の研究支援の観点から、電子ジャーナル、オンラインデータベース、電子ブック等の電子的学術情報資源を整備し、国内外の学術論文や専門資料の提供を行っている。学外からのアクセスにも対応した電子図書館サービスを通じて、時間や場所に制約されない研究環境を提供しているほか、文献複写・相互貸借（ILL）等のサービスにより、必要な研究資料の入手支援を行っている。

開館時間は、平日は8時30分から20時30分まで、土曜日は9時から17時までとしており、授業時間外の学修および研究活動にも配慮した運営を行っている。館内には閲覧スペースや視聴覚ライブラリーを設置し、無線LAN環境や情報機器の利用を可能とすることで、個人学修のみならずグループ学習や研究活動にも対応している。

図書館サービスとして、貸出・返却、レファレンスサービス、文献複写、相互貸借（ILL）等を提供しており、「マイライブラリ」機能を通じて各種申込みや利用状況の確認をオンラインで行うことができる。また、地域に開かれた図書館として、所定の手続きにより地域住民の利用も認め、社会貢献にも寄与している。

<年間来館者数、年間貸出冊数、年間ラーニングコモンズ利用者数>

2025年度における図書館利用状況について、年間来館者数、年間貸出冊数、年間ラーニングコモンズ利用者数の三指標（KPI）に基づき検証を行った。年間来館者数は45,072人であり、前年度（45,349人）と比較して微減（99.4%）となったが、概ね安定した水準を維持しており、学生および教職員にとっての基盤的な利用環境として機能していると評価できる。一方、年間貸出冊数は8,897冊であり、前年度（9,957冊）と比較して減少（89.4%）が見られたが、教育・心理・看護系学科を中心に授業や課題と連動した利用は継続している。また、ラーニングコモンズの個人利用者数は5,027人となり、前年度（6,830人）から減少（73.6%）した。ラーニングコモンズの団体利用については、2025年度の利用者数合計は640人となり、前年度（362人）から増加（176.8%）した。授業利用やグループ活動での活用が進んだことによる団体利用の拡大がうかがえる。さらに、学生を対象とした利用者アンケートにおいては、館内の空調環境に対する不満が一定数寄せられている。築30年以上を経過した図書館の空調設備は不具合により館内温度の調整が難しい状況にあり、利用者の快適性の低下および職員の対応負担の増加につながっている。加えて、電子資料については媒体ごとの利用状況に差が見られ、サービスの認知度や利用方法の理解が十分でない点も課題として挙げられる。ラーニングコモンズについても利用ニーズは確認されているものの、授業外での活用や支援体制の在り方について引き続き検討が必要である。

<改善の方策>

電子資料については、各媒体の利用実績を踏まえた契約内容の精査を行い、費用対効果の観点から継続的な見直しを実施している。データベースについては教員の研究ニーズを反映したトライアルを行い、その結果を踏まえて既存契約の見直しや新規導入の検討を進めるなど、研究支援機能の強化に取り組んでいる。

また、利用講習会の実施やガイダンスの充実、学内システムUNIPAを活用した情報発信等を通じて、電子資料の認知度向上と活用促進を図っている。加えて、図書の利用促進に向けて、図書館ガイダンスの活用、推薦図書の可視化、学科の特性に応じた選書等を通して、授業・課題との連動を強化している。

ラーニングコモンズについては、利用実績およびアンケート結果を踏まえ、環境整備を進めるとともに、学生向けワークショップや展示、データベース利用講習、また、研究交流事業の計画等を通して、学修および研究教育支援機能の再強化を図っている。

空調設備に関する課題については、管財課と連携し、修繕および運用面での改善を進めているが、構造的制約もあり短期的な解決は困難であるため、中長期的な改善を視野に入れた対応が必要である。

以上の現状分析および改善方策の検討については、図書館長を中心として定期的な点検を行い、その結果を図書館運営委員会において共有・検討した上で、段階的な改善を実施している。

3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

学生生活アンケートにおいて、『6号館や7号館トイレが他の建物に比べて暗くて古い』という声があったため、当該内容を管財課に共有した。管財課にて改修を検討した結果、2025年度内に改修を実施することを決定し、工事を実施した。バリアフリー対応については、障害のある学生の受け入れにあたり、学務部が対象学生と入学前に面談を実施している。面談結果を踏まえ、管財課と連携し、段差解消や固定机を取り外し等の対応を行い、学修環境の向上に資する取組を継続している。

<改善の方策>

学生生活アンケートの所管が学務部であること、また障害のある学生の受入れに関する対応も学務部が担当していることから、要望は学務部から管財課へ直接共有する運用となっており、現状では庶務課が関与する体制となっていない。迅速な対応を要する案件が多いことも背景として、この連絡経路を採っている。一方で、学生の意見が施設・設備の改善につながった事例や対応結果について、学内への周知が十分でない。今後は、迅速性を維持しつつ、要望の受付・記録、対応状況の共有、結果の周知までを一連で管理する仕組みを整備し、PDCAサイクルを確立する。

[基準3の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

第一に、アドミッション・ポリシーに基づく入学者受入れを実施し、その結果を志願者数、受験者数、合格者数、入学者数、選抜区分別状況、入学定員充足率等により継続的に把握している点が挙げられる。大学ホームページ、学生募集要項、入試ガイド、オープンキャンパス、高等学校訪問等を通じて、各学部・学科、学環及び研究科の教育内容、取得可能な資格、卒業後の進路等を周知し、受験生及び高等学校関係者に対して本学の求める学生像を分かりやすく示している。

第二に、学修支援については、学務部と各学部・学科、学環及び研究科が連携し、履修、出欠、成績、休学・復学、卒業判定等に関する情報を共有しながら、教職協働による支援を行っている。授業欠席の多い学生、成績不振学生、休学・復学希望者、卒業不可者等に対して、学科教員と学務部職員が連携して面談や履修指導を行っていることは、学生一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援として評価できる。また、TA・SAの活用、障がいのある学生への合理的配慮、経済的支援、心身の健康相談等を通じて、学生の学修継続と学

生生活の安定を支えている。

第三に、キャリア支援については、教育課程における実習、演習、インターンシップ、資格取得関連科目等を通じたキャリア教育と、キャリア支援センターを中心とした進路・就職支援体制とを接続している点が特色である。キャリア支援センターは、進路・就職相談、求人情報の提供、履歴書・エントリーシート作成支援、面接指導、各種ガイダンス等を実施し、各学部・学科、学環及び研究科と連携しながら、学生の進路選択及び就職活動を支援している。また、就職実績や進路状況を把握・公表し、教育課程及び進路支援の改善に活用している。

第四に、学生サービス及び学修環境の整備については、学生団体活動への支援、保健室及びカウンセリング子育て支援センターによる相談対応、奨学金や授業料減免制度による経済的支援、図書館・ラーニングコモンズの整備、施設・設備の修繕及びバリアフリー対応等を通じて、学生が安心して学修に取り組める環境を整えている。特に、学生アンケート等により把握した意見を施設・設備の改善につなげている点は、学生の声を反映した学修環境改善の取組みとして評価できる。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

基準3に関しては、学生の受入れ、学修支援、キャリア支援、学生サービス及び学修環境の整備について、概ね適切に実施されている。一方で、自己点検・評価の過程において、学生支援の実質化と継続的改善に向けた課題も確認された。

第一に、学生の受入れについては、一部の学科・研究科において入学定員の未充足が課題となっている。少子化や大学進学者数の減少、地域の進学動向等を踏まえ、各学部・学科、学環及び研究科の特色、教育内容、資格取得、卒業後の進路等をよりの確に発信し、志願者確保及び入学者数の維持に向けた取組みを継続する必要がある。また、入学者選抜の結果については、選抜区分別の入学後の学修状況等も含めて検証し、アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実効性を高めていくことが課題である。

第二に、学修支援については、授業欠席の多い学生、成績不振学生、休学・復学希望者、卒業不可者等への個別支援が行われているものの、学生の状況が多様化していることから、早期把握、情報共有、支援後のフォローアップをより組織的に行う必要がある。障がいのある学生への合理的配慮については、ガイドラインに基づく対応が行われているが、支援体制の明確化や規程整備を含め、継続的な見直しが課題である。また、学生相談件数の増加を踏まえ、相談体制の整備及び関係部署間の連携を一層充実させる必要がある。

第三に、キャリア支援については、教育課程におけるキャリア教育とキャリア支援センターによる正課外支援が実施されているが、各学部・学科、学環及び研究科の進路特性に応じた支援内容の検証、就職実績や進路状況の分析、企業・実習先等から得られる情報の活用を、より体系的に行う余地がある。さらに、学生サービス及び学修環境については、学生アンケート等を通じて把握した意見を改善につなげている一方、要望の受付、対応状

況の共有、改善結果の周知までを一連の仕組みとして整理し、PDCA サイクルを明確にすることが課題である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

基準3で確認された課題に対しては、学生の受入れから卒業後の進路支援までを一体的に捉え、各部署及び各教育研究組織が連携しながら改善を進めていく。

第一に、学生の受入れについては、入試広報部を中心に、志願者数、受験者数、合格者数、入学者数、選抜区分別状況、入学定員充足率等を継続的に分析し、各学部・学科、学環及び研究科と共有する。入学定員の未充足が課題となっている学科・研究科については、教育内容、取得可能な資格、卒業後の進路、特色ある学修機会等をより分かりやすく発信するとともに、オープンキャンパス、高等学校訪問、進学相談会、大学ホームページ等の広報内容を見直す。また、選抜区分ごとの入学後の学修状況を確認し、アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの検証を継続する。

第二に、学修支援については、IC-UNIPA 等を活用した出欠・成績情報の把握を継続し、授業欠席の多い学生、成績不振学生、休学・復学希望者、卒業不可者等について、学科教員と学務部職員が早期に情報共有し、個別面談や履修指導につなげる体制を強化する。障がいのある学生への支援については、現行のガイドラインに基づく対応を継続しつつ、支援体制の明確化及び規程整備を検討する。学生相談については、相談件数の増加や相談内容の多様化を踏まえ、保健室、カウンセリング子育て支援センター、学務部、各学科等の連携を強化し、学生が必要な支援につながりやすい体制の充実を図る。

第三に、キャリア支援については、キャリア支援センターと各学部・学科、学環及び研究科との連携を継続し、教育課程におけるキャリア教育と正課外の進路・就職支援を接続させる。就職実績、進路状況、求人状況、企業・実習先等から得られる情報を把握し、学生への情報提供、個別相談、書類添削、模擬面接、ガイダンス等の改善に活用する。あわせて、卒業後の進路状況を教育課程及び学生支援の改善に結び付けるため、関係部署間での情報共有を一層進める。

第四に、学生サービス及び学修環境については、学生生活アンケート、卒業アンケート、図書館利用状況、施設・設備に関する要望等を継続的に把握し、改善に活用する。施設・設備に関する学生からの意見については、要望の受付、記録、対応状況の共有、改善結果の周知までを一連で管理する仕組みを整備し、学生の声を学修環境の改善に反映させるPDCA サイクルを明確にする。以上の取組みにより、本学は、学生の受入れ、学修支援、キャリア支援、学生サービス及び学修環境の各側面を連動させ、学生が安心して学び、主体的に進路を選択できる支援体制の充実を図っていく。

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学は、建学の精神、大学の使命・目的及び各学部・学科、学環、研究科の教育研究上の目的を踏まえ、学位授与方針であるディプロマ・ポリシーを策定している。ディプロマ・ポリシーでは、キリスト教精神に基づく実践的ボランティア及び公正性に加え、知識・技能、思考力・判断力・表現力、学修に主体的に取り組む態度を、学生が卒業又は修了までに身に付けるべき資質・能力として位置付けている。

ディプロマ・ポリシーは、大学全体の方針に加え、各学部・学科、学環及び研究科ごとに定めており、大学ホームページ、履修要覧、学生募集要項等を通じて学内外に公表している。履修要覧においては、各課程の教育研究上の目的、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを関連付けて示し、学生が自らの所属する課程において求められる学修成果を理解できるようにしている。

また、年度当初の新入生ガイダンス、学科・学環・研究科ごとの履修ガイダンス、資格課程ガイダンス等において、ディプロマ・ポリシーと卒業要件、修了要件、履修方法、成績評価及び単位認定との関係を説明している。各授業科目のシラバスには、授業の到達目標、授業計画、成績評価方法及び評価基準を明示し、各科目における学修成果がディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力の育成とどのように関係するかを学生が確認できるようにしている。

さらに、各学部・学科、学環及び研究科では、ディプロマ・ポリシーを教育課程編成、履修指導、成績評価、卒業判定及び修了判定の基礎として位置付けている。教育課程の体系性については履修系統図等により示し、学生が学年進行に応じて必要な知識・技能を段階的に修得し、最終的にディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力の達成へ至るよう配慮している。

以上のことから、本学は、建学の精神及び教育研究上の目的に基づきディプロマ・ポリシーを適切に策定し、大学ホームページ、履修要覧、ガイダンス及びシラバス等を通じて学生、教職員、受験生及び社会に周知していると判断できる。

4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

【現代英語学科】

ディプロマ・ポリシーは『履修要覧』に明示している。科目のシラバスには到達目標、評価基準及び評価方法を記し、授業での説明を徹底することで学生に周知している。『中等教育実習』の履修に際しては、英語力に関する外部テストのスコアと英語指導に係る科目のGPA要件を課して厳正に適用している。

【文化交流学科】

他学科等と同じく、ディプロマポリシーに掲げる「5つの力」が全授業の評価基準と一致しており、したがって各授業における単位認定基準そのものとなっている。各資格取得のための実習要件や卒業認定基準についても履修要覧等で周知し、厳正に適用している。

【児童教育学科】

ディプロマ・ポリシーは履修要覧に明示している。また、実習科目においては、実習に必要な学修の到達度を確認するために履修要件を定めている。履修要件の確認は厳正に行われており、その確認にあたっては、学務部および教職課程委員会と協働している。

【心理福祉学科】

心理福祉学科では、各授業科目のシラバスに到達目標、成績評価基準、評価方法を具体的に記載し、授業開始時にも説明を行っている。また、進級や実習参加にあたっては履修条件を設け、学修到達度を確認した上で次段階の学びへ進める体制を整えている。これらの基準については、履修ガイダンスや学科指導を通じて学生に周知し、適切な運用に努めている。心理福祉学科に特有の事項として、公認心理師養成課程および社会福祉士養成課程では、国家資格取得に必要な演習・実習科目について、法令で定められた時間数や受講人数上限を踏まえ、適切なクラス数を確保したうえで実施している。特に、社会福祉士および公認心理師養成課程における演習・実習科目については、出席状況、実習態度、実習記録、実習先機関からの評価等を総合的に確認し、専門職養成に必要な水準を満たしているかを判断した上で単位認定を行っている。また、実習報告会や実習連絡協議会を対面で開催し、実習先機関との連携強化や実習指導体制の整備を図ることで、教育の質保証と評価の厳正性を担保している。一方で、課題として、実習支援システムの整備が十分ではなく、実習指導に関する事務的・教育的負担が教員側に集中しやすい状況がある。そのため、実習教育の効率化と質の向上を図るため、ICTを活用した実習支援システム（実習記録・指導記録の電子化等）の導入について、引き続き検討を進めていく。

【食物健康学科】

食物健康科学科のディプロマ・ポリシーは、履修要覧等に適切に明示されている。また

履修要覧には、履修事項としての単位の認定、卒業要件、授業科目の履修、履修登録、試験および成績評価が記載されている。

さらに食物健康科学科では、2年次から3年次への進級において独自の進級基準を策定している。これは、3年次以降に学外での実習科目（臨地実習）が設置されているからである。進級基準はその旨を履修要覧に記載している。これらについては、学務部との協働のもと、ガイダンスにおいて説明・周知を行っている。以上の理由から、厳正な適用がなされていると考える。

【看護学科】

履修要覧にディプロマ・ポリシーが明記され、授業および単位と卒業要件、履修登録、定期試験および成績評価が記されている。また、看護学部看護学科科目の履修に関する規程には、臨地実習および研究方法論演習に関わる科目の履修要件が定められている。看護師養成課程、保健師養成課程、臨地実習科目を履修するために前提となる修得済みとなる学科科目の運営と単位認定の共有化と具体的な学生指導体制を構築することが必須課題となる。

【経営学科】

単位認定基準および卒業認定基準については、大学ホームページ・入学案内・履修要覧等を通じて学生に周知している。卒業要件（取得単位数・必修科目等）の運用については、教務委員を中心に適正な管理が行われている。

卒業研究は必修科目ではないが、学科における学修の集大成として位置づけている。2025年度は卒業対象者70名中45名が提出しており（提出率64.3%）、履修・提出率の向上が課題である。卒業研究の評価については指導教員の裁量に委ねられているが、ディプロマ・ポリシーの達成確認という観点から、評価基準の共通化と履修促進に向けた取り組みを科会における検討課題として位置づけ、段階的に取り組んでいく。

【未来教養学環】

未来教養学環ではディプロマ・ポリシーが定められており、履修要覧等により適切に公表されている。履修要覧には学環の授業科目、必要単位、履修規定及び卒業要件も明記されている。また、全科目のシラバスに授業計画及び成績評価基準が記されている。これらの要件・基準は、学環会議（学科会議相当）での点検及び教務委員により適正に管理されている。

未来教養学環科目には卒業研究が含まれておらず、「未来教養プロジェクト演習」授業が学環における学修の成果を最終的にまとめるものと位置づけられている。今後は、学環における学修成果を文書作成等、他の方法で表す手段についても検討していく。

【文学研究科英語コミュニケーション専攻】

履修にかかわる要件単位数、試験および評価については『履修要覧』に明記するとともに、年度初めのガイダンスでもとりあげ、あらためて周知に務めている。2025 年度には、修士論文に代わる「特定課題研究」の審査基準項目を明確にし、修士論文のそれと併記する形での周知に務めている。

【生活科学研究科食物健康科学専攻】

食物健康科学専攻のディプロマ・ポリシーは履修要覧等に明示されている。また、履修要覧には、履修事項として単位の認定、修了要件および修了年限、授業科目の履修、履修登録、試験および成績評価、さらに修士論文の作成と指導に関する事項も記載されている。この内容は大学院 Web サイトにも掲載および周知され、さらに、年度初めに開催される履修ガイダンスでも説明を行っている。

これらについては、学務部との協働のもと、適切に実施・運用されている。

【生活科学研究科心理学専攻】

心理学専攻のディプロマ・ポリシーは履修要覧に明示されている。また、履修要覧には、履修事項として単位の認定、修了要件および修了年限、授業科目の履修、履修登録、試験および成績評価、さらに修士論文の作成と指導に関する事項も記載されている。この内容は大学院 Web サイトにも掲載および周知され、さらに、年度初めに開催される履修ガイダンスでも説明を行っている。

これらについては、学務部との協働のもと、適切に実施・運用されている。

【看護学研究科看護学専攻】

ディプロマ・ポリシー、単位の認定、修了要件および修了年限、授業科目の履修、履修登録、試験および成績評価、さらに修士論文の作成と指導に関する事項等は履修要覧や大学院 Web サイトにおいて明示し、ガイダンス等でも周知している。そのなかで明示する単位認定基準や卒業認定基準などはすべて厳正に運用しており、学生からも不透明・不適正である等の声は聞かれていない。

【全学科等の卒業認定基準・修了認定基準の適切性、周知、厳正な適用】

大学学則第 6 章（履修方法および単位算定基準）・第 7 章（学修の評価および試験）によって成績評価および単位認定は行われている。また成績評価については、学務部文書（年 2 回）通達のもと厳正かつ適切に行っている。

また、卒業判定については、大学学則第 8 章（卒業認定および学位の授与）に基づき、教務委員会を経て、学部教授会及び大学院研究科での卒業判定を実施している。引き続き学則に基づき、適正かつ明確な卒業判定の実施に努めていく。

4-2. 教育課程及び教授方法

- ①カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- ②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- ③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- ④教養教育の実施
- ⑤教授方法の工夫と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学は、建学の精神、大学の使命・目的、各学部・学科、学環及び研究科の教育研究上の目的並びにディプロマ・ポリシーを踏まえ、教育課程編成・実施方針であるカリキュラム・ポリシーを策定している。カリキュラム・ポリシーでは、ディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力を学生が段階的に修得できるよう、教育課程の編成方針、授業科目の配置、教育方法、成績評価、学修成果の把握等について基本的な考え方を示している。

カリキュラム・ポリシーは、大学全体の方針に加え、各学部・学科、学環及び研究科ごとに定めており、大学ホームページ、履修要覧、学生募集要項等を通じて学内外に公表している。履修要覧においては、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー及び教育研究上の目的を関連付けて示し、学生が自らの所属する課程の教育課程の考え方を理解できるようにしている。

また、新入生ガイダンス、履修ガイダンス、資格課程ガイダンス等において、カリキュラム・ポリシーに基づく教育課程の構成、履修方法、科目区分、履修順序、卒業要件又は修了要件等を説明している。各授業科目のシラバスには、授業の到達目標、授業計画、授業外学修、成績評価方法及び評価基準等を明示し、学生が各科目の位置付けや学修内容を確認できるようにしている。以上のことから、本学は、カリキュラム・ポリシーを適切に策定し、学内外に周知していると判断できる。

4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力を育成するための教育課程編成・実施方針として定められており、両者の一貫性を確保している。ディプロマ・ポリシーでは、建学理念に基づく実践的ボランティア及び公正性に加え、知識・技能、思考力・判断力・表現力、学修に主体的に取り組む態度を、学生が卒業又は修了までに身に付けるべき資質・能力として示している。カリキュラム・ポリシーでは、これらの資質・能力を育成するため、教養教育、専門教育、演習、実習、研究指導、資格取得関連科目等を体系的に配置する方針を示している。

各学部・学科、学環及び研究科においては、それぞれのディプロマ・ポリシーに示す学

修成果を踏まえ、基礎的な知識・技能の修得から専門的・実践的な学修、卒業研究、修士論文又は特定課題研究等へと段階的に学修を深める教育課程を編成している。また、履修系統図、カリキュラムツリー、履修モデル等を通じて、科目間の順次性及び体系性を示し、学生がディプロマ・ポリシーの達成に向けた学修過程を理解できるようにしている。

さらに、各授業科目のシラバスにおいては、授業の到達目標、成績評価方法及び評価基準を明示し、各科目における学修成果がディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力の育成とどのように関係するかを確認できるようにしている。以上のことから、本学のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーと整合し、その達成に向けて一貫した教育課程の編成・実施方針として機能していると判断できる。

4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学は、カリキュラム・ポリシーに基づき、各学部・学科、学環及び研究科において教育課程を体系的に編成している。学士課程においては、建学の精神に基づく教養教育を基盤とし、各専門分野の基礎科目、専門基礎科目、専門科目、演習科目、実習科目、卒業研究又はこれに相当する科目等を、学年進行に応じて段階的に配置している。これにより、学生が基礎的・基本的な知識・技能を修得したうえで、専門的知識・技能、課題解決力、実践力及び主体的に学修に取り組む態度を身に付けられるようにしている。

資格取得に関わる教育課程を有する学科においては、教職課程、保育士養成課程、管理栄養士養成課程、看護師・保健師養成課程、公認心理師・社会福祉士養成課程等について、関係法令及び指定規則等を踏まえ、必要な授業科目、実習、事前・事後指導、履修要件等を体系的に配置している。また、大学院においては、専攻分野に関する高度な専門的知識・技能を修得し、研究課題に主体的に取り組むことができるよう、講義、演習、実習、研究指導及び修士論文又は特定課題研究等を配置している。

教育課程の体系性については、履修要覧、履修系統図、カリキュラムツリー、履修モデル、シラバス等により学生に示している。シラバスには、各授業科目の到達目標、授業計画、授業外学修、成績評価方法及び評価基準を明示し、単位の実質化に資するよう配慮している。また、各学部・学科、学環及び研究科では、教育課程の実施状況、学生の履修状況、成績状況、資格取得状況、卒業・修了状況等を踏まえ、必要に応じて教育課程の点検・改善を行っている。以上のことから、本学は、カリキュラム・ポリシーに沿って教育課程を体系的に編成し、適切に実施していると判断できる。

【現代英語学科】

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）で示している資質・能力を伸長するための教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）を、方法と理念、分野、年次、評価のそれぞれの項目で定めている。①世界で通用する英語力を育む科目群（英語技能科目及び専門科目）と②進路の実現に向けて能力開発することを導く科目群（演習、アクティブラーニング科目）を配して体系的な教育課程を編成し、本学科の4つの系統（「グローバル・コミュニケーション

ョン」「ホスピタリティ」「英語教育」「言語と文化」) ごとに講義科目と演習科目を配置している。演習科目や実技・実習科目では、グループ・ディスカッションやプレゼンテーション等のアクティブ・ラーニングを取り入れて知識・技能の習熟を図るとともに、同世代の英語母語話者(インターン生)等の異なる文化背景を有する人々と英語を使って積極的に関り、課題解決に主体的に向き合う態度や思考力・判断力・表現力の育成を図っている。シラバスは統一フォーマットに従い、各科目の到達目標・評価方法・評価割合およびアクティブ・ラーニング要素を記載して、適切に整備している。

【文化交流学科】

ディプロマ・ポリシーで掲げる力の育成に資するカリキュラム・ポリシーを編成し、その内容に沿って教育課程を編成している。また教育課程編成の際には履修系統図をあわせて策定し、カリキュラム・ポリシーに記した方法と理念、分野、年次、評価といった内容を適切に反映する教育課程となっているかを確認している。

【児童教育学科】

教養科目との融合を図りながら、教育学に関する知識・技能の拡大と深化、思考力・判断力・表現力の醸成、学修に主体的に取り組む態度の育成を目指したカリキュラムを編成している。しかし、幼児保育コースでは幼稚園教諭養成課程および保育士養成課程の併修において修得すべき単位数が多く、履修負担が大きくなっているのが課題である。また、「IC教職履修カルテ」の利活用については、その有用性を高めるべく、さらに検討が必要である。

シラバスにはカリキュラム・ポリシーに基づく評価方法も明示されており、適切に整備されている。

【心理福祉学科】

心理学および社会福祉学に関する基礎的知識から専門的知識・技術へと段階的に学修を深めることができるよう、体系的な教育課程を編成している。1・2年次には、心理学・社会福祉学双方の基礎科目や教養教育科目を配置し、対人援助職に必要な基礎的知識・態度の形成を図っている。3・4年次には、演習・実習科目を中心として、専門的知識・技能の習得と実践力の養成を行うとともに、心理福祉演習(ゼミ)を通じて課題発見力や思考力、表現力の深化を図っている。また、講義に加え、事例検討、ロールプレイ、フィールドワーク等の参加型・実践型学修を取り入れ、主体的学修を促進している。さらに、公認心理師養成課程および社会福祉士養成課程については、関係法令および指定規則に基づき、必要な授業科目、実習時間数、教員配置等を適切に整備し、専門職養成課程としての教育の質確保に努めている。

一方で、心理・福祉双方の資格養成課程を有することから、授業科目数や実習関連科目が多く、学生の履修負担が大きくなりやすい課題がある。そのため、カリキュラムツリー

や履修モデルの活用を通じて、学修の順序性や科目間の関連性を学生により分かりやすく示す取り組みを今後さらに進めていく。

【食物健康学科】

食物健康科学科のディプロマ・ポリシーに示されている「建学の理念」「学力の3要素」の到達を目標とするカリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程が編成されている。管理栄養士を養成する専門職の養成課程として、学科科目として「専門基礎分野」「専門分野」を設定し、順次性・体系性のある新カリキュラムが編成されている。大学の教養科目との融合を図りつつ、1年次から2年次前半は専門基礎分野の科目を主として、2年次後半から4年次にかけて専門分野の関連科目が設置されている。また4年次では専門領域の研究、管理栄養士国家試験対策の課程を設置している。

学科科目に関するシラバスは適切に整備している。シラバスには、授業の予習・復習のポイントなどが明示されており、学習の活性化が図られている。また学科FDでは、教育効果を向上させることを目的とし、管理栄養士が学ぶべき内容の精査をシラバスを踏まえて検討を行っている。

【看護学科】

カリキュラム・ポリシーは、「看護学士課程教育におけるコアコンピテンシーと卒業時の到達目標および教育内容」（日本看護系大学協議会，2018）に依拠しており、ディプロマ・ポリシーを達成するために、4年間の授業科目を体系的に配置した図（カリキュラムツリー）をふまえて科目運営を実践している。また、各科目は、シラバスに則り、適切な科目運営を行っている。

現在、日本看護系大学協議会（2024年度改訂版）による看護学教育モデル・コア・カリキュラムが検討されている状況をふまえて、現行カリキュラムの評価をおこない、2029年度に向けたカリキュラム改定の検討・策定に取り組むことを課題とする。カリキュラム・ポリシーによる教育の質保証はじめ、学生への明示や認証評価の対象となることを自覚し、教育内容・方法と具体性を見直し、学修成果の標準化や公正性に基づき検討を行っている。

【経営学科】

＜体系的な教育課程の編成について＞

カリキュラム・ポリシーに基づき、4年間の体系的な履修系統図が示されており、基礎（入門科目・リーダーシップ演習）から専門（専門科目・経営演習）へと学修が高度化する構造が確立されている。科目編成の整合性については、学部長・学科主任・教務委員を中心に学科として確認を行っており、体系的な編成としての秩序が保たれている。また、カリキュラム・ポリシーに掲げるとおり、経営学の専門知識や技能を育む一方、広く社会のニーズに合致するため、「意思決定、リーダーシップに関わる総合的能力（コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力、チームワーク力、問題解決能力）」の育成に向けて、

1～2 年次のリーダーシップ演習においてアクティブ・ラーニングが導入されている。

＜教育課程の実施について＞

卒業時アンケート（回答数 62／70、回答率 88.6％）において、主要な評価指標を見ると、「本学で学んで良かった」（肯定的回答計 95.2％）、「大学生活全般の充実」（肯定的回答 93.6％）、「大学の学びによる成長実感」（肯定的回答 91.8％）、「卒業後の進路満足度」（肯定的回答 74.2％。ただし「普通」を入れると 93.6％）と高水準にある。また、教育課程に関する評価についても、「思考力・判断力・表現力の向上」（肯定的回答 92.0％）、「期待する知識・技能の習得」（肯定的回答 91.9％）となっており、教育機関としての主要 KPI は高水準にあると考えられる。

さらに「グループワークやディスカッションの機会がある」（「よくあった（75.8％）」「ある程度あった（22.6％）」計 98.4％であることや、学修成果として「他者と協働する力」について「身についた（58.1％）」「ある程度身についた（35.5％）」計 93.6％であることなどから、アクティブ・ラーニングの実施状況や有効性が裏付けられる。

ただし、カリキュラム実施において以下の点については検討が必要である。

①地域連携科目である経営特講については、2025 年度の履修者数がⅠ27 名・Ⅱ79 名・Ⅲ0 名（不成立）と科目間でばらつきがあり、カリキュラム・ポリシーに掲げる「外部との交流、意見交換、実施体験のできる機会」の確保という観点から履修者増が求められる。推奨科目として学生への周知を徹底するとともに、時間割配置などの工夫が必要である。

②データサイエンス教育プログラムの修了者数は 17 名にとどまっており、カリキュラム・ポリシーに掲げる「DX 時代に対応できるような人材の育成」という観点から修了者数の増加が求められる。卒業時アンケートにおいても、学修成果として「数理・統計・データサイエンスに関する知識・技能」は、「身についた（19.4％）」「ある程度身についた（45.2％）」で計 64.6％と相対的に低い割合となっており、底上げが必要である。なお、2027 年度からは 2 コース制（ビジネスマネジメントコース／デジタルマネジメントコース）の導入を予定しており、これに合わせたカリキュラム全体の位置づけと体系化は策定済みである。

③3・4 年次の経営演習（ゼミナール）については、学生の希望を優先したクラス分けの結果、ゼミ間で人数にばらつきが生じており、きめ細かな指導や卒業研究指導の充実、および教員の負担といった観点から、適正規模について検討する必要がある。一方、希望どおきにならなかった学生からの不服申し立ても毎年 1～2 件発生しており、クラス分け方法の透明性や納得性を高めることも検討の余地がある。

④3・4 年次の経営演習（ゼミナール）の内容や進め方は個々の教員に任されているが、カリキュラム・ポリシーに掲げる「諸能力を高めながら統合できる力」の発揮や「社会のビジネスリーダーとしてふさわしい能力」の育成に向けて、教員間の知見や取り組みの共有化が必要である。

今後は、これらの課題を含むカリキュラム改善の検討を科会において継続的に行う体制を構築していく。

＜シラバスの整備について＞

シラバスについては、大学が定める統一フォーマットに基づき、各科目の到達目標・評価方法・評価割合およびアクティブ・ラーニング要素を記載しており、ディプロマ・ポリシーとの関連を明示する形式が整備されている。作成されたシラバスは大学ホームページや IC-UNIPA 等を通じて学生に公開されており、周知については体制が確保されている。一方、シラバス内容の妥当性についての学科としての組織的な確認は行われていない。シラバスの質的担保に向けた確認体制の整備が今後の課題である。

【未来教養学環】

未来教養学環ではカリキュラム・ポリシーが定められており、履修要覧等により適切に公表されている。履修要覧には授業科目、必要単位、履修規定、1 年間に履修登録できる上限も記載されている。また、教育課程の編成を示すカリキュラム・ツリーが大学 HP に公開されている。未来教養学環は 2027 年度に初めて 1 年次から 4 年次全ての学年が揃うことになる。そこで、2027 年度には 4 年次生複数名に対する「教育課程に関するヒヤリング調査」を実施する予定である。

また、未来教養学環科目及び未来教養学環が管轄する全学教養課程に属する全科目のシラバスに授業計画及び成績評価基準が記されている。これらの要件・基準は、学環会議（学科会議相当）での点検及び教務委員により適正に点検・管理されている。

【文学研究科英語コミュニケーション専攻】

「英語英米文学専攻」から「英語コミュニケーション専攻」に変更した際の、「英語コミュニケーション」を前景化する理念的根拠が希薄で、その結果、現状は「英語英米文学専攻」の科目名と配置を変更した程度にとどまっている。カリキュラム・ポリシーと密接に連動するディプロマ・ポリシーについても再検討しながら、そのポリシーの有機的関連の観点では、科目の改廃をもとまう体系的な教育課程の編成を可及的速やかに行う必要がある。

【生活科学研究科食物健康科学専攻】

カリキュラム・ポリシーの各項目内容は、学位授与方針に含まれた能力形成と整合性を保つように記載している。また、家庭科教諭および栄養教諭専修免許状の取得に対応するカリキュラムを整え、指定科目を修められるようにしている。さらに、カリキュラムとの整合性を踏まえてシラバスを作成し、その内容に基づき、各科目の専門性を有する教員が授業を担当している。

1 年次は講義・演習・実習・実験科目の履修を中心に、2 年次には修士論文執筆に重きを置いて 2 年間で修了できるよう計画を立てている。また、遠隔地からの学生受け入れ導入により、多様なメディアを利用した講義を実施するとともに、社会学生への対応として夜間に授業を開講して柔軟な受け入れを整えている。

これらについては、専攻会議にて学生の履修登録状況を共有し、適切に実施・確認されているが、さらに有志学生に対する教育課程に関するヒヤリング調査を実施し、改善を図ることが課題として挙げられる。

【生活科学研究科心理学専攻】

心理学専攻では、学位授与方針に含まれた5つの能力形成と整合性を保つように、カリキュラム・ポリシーの各項目内容を記載している。また公認心理師養成に対応するカリキュラムを整え、指定科目と必要な実習時間数を修められるようにしている。さらに、カリキュラムとの整合性を踏まえてシラバスを作成し、その内容に基づき、各科目の専門性を有する教員が授業を担当している。

1年次は講義科目の履修を中心に、2年次には実習科目の履修と修士論文執筆に重きを置いて2年間で修了できるよう計画を立てている。ただし学生の個人状況によっては計画遂行に向けて履修指導の工夫が必要である。毎月の専攻会議で学生に関する必要な情報共有を心がけている。

【看護学研究科看護学専攻】

学位授与方針に含まれた5つの能力形成に資するようにカリキュラム・ポリシーを策定し、教育課程を編成している。

【全学科等の履修登録単位数上限設定など単位の実質化に関すること】

単位の実質化については、授業以外に必要な学習時間と学習内容をシラバスに記載することを継続して授業担当者に要請している。

年度当初、新入生ガイダンス、学科ガイダンス、資格別ガイダンスを活用し、UNIPA 掲示または対面による履修指導を行った。2025 度、資格別ガイダンス数は 27 であった。また、資格に関する問い合わせ Q&A の数は 11 件であった。

資格に関する問い合わせについては、学務部窓口で直接問い合わせに来る学生も多く、資格取得につながるよう、丁寧に対応していく。

4-2-④ 教養教育の実施

全学教養課程に属する科目は、未来教養学環会議（学科会議相当）の審議・報告を通して適正に管理されている。全学教養課程運営のために、未来教養学環長、学環教務委員、全学教養科目の7分野（「建学の精神」、「現代教養」、「言語コミュニケーション」、「データサイエンス」、「健康スポーツ」、「汎用的スキル」、「問題解決」）担当教員、本学全7学科（現代英語学科、児童教育学科、文化交流学科、心理福祉学科、食物健康科学科、看護学科、経営学科）との連絡調整担当教員、事務担当（学務部、庶務課）の全てに人員が適切に配置されている。（2025 年度 4 月時点で配置されている人数[20 名]）÷（必要と思われる配

置人数 [18 名]) × 100=111 (%)

また、本学における英語学習を支援するため、全学生を対象とした TOEIC e-Learning プログラムを未来教養学環が中心となり管理・運営している。このプログラムは、全学での利用者が 2024 年度は 95 名、2025 年度は 89 名であった。今後は、このプログラムの利用者数を増加させることが課題である。

4-2-⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

本学は、学生の主体的な学修を促進し、ディプロマ・ポリシーに掲げる知識・技能、思考力・判断力・表現力、学修に主体的に取り組む態度等の育成を図るため、各授業科目において教授方法の工夫に取り組んでいる。授業においては、講義形式に加え、演習、実習、グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーション、フィールドワーク、課題解決型学修等を取り入れ、学生が自ら考え、他者と協働し、学修内容を実践的に活用できるよう配慮している。

特に、本学では、シラバス様式の中にアクティブ・ラーニング要素を明示する欄を設けており、授業担当者は、担当授業がどのようなアクティブ・ラーニングの手法に該当するかを、アクティブ・ラーニング要素表に基づいて記載することとしている。同要素表では、ペアワーク、実習・実験・実技、問題解決型学修、レスポンスシステム、遠隔会議、プレゼンテーション、グループワーク、フィールドワーク、資料調査、ディスカッション、ディベート、ロールプレイング、輪読、添削指導、リフレクションペーパー、質疑応答等の手法を示しており、授業担当者が授業方法を具体的に明示できるようにしている。

この仕組みにより、学生は、履修前に各授業科目においてどのような学修活動が求められるかを確認することができる。また、授業担当者にとっても、授業の到達目標、授業内容、成績評価方法と関連付けながら、主体的・対話的で深い学びを促す授業方法を検討する契機となっている。シラバスにおいてアクティブ・ラーニング要素を明示することは、単に授業方法を列挙するにとどまらず、各授業科目における学修活動とディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力との接続を可視化する取組みとして位置付けられる。

さらに、授業改善アンケート等を通じて、学生の理解度、授業外学修、授業方法に対する受け止め、学修意欲等を把握し、授業担当者が授業内容・方法の改善に活用している。授業改善委員会においても、授業改善アンケートの結果やシラバスの記載状況等を踏まえ、教授方法の工夫と改善に関する全学的な傾向や課題を確認している。これにより、本学は、アクティブ・ラーニング要素の明示、授業改善アンケートの活用、授業担当者による授業改善を組み合わせ、教授方法の工夫を効果的に実施していると判断できる。

クラスサイズについては、授業の教育効果、学生の主体的な参加、教員による適切な指導及びフィードバックを確保する観点から、原則として 1 クラス 50 人を超えないことを基本方針としている。特に、演習、実習、語学、情報処理、実験、資格取得に関わる科目等、学生の活動状況の把握や個別指導が重要となる授業については、授業内容、教室設備、担当教員数、履修者数等を踏まえ、適切な授業規模となるよう配慮している。

履修者数が多くなることが見込まれる授業については、時間割編成、開講クラス数、教室規模、担当教員の配置等を各学部・学科、学環、研究科及び学務部において確認し、必要に応じてクラス分けや複数開講を検討している。また、資格課程や実習・演習科目については、関係法令、指定規則、実習指導上の必要性等も踏まえ、教育効果を損なわない規模で実施できるよう配慮している。

さらに、授業改善アンケートや学生からの意見、履修者数の状況等を踏まえ、授業規模が教育効果や学生の理解度、授業への参加状況に与える影響について確認している。大人数となる授業についても、教材提示、課題設定、質疑応答、グループワーク、レスポンスシステム等の活用により、学生の学修状況を把握し、双方向性を確保するよう授業方法の工夫を行っている。

以上のことから、本学は、授業の特性に応じた適切なクラスサイズの確保に努めるとともに、原則として50人を超えない授業規模を基本とし、必要に応じたクラス分け、複数開講、授業方法の工夫等により、教育効果を高める取組みを行っている判断できる。

4-3. 学修成果の把握・評価

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

本学は、三つのポリシーを踏まえ、学生が卒業又は修了までに身に付けるべき学修成果を明示している。学修成果は、ディプロマ・ポリシーにおいて、建学の精神に基づく実践的ボランティア及び公正性に加え、知識・技能、思考力・判断力・表現力、学修に主体的に取り組む態度から成る「5つの力」として整理している。これにより、各課程において学生が修得すべき資質・能力を明確にし、教育課程の編成、授業科目の到達目標、成績評価及び卒業・修了判定と接続させている。

これらの学修成果は、大学ホームページ、履修要覧、シラバス、履修系統図、カリキュラムツリー等を通じて学生及び教職員に周知している。履修要覧では、各学部・学科、学環及び研究科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを関連付けて示し、学生が自らの所属する課程において求められる学修成果を理解できるようにしている。また、履修系統図等により、各授業科目が教育課程全体の中でどのような位置付けを有し、学年進行に応じてどのように学修成果の達成へつながるかを示している。

各授業科目のシラバスには、授業の到達目標、授業計画、授業外学修、成績評価方法及び評価基準を明示している。さらに、本学では、ディプロマ・ポリシーに掲げる「5つの力」を全授業科目に共通する評価の観点として位置付け、各授業科目において、どの資質・能力をどの程度重視して評価するかをシラバス上で示している。これにより、学生は各授業科目で求められる学修成果及び評価の観点を事前に確認し、自らの学修計画を立てることができる。

また、年度当初の新入生ガイダンス、履修ガイダンス、資格課程ガイダンス、ゼミ指導等において、各課程のディプロマ・ポリシー、卒業要件又は修了要件、履修方法、成績評価、資格取得要件等を説明し、学生が学修成果の達成に向けて段階的に学修を進められるよう支援している。以上のことから、本学は、三つのポリシーを踏まえた学修成果を明示し、学生が自らの学修目標と評価基準を理解できるよう適切に周知していると判断できる。

本学は、三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価を行うため、成績評価、単位修得状況、進級・卒業・修了状況、資格取得状況、国家試験結果、授業改善アンケート、学生生活アンケート、卒業アンケート、リアセック社のPROG等を活用している。これらのデータ及び調査結果を通じて、学生が各授業科目及び教育課程全体を通じてどのような学修成果を得ているかを、多面的に把握するよう努めている。

授業改善アンケートは、各授業科目における授業内容、授業方法、学生の理解度、授業外学修、学修意欲等を把握するために実施している。アンケート結果は、授業担当者が授業運営を振り返り、授業内容・方法の改善に活用するとともに、授業改善委員会等において全学的な傾向や課題を確認する資料として用いている。これにより、個々の授業科目における学修成果の達成状況や学生の学修経験を把握し、教育内容・方法の改善につなげている。

学生生活アンケート及び卒業アンケートでは、学生の学修環境、学生生活、大学生生活全般の充実度、教育課程に対する満足度、学修を通じた成長実感、卒業後の進路に対する満足度等を把握している。特に卒業アンケートは、学生が在学期間を通じて身に付けた知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体的に学修に取り組む態度、協働性、進路意識等を確認する資料として活用している。これらの結果は、各学部・学科、学環、研究科及び関係部署において、教育課程、学修支援、学生支援、キャリア支援の改善を検討する際の基礎資料として用いている。

また、PROGについては、学生の汎用的能力を客観的に把握するための外部アセスメントとして活用している。PROGの結果は、リテラシー及びコンピテンシーの観点から、学生の課題発見・解決力、論理的思考力、対人基礎力、対自己基礎力、対課題基礎力等の状況を確認する資料となっている。これにより、成績評価やアンケートだけでは把握しにくい汎用的能力の伸長を確認し、教育課程や初年次教育、キャリア教育、演習・実習科目等の改善に活用することを目指している。

さらに、各学部・学科、学環及び研究科では、成績分布、GPA、単位修得状況、卒業研究・修士論文・特定課題研究の成果、資格取得状況、国家試験結果、就職・進学状況等を確認

し、ディプロマ・ポリシーに掲げる学修成果の達成状況を点検している。これらの情報は、教務委員会、学科会議、研究科委員会、授業改善委員会、内部質保証会議等において必要に応じて共有され、教育課程の点検、履修指導、授業改善、学生支援の検討に活用されている。

特に、GPA については、法人事務局企画調査室が毎年度作成する GPA 分析及び学生異動状況に関する資料により、学科別・学年別 GPA、入試区分別 GPA、出身高校別 GPA、入学年度別 GPA 推移等を確認している。これにより、成績評価及び単位修得状況に加えて、入学後の学修状況を複数の観点から把握し、教育課程、履修指導、学修支援及び入学者受入れの検証に活用する基礎資料としている。

以上のことから、本学は、三つのポリシーに基づき、直接評価と間接評価を組み合わせ、学修成果を把握・評価する方法を整備し、授業改善アンケート、各種アンケート、PROG、成績・単位修得状況等を活用しながら、その運用を進めていると判断できる。一方で、これらのデータを全学的に集約・分析し、ディプロマ・ポリシーに掲げる「5つの力」の達成状況を教育課程全体として可視化する仕組みについては、今後さらに充実させていく必要がある。

4-3-② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

本学は、授業改善アンケート、学生生活アンケート、卒業アンケート、成績・単位修得状況、資格取得状況、国家試験結果、PROG 等により把握した学修成果及び学生の学修経験に関する情報を、教育内容・方法及び学修指導の改善に活用している。特に、授業改善アンケートについては、各授業科目の受講学生から授業内容、授業方法、理解度、授業外学修、学修意欲等に関する意見を収集し、授業担当者が結果を確認したうえで、授業運営の改善に反映している。

授業担当者は、アンケート結果を踏まえ、授業の進め方、教材の提示方法、課題の量や内容、学生へのフィードバック方法、アクティブ・ラーニングの導入方法等について点検し、必要に応じて次年度以降の授業計画やシラバスの見直しを行っている。また、授業改善委員会では、授業改善アンケート等の結果をもとに全学的な傾向や課題を把握し、教育内容・方法の改善に資する情報として共有している。これにより、個々の授業科目における改善にとどまらず、学部・学科、学環及び研究科における教育課程の点検・改善にもつなげている。

学生生活アンケート及び卒業アンケートの結果については、学生の学修環境、教育課程への満足度、大学生生活全般の充実度、学修を通じた成長実感、卒業後の進路に対する満足度等を把握する資料として活用している。これらの結果は、関係部署及び各教育研究組織に共有され、履修指導、学生支援、キャリア支援、学修環境整備等の改善を検討する際の基礎資料となっている。卒業アンケートについては、在学期間を通じた学修成果の自己評価を確認する資料としても活用し、ディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力の達成状況

を点検する際の参考としている。

また、PROG については、学生の汎用的能力を客観的に把握する外部アセスメントとして実施し、その結果を学生本人にフィードバックしている。学生は、リテラシー及びコンピテンシーの観点から示される結果を通じて、自らの強みや課題を確認し、今後の学修や進路選択に活用することができる。成績分布、GPA、単位修得状況、進級・卒業・修了状況、資格取得状況、国家試験結果等についても、各学部・学科、学環及び研究科において確認し、履修指導、成績不振学生への支援、教育課程の点検、授業改善の検討に活用している。

以上のように、本学では、授業改善アンケートを中心とする各種調査及び学修成果に関するデータを、授業担当者による個別の授業改善、学科・学環・研究科における教育課程の点検、履修指導及び学修支援の改善に活用している。これらの取組みにより、教育内容・方法及び学修指導の改善へ学修成果の把握・評価結果をフィードバックする仕組みを運用していると判断できる。

【基準 4 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

基準 4 における成果が出ている取組み、特色ある取組みとしては、第一に、建学の精神、大学の使命・目的及び各学部・学科、学環、研究科の教育研究上の目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを策定し、教育課程、単位認定、卒業認定及び修了認定と接続している点が挙げられる。ディプロマ・ポリシーでは、実践的ボランティア、公正性、知識・技能、思考力・判断力・表現力、学修に主体的に取り組む態度から成る「5つの力」を示し、これを各課程における学修成果の基盤として位置付けている。

第二に、カリキュラム・ポリシーに基づき、教養教育、専門基礎科目、専門科目、演習科目、実習科目、卒業研究又はこれに相当する科目、大学院における研究指導等を体系的に配置している点が特色である。各学部・学科、学環及び研究科では、履修要覧、履修系統図、カリキュラムツリー、履修モデル、シラバス等を通じて、科目間の順次性及び体系性を学生に示している。また、教職課程、保育士養成課程、管理栄養士養成課程、看護師・保健師養成課程、公認心理師・社会福祉士養成課程等については、関係法令及び指定規則等を踏まえ、必要な授業科目、実習、事前・事後指導、履修要件等を体系的に配置している。

第三に、単位認定、卒業認定及び修了認定については、学則、大学院学則、履修要覧、各課程の履修規程等に基づき、基準を明確に示し、厳正に運用している。各授業科目のシラバスには、授業の到達目標、授業計画、授業外学修、成績評価方法及び評価基準を明示しており、学生が履修前に学修内容及び評価方法を確認できるようにしている。また、実習科目、資格関連科目、卒業研究、修士論文又は特定課題研究等については、各課程の特性に応じた履修要件、評価基準、審査方法を定め、教育の質保証に努めている。

第四に、学修成果の把握・評価については、成績評価、単位修得状況、進級・卒業・修了状況、資格取得状況、国家試験結果等の直接評価に加え、授業改善アンケート、学生生

活アンケート、卒業アンケート、リアセック社の PROG 等の間接評価を活用し、多面的に把握する仕組みを整備している点が挙げられる。特に、シラバスにおいてディプロマ・ポリシーに掲げる「5 つの力」と各授業科目の評価との関係を示していることは、学修成果の明示と評価を接続する取組みとして特色がある。また、授業評価アンケートの 2020 年度から 2024 年度前期までの経年集計において、各評価項目が年度を追うごとに向上している傾向が確認されており、授業方法の工夫やシラバス整備、アクティブ・ラーニング要素の明示等が、学生の授業評価の改善に一定程度寄与していることがうかがえる。またリアセック社 PROG についても、同一母集団での検証は 2026 年度夏となる見込みだが、導入以来、1 年次生よりも 3 年次生のほうが総じて得点が高くなっており、今後の比較においてもその兆候が確認できるか注視している。

第五に、教養教育については、未来教養学環を中心に全学教養課程を管理・運営し、建学の精神、現代教養、言語コミュニケーション、データサイエンス、健康スポーツ、汎用的スキル、問題解決等の分野を通じて、専門教育の基盤となる幅広い教養と汎用的能力の育成を図っている。また、各学科・学環・研究科においては、アクティブ・ラーニング、演習、実習、フィールドワーク、地域連携活動等を取り入れ、学生が主体的に学び、知識・技能を実社会の課題と結び付けて活用できるよう教授方法の工夫を行っている。

以上のことから、基準 4 に関して、本学は、三つのポリシーに基づく教育課程の編成、単位認定、卒業・修了認定、教養教育及び学修成果の把握・評価を概ね適切に実施しており、教育課程の質保証に向けた取組みを着実に進めていると評価できる。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

基準 4 に関しては、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づく教育課程の編成、単位認定、卒業・修了認定、学修成果の把握・評価について、概ね適切に実施されている。一方で、自己点検・評価の過程において、学修成果の把握・評価をより実質化し、教育課程の改善に結び付けるための課題も確認された。

第一に、学修成果に関する各種データを全学的に集約し、ディプロマ・ポリシーに掲げる「5 つの力」の達成状況を教育課程全体として可視化する仕組みを一層整備する必要がある。現在、成績評価、単位修得状況、各種アンケート、PROG 等を活用した把握は行われているが、これらの結果を学部・学科、学環、研究科ごとに整理し、教育課程全体としてどの力がどの程度育成・評価されているかを確認する方法については、さらに充実させる余地がある。

第二に、授業改善アンケート、学生生活アンケート、卒業アンケート及び PROG 等の結果を、授業担当者による個別の授業改善にとどめず、学科・学環・研究科単位での教育課程の点検、履修指導、学修支援、キャリア支援の改善へ組織的に接続する仕組みを明確にする必要がある。特に、PROG については結果を学生本人にフィードバックしているものの、教員がその結果を個別の学修指導、初年次教育、キャリア教育、演習・実習科目等の教育内容・方法の改善に活用する段階には十分至っていない。また、PROG の測定指標と本学の

ディプロマ・ポリシーに掲げる「5つの力」との対応関係については、外部機関からの紐づけ案を参考に検討を進めているものの、全学的な合意形成、確定、公表には至っていないため、学修成果の可視化に活用する前提として、対応関係の整理と妥当性の確認が課題である。今後は、分析結果の共有範囲、活用方法、改善方策の検討主体、改善後の検証方法を整理し、PDCA サイクルとして機能させる必要がある。

第三に、卒業生に対する自己評価調査や企業等に対する卒業生評価調査など、卒業後の視点を含む学修成果の把握方法を充実させる必要がある。これらの調査結果を、在学中の成績評価、卒業アンケート、PROG、就職・進学状況等と組み合わせて分析することにより、本学の教育課程が社会的・職業的自立に必要な資質・能力の育成にどの程度寄与しているかを検証し、教育内容・方法の改善に活用していくことが求められる。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

基準4で確認された課題に対応するため、今後は、授業改善委員会、教務委員会、内部質保証会議、各学部・学科、学環及び研究科が連携し、学修成果に関するデータの収集・分析・共有・改善への反映の流れを整理する。

具体的には、シラバスにおける「5つの力」の評価配分、成績・単位修得状況、各種アンケート及び PROG 等の結果を相互に関連付け、教育課程全体として学修成果の達成状況を確認できる仕組みを検討する。PROG については、学生本人への結果フィードバックを継続しつつ、教員が学修指導、初年次教育、キャリア教育、演習・実習科目等の改善に活用できるよう、結果の共有方法及び活用方針を整理する。あわせて、外部機関から提示された PROG 指標と本学のディプロマ・ポリシーに掲げる「5つの力」との紐づけ案をもとに、全学的な観点から対応関係の妥当性を検討し、必要な修正を加えたうえで、学内で確定・共有し、学修成果の把握・評価に活用できる形で整理する。さらに、卒業生自己評価調査及び企業等による卒業生評価調査を活用し、卒業後の視点から教育課程の有効性を検証する。

また、授業改善アンケート等の分析結果については、授業担当者による個別改善だけでなく、学科・学環・研究科単位での教育課程の点検、履修指導、学修支援及びキャリア支援の改善に活用できるよう、共有範囲、改善方策の検討主体、改善後の検証方法を整理する。これらの取組みにより、三つのポリシーに基づく学修成果の把握・評価をより実質化し、教育課程及び教授方法の継続的改善につなげていく。

基準 5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

②権限の適切な分散と責任の明確化

③職員の配置と役割の明確化

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

本学は、学長を大学の教学運営の責任者として位置付け、建学の精神、大学の使命・目的及び教育研究上の目的の実現に向けて、教育研究活動及び大学運営を統括する体制を整備している。学長は、大学全体の教育研究方針、学生支援、入学者受入れ、内部質保証、教職員組織、研究支援、地域連携等に関する重要事項について、関係する会議体及び部局と連携しながら意思決定を行い、大学運営を推進している。

学長のリーダーシップを支える体制として、大学運営会議、学長会議、教授会、研究科委員会、各種委員会等を設置している。大学運営会議では、学長のもと、副学長、学部長、学環長、研究科長、事務局長その他関係者が、大学運営上の重要事項について審議・調整を行っている。また、学長会議においては、学長、副学長、学部長、学環長、研究科長等が、教育研究活動、学生支援、入試広報、内部質保証、施設・設備、財務及び人事等に関する情報を共有し、全学的な方針の確認及び部局間の調整を行っている。

教授会及び研究科委員会は、教育課程、学生の身分、成績評価、卒業・修了判定、教員人事に関わる事項等について、それぞれの教育研究組織の専門性を踏まえて審議し、学長の意思決定を支える役割を担っている。学長は、これらの会議体における審議結果、各部局からの報告、各種委員会での検討内容を踏まえ、大学全体としての方針を示し、必要な改善を指示することにより、教育研究活動の円滑な運営を図っている。

内部質保証に関しては、学長を中心とする全学的な責任体制のもと、内部質保証会議を設置し、自己点検・評価の実施、評価結果の共有、課題の把握、改善方策の検討を行っている。内部質保証会議には、大学運営会議の構成員に加え、各学科主任、授業改善委員長等が参加しており、学長のリーダーシップのもと、各教育研究組織及び事務組織が連携して内部質保証を推進する体制となっている。また、自己点検・評価の結果は、中期経営計画における各組織のアクションプランの策定・見直しにも反映され、学長のもとで計画、実行、点検、改善のPDCAサイクルを機能させている。

さらに、学長は、学園の中期経営計画及び大学の年度計画を踏まえ、各学部・学科、学環、研究科及び事務部署の取組状況を把握し、入学者確保、教育課程の改善、学修成果の把握、学生支援、教職員研修、研究支援、地域連携等に関する全学的な課題に対応してい

る。企画調査室が作成するGPA分析及び学生異動状況に関する資料、各種アンケート結果、入試・就職・学生支援に関するデータ等についても、学長会議メンバーで共有し、学生の受入れ、学修支援、退学防止、教育課程の点検等を検討する際の基礎資料として活用している。

以上のことから、本学は、学長を中心とする管理運営体制を整備し、大学運営会議、学長会議、教授会、研究科委員会、内部質保証会議及び各種委員会との連携を通じて、教育研究活動及び大学運営に関する重要事項を適切に把握・調整している。これにより、学長のリーダーシップは、建学の精神及び大学の使命・目的の実現に向けて適切に確立され、発揮されていると判断できる。

5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

本学は、学長のリーダーシップのもと、教育研究活動及び大学運営を円滑に遂行するため、学則、大学院学則、学園及び大学の諸規程、各種委員会規程、事務組織規程等に基づき、権限を適切に分散し、各組織及び役職者の責任を明確にしている。学長は大学全体の教学運営を統括し、副学長、学部長、学環長、研究科長、事務局長等は、それぞれの所掌する教育研究組織又は事務組織において、学長の方針を踏まえた運営と調整を担っている。

大学運営上の重要事項については、大学運営会議、学長会議、教授会、研究科委員会、内部質保証会議、教務委員会、学生委員会、入試広報関係会議、授業改善委員会等の各種会議体において、所掌事項に応じて審議、調整、報告を行っている。大学運営会議及び学長会議は、全学的な方針の確認、部局間の調整、重要事項の共有を行う場として機能しており、教授会及び研究科委員会は、教育課程、学生の身分、成績評価、卒業・修了判定、教員人事に関わる事項等について、各教育研究組織の専門性を踏まえて審議している。

また、各学部・学科、学環及び研究科では、学部長、学科主任、学環長、研究科長、専攻運営委員等が、教育課程の編成・実施、履修指導、学生支援、入試広報、教員配置、研究指導等に関する事項について、所掌範囲に応じた責任を担っている。各種委員会は、教務、学生支援、入試、授業改善、内部質保証、研究支援、地域連携等の専門的事項について検討し、その結果を関係会議体に報告又は提案することにより、全学的な意思決定及び改善に接続している。

事務組織についても、学園事務組織規程及び事務組織図に基づき、学務、入試広報、キャリア支援、庶務、管財、図書館、学術研究、地域・国際交流等の各部署の役割を明確にしている。各部署は、所掌業務に基づき、教育研究活動を支える事務処理、学生支援、施設設備管理、研究支援、地域連携、情報提供等を行い、必要に応じて教育研究組織及び各種委員会と連携している。これにより、教学組織と事務組織がそれぞれの責任を明確にしながら、教職協働による大学運営を行っている。

内部質保証に関しては、学長を中心とする責任体制のもと、内部質保証会議が全学的な自己点検・評価の方針、実施状況、課題及び改善方策を共有・検討している。各基準及び点検事項については、内部質保証方針の別表において評価担当組織及び評価担当者を定め

ており、各担当者が所掌範囲の点検・評価を行うことで、権限と責任の所在を明確にしている。自己点検・評価の結果は、内部質保証会議、大学運営会議、教授会、研究科委員会、各種委員会等を通じて共有され、必要な改善に結び付けられている。

以上のことから、本学は、学長による統括のもと、副学長、学部長、学環長、研究科長、事務局長、各種委員会及び事務部署に権限を適切に分散し、規程、会議体、業務分掌及び自己点検・評価の担当体制を通じて責任の所在を明確にしている。これにより、教育研究活動及び大学運営に関する意思決定と実施が、組織的かつ機能的に行われていると判断できる。

5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

茨城キリスト教学園事務組織規程・学園事務組織図に基づき、各部・課に管理運営遂行に必要な職員を適切に配置している。また、必要に応じて組織編成を見直すなど柔軟に対応している。さらに、職員の採用・昇任については、茨城キリスト教学園事務職員任用規程に基づいて適切に運用している。

5-2. 教員の配置

① 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

各学部学科に必要な教員の確保については、人事委員会等で審議・確認・報告事項を通して随時点検し、設置基準上必要な教員を確保している。

教員の採用については、各学科が、教育研究上の目的、三つのポリシー、教育課程の編成状況、担当予定科目、資格課程及び専門職養成課程に必要な教員要件等を踏まえ、必要な専門分野、職位、担当科目及び求める教育研究業績を明確にした公募案を作成している。特任教員については、教育課程上の必要性や担当予定科目との適合性を踏まえ、各学科において推薦案を作成している。各学部長は、当該公募案又は推薦案を人事委員会に提案し、人事委員会での審議を経た後、教授会において審議する。その後、学長裁定により、公募又は推薦による採用手続の実施を決定している。

選考においては、人事委員会が小委員会を設置し、小委員会において応募者の履歴書、教育研究業績書、主要業績、教育経験、研究業績、実務経験、資格課程上の要件、担当予

定科目との適合性等を確認している。必要に応じて、面接、模擬授業、研究内容の確認等を行い、教育研究上の目的及び教育課程に即した教員として適格であるかを審査している。小委員会が作成した選考原案は、人事委員会において審議され、その後、教授会での審議を経て、学長裁定により採用候補者を決定している。このように、本学では、採用開始段階と候補者選考段階の双方において、人事委員会、教授会及び学長による確認を行い、教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の確保と配置を行っている。

また、本学では、任期制により採用された第3種基幹教員について、第1種基幹教員への任用替審査を受けることができる制度を設けている。この制度では、第3種助教は本学就任から3年目に、第3種講師は2年目に任用替審査を受けることができることとしており、審査を希望する年度の前年度7月末までに、所定の任用替審査様式を作成して所属学部長に提出する。任用替審査に当たっては、あらかじめ審査基準、審査手続及び提出書類を本人に示している。審査様式では、研究、教育、社会貢献、同僚性等の評価領域を設定し、研究業績については学術論文、著書、翻訳書、外部資金、学会発表等を点数化して評価している。また、教育については、学生による授業改善アンケート結果のうち、ディプロマ・ポリシーに対応する5項目の平均値を評価に用い、社会貢献については学会活動、行政委員、その他学部長が認める活動を対象としている。さらに、同僚性審査においては、学内業務全般を通じた協調性、積極性、主体性、建設的批判精神、貢献度、本学建学理念に対する理解度等を確認している。基本審査により申請可能と判断された場合、学部長は学科主任に当該学科教員による無記名投票の実施を指示し、同僚性審査を行う。その後、学部長が当該教員の任用替を人事委員会に提案し、人事委員会及び学部教授会での審議を経て、教授会の意見を踏まえて学長が最終決定を行う。合格した場合は、翌年度4月1日付で第1種基幹教員として任用替を行う。このように、第3種基幹教員については、任期中に求められる教育研究活動、学生指導、学内業務、社会貢献等の水準をあらかじめ明示したうえで任用替審査を実施しており、任期制教員の育成、評価及び継続的な教員配置の安定化に資する制度として機能している。

昇任についても、学園及び大学の関連規程に基づくとともに、第1種基幹教員を対象とする職位昇任審査様式を整備し、審査基準、審査手続及び提出書類をあらかじめ本人に示したうえで実施している。昇任審査では、研究、教育、社会貢献、学内管理職経験、同僚性等を評価領域として設定し、研究業績については博士号取得論文、学術雑誌掲載論文、著書、翻訳書、書評・研究ノート、外部資金による採択研究、学会発表等を点数化して評価している。また、教育については、学生による授業改善アンケート結果のうち、ディプロマ・ポリシーに対応する5項目の平均値を評価に用いている。さらに、社会貢献については、学会活動、行政委員その他学部長が社会貢献に値すると認める活動を評価対象とし、学内管理職経験については、学部長・学環長、部長、センター長、図書館長、副部長、副センター長、学科主任、専攻主任・コース主任等の経験を評価している。同僚性審査においては、学内業務全般を通じた協調性、積極性、主体性、建設的批判精神、貢献度、本学建学理念に対する理解度等を確認し、当該学科所属教員による無記名投票により判断している。昇任を希望する教員は、所定の報告書シート及び授業評価シート等を作成し、所属学部長に提出する。基本審査及び同僚性審査により申請可能と判断された場合、学部長は

当該教員の昇任案を人事委員会に諮り、人事委員会及び学部教授会での審議を経て、教授会の意見を踏まえて学長が最終決定を行う。合格した場合は、翌年度4月1日付で昇任する。このように、昇任審査においても、あらかじめ明示された基準に基づき、教育上の能力、研究業績、学内運営への貢献、社会貢献、学生指導等を総合的に確認することにより、教育研究上の目的及び教育課程に即した教員配置の維持と改善を図っている。

以上のことから、本学は、設置基準上必要な教員数を確保するとともに、各学部・学科、学環及び研究科の教育研究上の目的並びに教育課程に即して、教員の採用・昇任・配置を適切に行っていると判断できる。

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

本学は、教育研究活動の質の向上及び大学運営の改善を図るため、教員を対象とするFD（Faculty Development）及び教職員を対象とするSD（Staff Development）に継続的に取り組んでいる。FDについては、授業改善委員会を中心に、授業改善アンケートの実施、結果の共有、授業内容・方法の改善、シラバス記載内容の充実、アクティブ・ラーニングの推進等を通じて、教員の教育能力及び授業改善に関する意識の向上を図っている。

授業評価については、授業改善委員会が定める授業評価ガイドラインに基づき実施している。同ガイドラインでは、授業評価の目的を、学修成果を測定し社会に公表すること、及び各授業の今後の課題を明らかにし、その課題に応じたFDを適切に設定してさらなる改善を図ることとしている。学生は、学位授与方針及びシラバスに示す「5つの能力」について、当該授業が能力形成に効果的であったかを自己評価するとともに、効果的であった理由や改善要望等を自由記述により回答している。回答は、IC-UNIPA上の授業評価機能を活用したWebアンケート方式により実施している。回答結果の取扱いについては、学生に不利益が生じることのないよう、授業評価管理画面にアクセスできる担当者を授業改善委員長が指名した事務職員1名に限定し、回答結果の設定、集計及びデータ処理を行っている。授業担当教員は、回答締切後の一定期間、IC-UNIPA上で回答数や平均値等の集計結果を確認することができるが、どの学生がどのように回答したかを特定することはできない。担当職員は、回答結果データを授業担当者が所属する学部ごとに整理し、授業名、授業担当者名、当該授業の評価平均値及び自由記述内容を含む一覧データを作成している。この一覧データには、回答者である学生を特定しうる情報を含めない。作成した一覧データは当該学部長に提出され、学部長は必要があると判断する授業について、当該担当教員

との面談、事情聴取、情報共有、改善方法の検討・助言・指示等を行い、授業改善に努めている。また、担当職員は、一覧データから授業名及び授業担当者名を匿名化したマスキング一覧データを作成し、授業改善委員長に提出している。授業改善委員長は、これを必要と考える教職員間で共有し、分析を行ったうえで授業評価報告書として取りまとめ、学長に提出することとしている。授業評価報告書の全部又は一部は、自己点検・評価委員会における審議を経て、大学ホームページ等で公表することとしている。これにより、本学は、授業評価を学修成果の把握、授業改善及びFDの基礎資料として位置付け、学生の不利益防止とデータ管理に配慮しながら運用している。

また、授業改善委員会では、授業評価結果をFDに活用するための基礎資料として、2020年度から2024年度前期までの授業評価アンケート結果を整理した資料を作成している。同資料は、複数年度にわたる学生の回答傾向を把握し、授業評価ガイドラインが掲げる「各授業の今後の課題を明らかにし、その課題に応じたFDを設定する」ための前提資料として位置付けられる。現時点では、同資料を用いたFDテーマの体系的設定や授業改善報告書の作成・共有は試行段階にとどまっているが、授業評価結果を個々の授業改善にとどめず、全学的なFDへ接続するための基盤整備として意義がある。

また、本学では、シラバス様式にアクティブ・ラーニング要素を明示する欄を設けており、授業担当者が担当授業における教授方法を具体的に示す仕組みを整えている。これにより、教員が授業の到達目標、授業内容、成績評価方法及びディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力との関係を意識しながら授業設計を行うことを促している。こうした取組みは、授業改善委員会を中心とする全学的なFD活動の一環として位置付けられる。

各学部・学科、学環及び研究科においても、教育課程の点検、授業方法の改善、実習・演習科目の運営、資格課程や国家試験対策、研究指導等に関して、学科会議、学環会議、研究科委員会、専攻会議等を通じた情報共有や検討を行っている。必要に応じて、学科単位、学環単位又は研究科単位でFDを実施し、各教育研究組織の特性に応じた教育内容・方法の改善を図っている。

以上のことから、本学は、授業改善委員会を中心としたFD活動及び各部署・各教育研究組織におけるSDの取組みを通じて、教員・職員の資質・能力の向上を図っていると判断できる。今後も、授業改善アンケート、シラバス、学修成果の把握、内部質保証及び各部署の業務改善と連動させながら、FD・SDをより体系的に実施していく必要がある。

5-3-② SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学では、建学の精神を実現化するために3つの「求める職員像」を掲げている。

1. 建学の精神に基づいて、学園の協働者としての責任と使命を自覚する、自立的な職員。
2. 学生の視点に立って、その支援のために主体的に考え、対応できる職員。
3. 新たなニーズや課題に対して、積極的・挑戦的な意欲と行動力を持つ職員。

これらの目標をふまえ、毎年内容を検討し、職員研修を実施している。2025年度は、Web

研修システム利用と夏期の集合研修を主な職員研修として実施した。

Web 研修では、共通受講テーマの 1 つとして全員がカスタマーハラスメントに関する講座を受講し、2025 年 6 月改正労働施策総合推進法（特に事業所のカスハラ対策の義務化）の理解を深めた。また、共通テーマの 2 つめを DX とし、DX 推進に役立つと思われる研修を受講し、自分なりの取り組み事例を考えレポートすることを課した。さらに、大学職員としての習熟度や担当業務にあわせ、6 ヶ月間自由に Web 研修システムを利用している。

集合研修では職員間の協働意識の向上及び発信力の強化を目標に「IC 職員の主張 2025」と題して職員のプレゼンテーションを小グループで聴くセッションを実施した。発表のテーマは「DX 推進室の取り組み」、「地域交流事業の報告」、「ワークライフバランスに関する提案」の 3 件で、各グループが活発な意見の交換を行い参加者相互の理解を深めることができた。

こうした研修が、本学職員の知識のアップデートや業務改善、資質・能力の向上につながっているものと考えている。

【改善の方策】

今後は、研修による資質・能力の向上が、職員個人や担当業務レベルでの業務改善にとどまらず、組織としての改善・改革につながるよう内容を検討し、継続実施していく。

5-4. 研究支援

①研究環境の整備と適切な管理運営

②研究倫理の確立と厳正な運用

③研究活動への資源の配分

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 研究環境の整備と適切な管理運営

本学では、研究者が研究活動に専念できる環境を整備するため、外部競争的資金の獲得支援、学内競争的研究費の運用、研究成果の公表支援、地域連携研究の促進及び研究費執行に係る事務負担軽減に取り組んでいる。

研究支援体制としては、科学研究費助成事業（科研費）をはじめとする外部競争的資金への応募促進に向け、情報提供、個別相談及び研究計画調書作成支援を継続して実施している。2026 年度の科研費応募件数は 11 件であり、そのうち 4 件が採択された（採択率 36%）。また、応募 11 件のうち 6 件については、研究員等によるピア・レビューを実施し、申請内容の精度向上に資する支援を行った。2025 年度の科研費実績としては、応募件数 11 件、採択件数 4 件、獲得総額 26,000,000 円であり、外部資金獲得に向けた継続的な取組が一定の成果につながっている。

学内競争的研究費としては、「学術研究センター研究推進経費」を運用している。2025年度は、プレ科研費研究（個人）1件及び奨励研究1件を採択し、将来の科研費獲得を見据えた研究基盤の形成を支援した。特に若手研究者に対しては、外部資金獲得への発展を視野に入れた制度活用を促している。また、国際学術成果発表支援については4件を採択し、海外における研究成果発表の機会を支援した。さらに、地域連携フューチャリティ・スタディ（F/S）については1件を採択し、地域連携協定を締結している団体との共同研究の可能性を探る取組を支援した。これらの制度を通じて、研究の発展段階や目的に応じた支援を行っている。

研究成果の公表状況については、2025年度の論文投稿数は101件、採択数は67件であり、研究成果の発信に向けた活動が活発に行われている。このうち、査読付き論文は58件、国際誌掲載論文は6件であり、研究成果の量的拡大のみならず、質の高い学術誌への掲載及び国際的な発信にも取り組んでいることが示されている。これらの実績は、本学における研究活動が継続的に推進され、その成果が学術的に一定の評価を得ていることを示すものである。

加えて、研究費執行に伴う研究者の負担軽減を図るため、2025年度にはAmazon Businessを導入した。2025年度の利用実績は、注文総数487件、購買金額合計4,080,000円であり、研究活動に必要な物品調達手段として一定程度活用されている。これにより、物品調達における利便性向上と、研究者の事務的負担の軽減に資する運用改善が進められた。こうした取組を一過性のものとせず、より使いやすい制度として定着させることが重要である。あわせて、立替払い削減策のさらなる強化に加え、競争的研究費獲得を後押しするインセンティブ施策も推進している。研究者が煩雑な事務負担から可能な限り解放され、研究そのものに集中できる環境づくりを進めることは、本センターの重要な役割である。

以上のように、本学では、外部資金獲得支援、学内競争的研究費の運用、研究成果公表の促進、地域連携研究への支援及び研究費執行に係る運用改善を通じて、研究環境の整備と適切な管理運営に取り組んでいる。科研費の獲得実績、論文投稿・採択実績及び研究支援制度の運用状況からみて、研究活動を支える環境は概ね適切に整備され、機能していると判断できる。

【改善の方策】

今後は、研究者がより研究活動に専念できる環境を実現するため、外部競争的資金の獲得支援、学内競争的研究費の運用、研究成果発信支援及び研究費執行に関する事務支援を一層充実させる。特に、科研費をはじめとする外部資金については、情報提供、個別相談、研究計画調書作成支援及びピア・レビューを継続するとともに、不採択課題の再応募支援や若手研究者への支援を強化し、申請件数及び採択率の向上につなげていく。

また、学術研究センター研究推進経費については、各助成区分の活用状況と成果を検証し、将来の外部資金獲得や研究成果の創出により効果的につながるよう、制度運用の改善を図る。あわせて、国際学術成果発表支援や地域連携フューチャリティ・スタディについても、研究成果の国際発信及び地域課題解決に資する取組として継続的に実施し、その活

用促進に努める。

さらに、研究費執行に係る事務負担の軽減については、Amazon Business の運用状況を検証し、立替払い削減策のさらなる強化と、研究者にとって利用しやすい物品調達体制の定着を図る。これらを通じて、研究支援体制と研究環境の一層の充実を図り、研究活動の活性化及び研究成果の向上につなげていく。

FY2025 Summary of Research Grants and Publication Performance

Category	Item	Evaluation Focus	Description / Notes	FY2025 Result
Grants-in-Aid for Scientific Research	Number of Applications	Assessment of challenge	Whether applications are being submitted proactively (volume of challenge)	11
	Number Awarded	Assessment of quantity	Number of grants actually awarded	4
	Total Amount Awarded	Assessment of quality	Whether high-value research funding has been secured	26,000,000
Publications	Number of Submissions	Assessment of challenge	Level of activity in submitting papers (motivation to produce outputs)	101
	Number Accepted	Assessment of quantity	Number of papers actually accepted	67
	Of which: Peer-reviewed Papers	Assessment of quality	Reflects the impact and quality of the journals in which they are published	58
	Of which: International Journals			6

Note: The publication performance figures shown in the lower half of the table were derived from questionnaire responses. The response rate was 87.4%.

5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、学術研究の信頼性及び公正性を確保するため、「茨城キリスト教大学研究倫理指針」を定め、研究者及び研究に関与する事務職員の行動規範を明確にしている。あわせて、「茨城キリスト教大学倫理審査規程」に基づき倫理審査委員会を設置し、人を対象とする研究について審査を行っている。2025年度の委員会は、学内委員7名、学外委員4名の計11名で構成され、学外委員には、医学・医療、自然科学、倫理学・法律学、人文・社会科学の各分野の有識者を含めることにより、多面的かつ客観的な審査体制を確保している。加えて、研究倫理コンサルタントから専門的助言を得る体制も整えている。

倫理申請は通年で受け付けており、学外委員を含む通常審査を年3回実施するほか、そ

の間は学内委員による迅速審査及び再審査を行っている。2025 年度の申請件数は 26 件であり、審査結果の通知に際しては、関係する倫理指針等の根拠箇所を示しつつ改善点を明示するなど、研究が適切な倫理的配慮のもとで遂行されるよう丁寧な対応に努めている。また、必要に応じて申請者との面談を行い、研究計画の適正化を支援している。近年は、オプトアウト研究や他施設との共同研究に関する申請もみられる。

Trends in the Number of Ethics Review Applications by Term

Term	2025	2024	2023	2022	2021	2020
1st term	10	8	17	12	7	0
2nd term	7	7	4	1	5	6
3rd term	9	4	6	4	8	2
Total	26	19	27	17	20	8

また、本学では、2016 年度以降、「茨城キリスト教大学における公的研究費の取扱いに関する規程」及び「茨城キリスト教大学における研究活動上の不正行為への対応等に関する規程」を整備し、公的研究費の適正な運営・管理並びに研究活動上の不正行為への適切な対応を行う体制を構築している。さらに、2024 年度には、研究の国際化及びオープン化に伴う新たなリスクに対応し、研究の健全性及び公正性を確保するため、研究インテグリティ規程を整備した。加えて、2025 年度には、学術研究の健全な発展に配慮しつつ安全保障輸出管理を適切に実施するために必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持に寄与することを目的として、安全保障輸出管理規程を新設した。

研究倫理に関する意識向上のため、学術研究センター主催による研究倫理教育講習会を実施している。2025 年度は 2 月に講習会を開催し、欠席者に対しては後日フォローを行うことで、全教員の受講を確認した。加えて、教員及び大学院生を対象に、2020 年度から日本学術振興会が提供する e-Learning コース（eL CoRE）を導入しており、2025 年度も教員全員が受講した。

大学院生に対しては、4 月の履修ガイダンス時に研究倫理教育を実施している。さらに、2025 年度からは、人を対象とする研究の実施を予定する大学院生を対象として、8 月に倫理講習を実施した。

以上のように、本学では、研究倫理指針、倫理審査体制、不正防止体制、研究インテグリティ及び安全保障輸出管理に関する規程の整備、並びに研究倫理教育の実施を通じて、研究倫理の確立と厳正な運用に取り組んでいる。

【改善の方策】

研究倫理の確立と厳正な運用を継続的に推進するため、関係規程及び運用体制の点検・見直しを適宜行い、研究を取り巻く環境変化に対応していく。特に、研究インテグリティ及び安全保障輸出管理に関しては、教員及び大学院生に対する周知と理解の促進を図り、適切に対応できる体制を強化する。

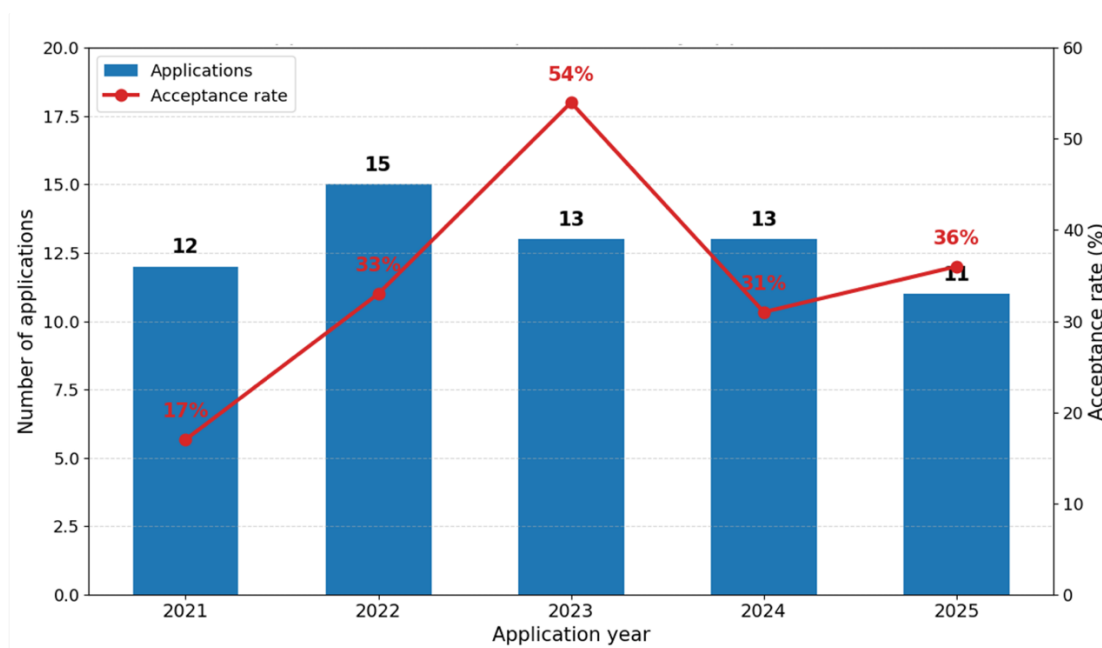
また、研究倫理教育については、講習会及び e-Learning の実施を継続するとともに、研究現場に即した内容の充実を図る。さらに、人を対象とする研究に関する倫理審査については、申請手続に関する支援を充実させ、適切かつ円滑な運用に努める。これらを通じて、本学における研究活動の健全性、公正性及び信頼性の一層の向上を図る。

5-4-③ 研究活動への資源の配分

本学では、研究活動を適切に支援するため、個人研究費及び学内競争的研究費に関する制度を整備し、あわせて外部資金の適正な管理に関する規程を定めている。外部資金については、「公的研究費の取扱いに関する規程」、「公的研究費に係る物品の検収実施要項」、「公的研究費の不正使用に係る調査等に関する取扱規程」及び「公的研究費に係る間接経費取扱規程」を整備し、研究費の適正な執行・管理体制を整えている。また、個人研究費については「個人研究費使用規程」、学内競争的研究費については「学術研究センター研究推進経費助成規程」を定め、研究活動に対する資源配分の制度的基盤を明確にしている。

個人研究費は、基幹教員に年額 35 万円、特別任用基幹教員に年額 20 万円を毎年度配分しており、教員の基盤的な研究活動を継続的に支える体制を整えている。さらに、学内競争的研究費として、プロジェクト研究、競争的研究費獲得インセンティブ、学術出版助成、国際学術成果発表に関する助成制度を設けている。プロジェクト研究には、学長が必要性の高いと認めた領域における共同研究を対象とする「重点課題研究」及び地域連携協定先との共同研究の初期段階における予備調査等を対象とする「地域連携フィージビリティ・スタディ」がある。また、競争的研究費獲得インセンティブとして、「プレ科研費研究（共同）」、「プレ科研費研究（個人）」及び、前年度に科研費へ応募し一定の評価を得た不採択課題を対象とする「奨励研究」を設け、外部資金獲得に向けた継続的な研究展開を支援している。加えて、学術研究成果の公開及び国際発信を促進するため、学術出版助成並びに国際学術研究論文作成経費、国際学術研究論文掲載経費、国際学術成果発表参加費、国際学術成果発表旅費に対する助成制度を整備している。

これらの学内研究費の配分に当たっては、科研費獲得経験者からなる学術研究センター運営委員会において選定を行い、その後、研究支援委員会の承認を経る仕組みとしている。このことにより、研究費配分の妥当性、客観性及び適切性の確保に努めている。



Applications and acceptance rate by application year

外部資金の導入に向けた支援としては、公募情報の共有に加え、学術研究センター運営委員会メンバーによるピアレビューを実施しており、科研費等の競争的研究費への応募を支援している。その結果、科研費については、2021年申請分が12件中2件採択（採択率17%）、2022年申請分が15件中5件採択（採択率33%）、2023年申請分が13件中7件採択（採択率54%）、2024年申請分が13件中4件採択（採択率31%）、2025年申請分が11件中4件採択（採択率36%）となっており、継続的な申請支援のもとで一定の成果を上げている。2025年申請分の内訳は、新規応募11件（基盤研究C 8件、若手研究3件）のうち、4件が採択（基盤研究C 3件、若手研究1件）であった。また、私学事業団研究助成においても、若手研究者奨励金部門で1件採択されている。

以上のように、本学では、個人研究費を毎年度安定的に配分するとともに、学内競争的研究費を通じて研究の発展段階や目的に応じた支援を行っている。さらに、外部資金の適正管理に関する規程を整備し、科研費等の申請支援を実施することにより、研究活動に必要な資源配分と外部資金導入の促進に取り組んでいる。これらのことから、研究活動への資源の配分は概ね適切に行われていると判断できる。

【改善の方策】

研究活動への資源配分の充実を図るため、個人研究費による基盤的支援を継続するとともに、学内競争的研究費については活用状況及び成果を検証し、必要に応じて制度及び配分方法の見直しを行う。あわせて、研究の発展段階や社会的要請に応じた支援が行えるよう、助成区分の適切な運用に努める。

また、外部資金の導入については、公募情報の共有及びピアレビューによる申請支援を継続し、不採択課題の再応募支援や若手研究者への支援の充実を図る。さらに、研究費の適正な執行・管理体制を維持しつつ、研究活動を円滑に進めるための支援体制を強化し、

申請件数及び採択率の向上につなげていく。

〔基準5の自己評価〕

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

第一に、学長を中心とする管理運営体制を整備し、大学運営会議、学長会議、教授会、研究科委員会、内部質保証会議及び各種委員会との連携を通じて、教育研究活動及び大学運営に関する重要事項を適切に把握・調整している点が挙げられる。学長会議では、教育研究活動、学生支援、入試広報、内部質保証、施設・設備、財務、人事等に関する情報を共有しており、企画調査室が作成する GPA 分析及び学生異動状況に関する資料等も、学生の受入れ、学修支援、退学防止、教育課程の点検等を検討する基礎資料として活用している。

第二に、学長の統括のもと、副学長、学部長、学環長、研究科長、事務局長、各種委員会及び事務部署に権限を適切に分散し、規程、会議体、業務分掌及び自己点検・評価の担当体制を通じて責任の所在を明確にしている点が特色である。各学部・学科、学環及び研究科では、教育課程の編成・実施、履修指導、学生支援、入試広報、教員配置、研究指導等について、所掌範囲に応じた責任を担っており、事務組織についても学園事務組織規程及び事務組織図に基づき、各部署の役割を明確にしている。

第三に、教員の採用・配置・昇任に関して、教育研究上の目的及び教育課程に即した手続を整備している点が挙げられる。採用に当たっては、各学科が公募案を作成し、特任教員については推薦案を作成したうえで、学部長が人事委員会に提案し、人事委員会、教授会、学長裁定を経て採用手続の実施を決定している。選考においては、人事委員会が小委員会を設置し、候補者の教育研究業績、担当予定科目との適合性、資格課程上の要件等を確認したうえで、人事委員会、教授会、学長裁定により採用候補者を決定している。

第四に、第3種基幹教員から第1種基幹教員への任用替審査及び第1種基幹教員の昇任審査について、審査基準、審査手続及び提出書類をあらかじめ本人に示したうえで実施している点は、教員の育成・評価・配置の透明性を高める特色ある取組みである。任用替審査及び昇任審査では、研究、教育、社会貢献、同僚性、学内管理職経験等を評価領域として設定し、研究業績、授業改善アンケート結果、学内業務への貢献、建学理念への理解等を総合的に確認している。これにより、教員が任期中又は現職位において求められる教育研究活動上の水準を理解し、計画的に職能を高めることができる仕組みとなっている。

第五に、研究支援については、学術研究センターを中心に、外部競争的資金の獲得支援、学内競争的研究費の運用、研究成果の公表支援、地域連携研究の促進及び研究費執行に係る事務負担軽減に取り組んでいる点が大きな成果である。2026年度の科研費応募件数は11件であり、そのうち4件が採択され、採択率は36%であった。応募11件のうち6件については研究員等によるピア・レビューを実施しており、申請内容の精度向上に資する支援を行っている。また、2025年度の科研費実績として、応募件数11件、採択件数4件、獲得総額 26,000,000 円を達成しており、外部資金獲得に向けた継続的な取組みが一定の成

果につながっている。

第六に、研究環境及び研究活動への資源配分についても、個人研究費及び学内競争的研究費を制度的に整備し、研究の発展段階や目的に応じた支援を行っている。基幹教員には年額 35 万円、特別任用基幹教員には年額 20 万円の個人研究費を配分し、学内競争的研究費として、プレ科研費研究、奨励研究、国際学術成果発表支援、地域連携フィージビリティ・スタディ等を運用している。2025 年度には、プレ科研費研究 1 件、奨励研究 1 件、国際学術成果発表支援 4 件、地域連携フィージビリティ・スタディ 1 件を採択しており、将来の外部資金獲得、国際発信及び地域課題解決につながる研究活動を支援している。

第七に、研究倫理については、研究倫理指針、倫理審査規程、公的研究費の適正管理、不正行為対応、研究インテグリティ、安全保障輸出管理に関する規程を整備し、研究活動の健全性、公正性及び信頼性を確保する体制を構築している。倫理審査委員会は学内委員 7 名、学外委員 4 名の計 11 名で構成され、医学・医療、自然科学、倫理学・法律学、人文・社会科学の有識者を含めることで、多面的かつ客観的な審査体制を確保している。2025 年度の倫理申請件数は 26 件であり、審査結果の通知に際しては、関係する倫理指針等の根拠箇所を示しながら改善点を明示するなど、丁寧な支援を行っている。また、研究倫理教育講習会及び日本学術振興会の e-Learning コースを通じて、教員及び大学院生に対する研究倫理教育を実施している。

以上のことから、基準 5 に関して、本学は、学長のリーダーシップのもと、管理運営体制、教職員配置、教員の採用・昇任・任用替、FD・SD、研究支援、研究倫理及び研究資源配分に関する制度を整備し、教育研究活動を支える体制を概ね適切に運用していると評価できる。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

基準 5 に関しては、管理運営体制、教員配置、FD・SD、研究支援及び研究倫理について、概ね適切な制度整備と運用が行われている。一方で、自己点検・評価の過程において、教育研究活動をさらに充実させるための課題も確認された。

第一に、FD・SD については、授業改善委員会を中心に授業改善アンケート、シラバス、アクティブ・ラーニング要素の明示等に取り組んでいるが、授業評価ガイドラインが想定するように、授業評価結果を全学的・組織的に分析し、その結果に基づいて FD テーマを設定し、FD 活動に体系的に反映する段階には十分至っていない。授業評価は、学修成果を測定し社会に公表すること、及び各授業の今後の課題を明らかにし、その課題に応じた FD を設定することを目的としているが、現時点では、授業担当者による個別改善にとどまる面が大きく、授業改善委員会を中心とした組織的 FD への接続を明確にする必要がある。

第二に、SD については、大学運営、内部質保証、学生支援、研究支援、入試広報、キャリア支援、情報セキュリティ、ハラスメント防止、障がい学生支援、法令遵守等に関する研修機会を設けているが、研修内容、対象者、実施時期、受講状況、受講後の業務改善への反映を体系的に整理し、教職員の職能開発として継続的に評価する仕組みをさらに整備

する必要がある。特に、教職協働による大学運営、内部質保証、研究支援、学生支援等に関する研修を、大学全体の課題と接続して計画的に実施することが課題である。

第三に、教員の採用・任用替・昇任に関しては、審査基準、審査手続及び提出書類をあらかじめ本人に示す仕組みを整備していることは評価できるが、今後は、新たに導入した任用替審査及び昇任審査の運用実績を蓄積し、評価項目、点数化の妥当性、同僚性審査の運用、学内管理職経験や社会貢献の評価方法等について、必要に応じて検証・改善していく必要がある。

第四に、研究支援については、科研費応募支援、ピア・レビュー、学内競争的研究費、国際学術成果発表支援、地域連携フィージビリティ・スタディ等により一定の成果が見られる一方、申請件数及び採択率のさらなる向上、不採択課題の再応募支援、若手研究者支援、研究成果の国際発信支援を継続的に強化する必要がある。また、学術研究センター研究推進経費については、各助成区分の活用状況と成果を検証し、将来の外部資金獲得や研究成果の創出にどの程度つながっているかを確認することが課題である。

第五に、研究費執行に係る事務負担の軽減については、Amazon Business の導入等により物品調達の利便性向上が図られているが、立替払い削減策のさらなる強化、研究者にとって利用しやすい物品調達体制の定着、競争的研究費獲得を後押しするインセンティブ施策の充実が課題である。

第六に、研究倫理については、倫理審査体制、研究倫理教育、不正防止、研究インテグリティ、安全保障輸出管理に関する規程が整備されているが、研究の国際化、オープンサイエンスの進展、共同研究の多様化等に対応するため、教員及び大学院生に対する周知と理解を一層促進する必要がある。特に、研究インテグリティ及び安全保障輸出管理については、制度整備後の運用を定着させ、申請・相談・審査・記録管理の流れを継続的に点検することが課題である。

以上のことから、基準5に関して大きな未充足事項は認められないものの、FD・SDの体系化、教員評価制度の運用検証、研究支援制度の効果検証、研究費執行支援及び研究倫理・研究インテグリティ対応のさらなる充実が今後の課題である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

基準5で確認された課題に対しては、管理運営体制、教員配置、FD・SD、研究支援及び研究倫理の各側面において、制度の運用状況を点検しながら、継続的な改善を進めていく。

第一に、FDについては、授業評価ガイドラインに基づき、授業評価結果を授業担当者による個別改善にとどめず、授業改善委員会を中心とした組織的FDへ接続する仕組みを整備する。具体的には、授業評価結果を匿名化・集約したうえで、全学的な傾向、学部・学科・学環・研究科ごとの課題、授業方法や学修成果に関する特徴を分析し、その結果をFDテーマの設定、研修内容の企画、授業改善報告書の作成に反映させる。あわせて、授業評価報告書の作成及び公表の流れを明確にし、授業評価を学修成果の把握、授業改善及びFD

の基礎資料としてより実質的に活用していく。

第二に、SD については、教職員の職能開発を体系的に進めるため、大学運営、内部質保証、学生支援、研究支援、入試広報、キャリア支援、情報セキュリティ、ハラスメント防止、障がい学生支援、法令遵守等に関する研修計画を整理する。研修の実施状況、参加状況、受講後の業務改善への反映を確認し、教職協働による大学運営に必要な知識・能力の向上につなげる。また、内部質保証会議や大学運営会議で把握された全学的課題を、SD のテーマ設定に反映させることを検討する。

第三に、教員の採用・任用替・昇任については、教育研究上の目的及び教育課程に即した教員配置を維持するため、現行の採用・選考手続、任用替審査及び昇任審査の運用状況を継続的に確認する。特に、第 3 種基幹教員から第 1 種基幹教員への任用替審査及び第 1 種基幹教員の昇任審査については、審査基準を事前に本人へ示す運用を継続するとともに、研究、教育、社会貢献、同僚性、学内管理職経験等の評価項目が、教員の育成及び教育研究活動の質向上に有効に機能しているかを検証する。必要に応じて、人事委員会等で審査様式や評価方法の見直しを行う。

第四に、研究支援については、学術研究センターを中心に、外部競争的資金の獲得支援、学内競争的研究費の運用、研究成果発信支援、地域連携研究支援及び研究費執行に関する事務支援を一層充実させる。科研費等の外部資金については、情報提供、個別相談、研究計画調書作成支援及びピア・レビューを継続するとともに、不採択課題の再応募支援や若手研究者への支援を強化し、申請件数及び採択率の向上につなげる。学術研究センター研究推進経費については、各助成区分の活用状況と成果を検証し、将来の外部資金獲得や研究成果の創出により効果的につながるよう、制度運用の改善を図る。

第五に、研究費執行に係る事務負担の軽減については、Amazon Business の運用状況を検証し、立替払い削減策のさらなる強化と、研究者にとって利用しやすい物品調達体制の定着を図る。あわせて、競争的研究費獲得を後押しするインセンティブ施策を検討し、研究者が煩雑な事務負担から可能な限り解放され、研究そのものに集中できる環境づくりを進める。

第六に、研究倫理については、研究倫理指針、倫理審査規程、公的研究費管理、不正行為対応、研究インテグリティ、安全保障輸出管理に関する規程及び運用体制を継続的に点検する。研究倫理教育講習会及び e-Learning を継続し、教員及び大学院生に対して研究倫理、研究インテグリティ、安全保障輸出管理に関する理解を促進する。人を対象とする研究に関する倫理審査については、申請手続に関する支援を充実させ、適切かつ円滑な運用に努める。これらの取組みにより、本学における研究活動の健全性、公正性及び信頼性の一層の向上を図る。

以上の取組みにより、本学は、学長のリーダーシップのもと、教員・職員の配置、職能開発、研究支援及び研究倫理に関する体制を継続的に改善し、教育研究活動を支える人的・制度的基盤の充実を図っていく。

基準 6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

①経営の規律と誠実性の維持

②環境保全、人権、安全への配慮

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本法人は、令和 6（2024）年度に学園の適正かつ公正な業務運営の確保および社会的信頼の向上に資することを目的とした「茨城キリスト教学園コンプライアンス推進規程」を制定し、令和 7（2025）年 4 月 1 日から施行することでコンプライアンスをより一層推進するための体制を整備している。さらに、本法人のコンプライアンス（法令等の遵守）、運営の強化をはかり健全な発展に資することを目的とした「茨城キリスト教学園内部公益通報に関する規程」を定めており、本法人の監査室を通報窓口として設置している。本法人は、公益通報の仕組みや法令遵守の重要性について、効果的な広報を行うとともに、研修・説明会等を実施し、教職員等に対し十分な周知徹底を図ることとしている。

また、本学におけるガバナンスにおいては、令和 2（2020）年度から令和 7（2025）年度までの 6 年間、日本私立大学協会が策定した「私立大学版ガバナンス・コード」を規範とした、「茨城キリスト教大学ガバナンス・コード」を策定、公開し、さらに、令和 3（2021）年度以降は、全学的に順守状況の点検を実施し、点検結果を自己点検・評価報告書として本学ホームページにおいて公開することでガバナンス強化に取り組み、健全かつ開かれた大学運営を進めてきた。令和 8（2026）年度からは、日本私立大学協会が策定した「私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞」に従い、遵守状況を点検し、引き続きガバナンス強化に取り組んでいく。

情報の公表については、「学校法人茨城キリスト教学園書類等閲覧規則」を定めており、在学生や学費負担者、入学希望者等の直接の関係者に加え、社会からの信頼と支援を得るため、学校教育法施行規則第 172 条の 2、私立学校法第 137 条、同法第 151 条、私立学校法施行規則第 49 条及び同施行規則第 55 条第 2 項ならびに教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 で指定されている項目について、本法人および本学ホームページにおいて公開している。

内部統制システムの整備については、令和 7（2025）年度施行の私立学校法を踏まえ、令和 6（2024）年度の理事会において「茨城キリスト教学園内部統制システム整備の基本方針」を策定した。本方針には、「経営に関する管理体制」「リスク管理に関する体制」「コンプライアンスに関する管理体制」「監査環境の整備（監事の監査業務の適正性を確保するための体制）」について定めており、本方針の制定に伴い、関連する規則の改正および廃止ならびに新たに必要な規則の制定を行なった。今後は、業務の適正を確保するために、本

方針に沿った法人運営を実行していく。

6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全について、研究室および事務室等に設置された空調の老朽度合いを適時確認しながら、不具合が確認された際には優先度の高い修繕案件として修理更新を行なっている。また、毎年、専門業者による点検を実施している。防災設備については、消防法に基づいた消防設備点検のほか、毎年実施している学園総合防災訓練においては緊急防災放送設備点検も実施している。衛生環境の確保については、建築物衛生法に基づき、特定建築物を対象として、専門業者もしくは有資格職員により実施している。測定時には法人管財課職員（建築物環境衛生管理技術者資格保有者）が同行し、施設設備に不具合がないか目視点検を実施している。そのほか、衛生環境に関する法律に基づく水質管理および水質保全については、給排水設備管理等を専門業者と連携して実施している。

施設設備の不具合については、法人管財課が窓口となり、専門業者と連携して迅速に対応している。警備員が24時間体制で学園に常駐しているため、夜間休日の緊急性が高い事案については、警備員から法人管財課に連絡が入るようにしており、専門業者と連携して対応している。

エネルギーの使用については、法人管財課を中心にエネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく省エネルギー活動を推進している。主な活動として、空調設定の基準温度の周知、エレベーターの使用抑制周知、電力使用量ピーク時の巡回ならびに不要な電源オフの呼びかけなどに努めている。これらの取り組みを周知シールの貼付、ポータルシステムへの掲示掲出やポスター掲示などで広く周知・共有することで、学生および教職員への省エネへの意識を高めている。合わせて、各校舎の照明LED化や空調機器の省エネタイプへの更新などを年次計画で進めている。

学生・教職員に関するハラスメントについては、規則やガイドラインを整備し、高等教育機関の責務として防止に努めている。なお、ハラスメントに関しては、相談窓口を設置し、窓口・電話・電子メールで相談できる体制を構築している。また、学生・教職員へリーフレットを配付し、啓蒙活動も行っている。さらに、本法人における内部公益通報に関しても「茨城キリスト教学園内部公益通報に関する規程」を定めており、通報者を守る体制も整備している。

教職員の健康維持管理については、労働安全衛生法に基づく全学園安全衛生委員会を組織し、職場環境整備における改善・検討も進めている。平成28（2016）年度からは、ストレスチェックを実施しており、健康診断およびストレスチェックの結果を踏まえた個別指導・相談を実施する等、教職員の健康意識向上に努めている。

安全への配慮については、法人として「学校法人茨城キリスト教学園危機管理規程」を定めている。また、本学が東海第二発電所から約5kmのいわゆるPAZ内に位置していることから、「茨城キリスト教大学原子力災害対策マニュアル」を策定し、教職員に周知しチエール。さらに、毎年実施している学園総合防災訓練において、学生・教職員の安否状況をポ

ータルシステムを活用して実施している。AED（自動体外式除細動器）については、学園内 19 か所に設置しており、AED の設置場所等を掲載した学園内 AED 配置図を全学園安全衛生委員会で確認・配付するほか、履修要覧やキャンパスガイドなどの冊子にも掲載して周知している。

個人情報等の危機管理については、個人情報保護管理者として学長を置き、法人監査室長および情報センター長とともに連携して、各部署における個人情報の収集、利用に関して対応している。また、情報漏洩防止に関しては、情報資産の保護と活用を図るため「茨城キリスト教学園情報セキュリティ規則」を策定し、教職員や学生、関係者が務めるべき事項を定めている。情報セキュリティ担当部門は、法人事総務課および大学情報センターとしており、外部からの不正アクセスを防止するセキュリティ強化に努めている。

6-2. 理事会の機能

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

②使命・目的の達成への継続的努力

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本法人は、使命・目的を達成するため、寄附行為に基づき理事会を設置し、意思決定ができる体制を整備している。また、「茨城キリスト教学園理事会運営規則」第 8 条および「茨城キリスト教学園常任理事会規程」に則り、日常業務を審議および決定する「常任理事会」を設置している。「常任理事会」では、理事会・評議員会の議案整理、理事会・評議員会に提案する事項の方針・原案に関する審議、学納金に関する審議、職員の採用に関する審議、組織の変更・人事異動に関する審議等を行なっている。「常任理事会」は月 2 回の頻度で開催しており、円滑かつ迅速に戦略的意思決定ができる体制を整備している。「常任理事会」は理事長、理事である総長、大学学長、高校校長、中学校長、法人事務局長、学内理事のほか、理事でない学部長や附属認定こども園園長も列席者として出席を要請し、広く意見を聴取し、情報を共有する場ともなっている。

理事会では、使命・目的を達成するための中期経営計画と、それに基づく事業計画を決定しているほか、学則等を始めとする重要な規則の制定、改正等の審議を行なっている。理事会は原則として年 4 回開催しており、令和 5（2023）年度から令和 7（2025）年度の理事会への理事の出席状況については、表のとおりである。意思表示書の徴収は平成 24（2012）年度より実施しており、出席率の向上に努めている。

表 理事の出席状況

理事会	開催数	1	2	3	4	5
令和5年度	月 日	5/22	9/25	12/18	3/21	—
	現員数	11	11	11	11	—
	出席者数※	10	10	10	10	—
	意思表示出席者数	1	1	0	0	—
	欠席者	0	0	1	1	—
令和6年度	月 日	5/27	9/24	12/23	3/24	—
	現員数	11	11	11	11	—
	出席者数※	9	11	10	11	—
	意思表示出席者数	1	0	1	0	—
	欠席者	1	0	0	0	—
令和7年度	月 日	5/30(旧)	5/30(新)	9/22	12/22	3/23
	現員数	11	10	10	10	10
	出席者数※	11	10	9	8	10
	意思表示出席者数	0	0	1	2	0
	欠席者	0	0	0	0	0

※意思表示出席者数は出席者数に含む

また、本法人は、令和7（2025）年度施行の私立学校法を踏まえ、「茨城キリスト教学園理事会運営規則」を定め、令和7（2025）年度から運用を開始している。本規程には、理事会の職務権限、理事会の決議事項、招集手続、議長、定足数、決議要件および議事録等必要な事項を定めており、今後は私立学校法ならびに寄附行為および本規程を遵守した理事会運営を行っている。

理事の選任については、令和7（2025）年度施行の改正私立学校法を踏まえ改正した寄附行為を遵守し、私立学校を経営するために必要な知識または経験および学校法人の適正な運営に必要な識見ならびに社会的信望を有する者を選任することとしており、現状としては、令和7（2025）年5月30日開催の評議員会で意見を聞いたうえで理事選任機関において選任している。

6-2-② 使命・目的の達成への継続的努力

本法人は、これまで継続的に中・長期経営計画を策定し、実施・見直しを行ってきた。令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間は第16期中期経営計画に基づき5つの戦略方針を策定し、それぞれの戦略を遂行するための大科目（学園全体の戦略）、中科目（各部局マスタープラン）、小科目（各部局の業務計画）を設定して、業務遂行と検証のPDCAサイクルを実質化するよう努めた。令和8（2026）年度からは新たに第16期中期経営計画を策定した。

また、事業計画に基づく予算編成方針および事業報告は、理事会、評議員会において適切に審議、報告するとともに、教職員に対して周知している。

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

①法人の意思決定の円滑化

②評議員会と監事のチェック機能

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 法人の意思決定の円滑化

本法人における意思決定は、寄附行為および「茨城キリスト教学園理事会運営規則」に基づき、理事会において決議を行なっている。また、寄附行為ならびに「茨城キリスト教学園理事会運営規則」および「学校法人茨城キリスト教学園評議員会運営規則」にあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない事項を定め、遵守することで理事会および評議員会の意思疎通と連携を図っている。また、理事と評議員の兼職が禁止されたことから、理事会での意思決定プロセスにおいて、評議員会が関与・監視することから、両者が協働しながらも相互に牽制する二層的ガバナンス構造が構築されている。

教職員への情報共有と提案等をくみ上げる仕組みとして、職員については目標面接を実施している。これは中期経営計画の法人としての戦略を大科目・中科目・小科目とブレークダウンさせることで、所属部署の目標、そして個人の目標へと具体化され、それぞれの取り組みが法人戦略の遂行につながるという構図としている。目標面接はその個人目標の設定や遂行状況、見直しに管理職者が係るもので、その過程で得られた職員の意見等をくみ上げることも期待している。また、事務管理者会議が常任理事会開催後に開催され、情報共有と意見交換の場としている。

「常任理事会」は、月2回の頻度で開催しており、法人や各設置校での審議・報告事項を検討・共有し、社会情勢にあわせた円滑な対応・意思決定を実現している。大学においては「常任理事会」に出席する学長、副学長、学部長が、決定された事項を大学運営会議で周知し、必要に応じて教授会に報告等を行なっている。

6-3-② 評議員会と監事のチェック機能

評議員の選任は、令和7（2025）年度施行の私立学校法を踏まえ改正した寄附行為を遵守し、私立学校の教育または研究の特性を理解し、学校法人の適正な運営に必要な識見を有する者を選任している。

評議員会の運営については、「学校法人茨城キリスト教学園評議員会運営規則」において、評議員会の職務および体制を明確にし、適切な評議員会の運営を行うため、評議員会の職務権限、招集手続、議長、定足数、決議要件および議事録その他の必要な事項を定めている。令和5（2023）年度から令和7（2025）年度の評議員会への評議員の出席状況については、表のとおりである。

表 評議員の評議員会への出席状況

評議員会	開催数	1	2	3	4
令和5年度	月 日	5/22	9/25	12/18	3/21
	現員数	28	28	28	27*
	出席者数※	24	21	22	17
	意思表示出席者数	4	6	5	8
	欠席者	0	1	1	2
令和6年度	月 日	5/27	9/24	12/23	3/24
	現員数	27*	28	28	28
	出席者数※	22	23	20	18
	意思表示出席者数	5	4	8	9
	欠席者	0	1	0	1
令和7年度	月 日	5/30	9/22	12/22	3/23
	現員数	28	12	12	12
	出席者数※	21	10	10	10
	意思表示出席者数	6	2	2	2
	欠席者	1	0	0	0

※意思表示出席者数は出席者数に含む

※令和5年度第4回および令和6年度第1回は評議員1名逝去に伴い減員

監事の選任については、改正された寄附行為に基づき、評議員会において監事を選任している。監事の職務は、「学校法人茨城キリスト教学園監事監査等職務規則」を策定し、これに基づき適切に職務を遂行している。監事は、理事会、評議員会に出席し、学校法人の業務執行が適切に行われているか監査する他、事業および財産状況の監査を実施している。また、監査の際には、会計監査人でもある監査法人の公認会計士と情報交換やリスク認識を共有するため、監査状況についての意見交換も行っている。なお、令和5（2023）年度から令和7（2025）年度の理事会および評議員会への監事の出席状況については、表のとおりであり、出席状況は適切であるといえる。

表 監事の理事会への出席状況

理事会	開催数	1	2	3	4	5
令和5年度	月 日	5/22	9/25	12/18	3/21	—
	出席者数※	2	2	2	2	—
	意見書提出者数	0	0	0	0	—
	欠席者	0	0	0	0	—
令和6年度	月 日	5/27	9/24	12/23	3/24	—
	出席者数※	2	2	2	2	—
	意見書提出者数	0	0	0	0	—
	欠席者	0	0	0	0	—

令和7年度	月 日	5/30(旧)	5/30(新)	9/22	12/22	3/23
	出席者数※	2	2	2	2	2
	意見書提出者数	0	0	0	0	0
	欠席者	0	0	0	0	0

表 監事の評議員会への出席状況

評議員会	開催数	1	2	3	4
令和5年度	月 日	5/22	9/25	12/18	3/21
	出席者数※	2	2	2	2
	意見書提出者数	0	0	0	0
	欠席者	0	0	0	0
令和6年度	月 日	5/27	9/24	12/23	3/24
	出席者数※	2	2	2	2
	意見書提出者数	0	0	0	0
	欠席者	0	0	0	0
令和7年度	月 日	5/30	9/22	12/22	3/23
	出席者数※	2	2	2	2
	意見書提出者数	0	0	0	0
	欠席者	0	0	0	0

6-4. 財務基盤と収支

①財務基盤の確立

②収支バランスの確保

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 6-4 の自己判定

「基準項目 6-4 を満たしている。」

(2) 6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-4-① 財務基盤の確立

日本私立学校振興・共済事業団が提案している「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）」の正常状態 A3 を維持していることから、大学を運営するために必要な財務基盤を確立していると判断できる。

6-4-② 収支バランスの確保

当初予算編成方針に於いて、基本方針及び学生確保の目標人数を定め、帰属収入に基づき資金バランスを維持することを公示し、予算執行も学内規程に則り行われている。それにより、事業活動収支計算書における経常収支差額は収入超過を維持していることから、

収入と支出のバランスは保たれているといえる。

また、法人事務局と大学が連携しながら文部科学省や自治体の補助金公募情報を収集して外部資金導入の獲得努力を行っている。

6-4-③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営

本学ならびに本学園の財務は、基本的には単年度会計の域を出ておらず、その中期的な計画の明瞭な策定には至っていない。ただし、校舎建設といった将来多額の支出が見込まれる計画に関しては、「第2号基本金」計画に基づき繰入額を計上している。

6-5. 会計

①会計処理の適正な実施

②会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 6-5 の自己判定

「基準項目 6-5 を満たしている。」

(2) 6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-5-① 会計処理の適正な実施

学校法人会計基準及び学園経理規程に基づき、適正に実施している。また、補正予算編成は、入学者数の確定に基づく納付金収入の補正が主なもので、決算額に合わせるための補正予算編成は行っていない。

6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査人の選任については、学園寄付行為第8章に定めた「会計監査人の選任及び解任、職務」に準じ、適切に行っている。

会計監査を行う体制及び実施については、寄付行為第3章第5条により設置された会計監査人が、私立学校法監査及び私立学校振興助成に基づく会計監査を行っている。会計監査人は学校法人の計算書類等の監査を行い、監事に対し会計監査人監査報告を行う。その報告をもって監事は相当性評価を行い、監事監査報告書を作成し理事会に諮る。理事会の承認が得られると決算書は1週間以上据え置かれ、評議員会にて報告が行われる。所轄庁への報告は6月30日までに行われ、厳正に実施している。

[基準6の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

第一に、学園全体の中期経営計画に基づき、大学の教育研究活動、学生支援、入学者確保、施設・設備整備及び財務運営を一体的に捉えた経営・管理体制を整備している点が挙

げられる。理事会、評議員会、常任理事会等の法人運営組織と、大学運営会議、学長会議、教授会、研究科委員会及び各種委員会が相互に連携し、法人の経営方針と大学の教学運営が接続する体制を整えている。

第二に、学長を中心とする大学の教学運営体制と、理事長を中心とする法人の経営管理体制との役割分担を明確にしつつ、必要な事項については相互に情報共有・調整を行っている点が特色である。大学の教育研究上の課題、入学者確保、教職員配置、施設・設備整備、研究支援、学生支援等については、大学内の会議体で検討された内容が、必要に応じて法人の会議体に共有され、財務、人事、施設整備等の経営判断と接続している。

第三に、中期経営計画及び年度計画を通じて、教育研究活動と財務運営を関連付けながら、各部署の取組みをアクションプランとして具体化している点が挙げられる。各学部・学科、学環、研究科及び事務部署は、大学の使命・目的及び三つのポリシーを踏まえ、入学者確保、教育課程の改善、学生支援、研究支援、地域連携、施設・設備整備等に関する取組みを計画に位置付け、実施状況を点検している。これにより、大学運営上の重点課題を組織ごとに明確化し、計画、実行、点検、改善のサイクルを機能させる基盤を整えている。

第四に、財務運営については、教育研究活動の継続性を確保するため、予算編成、執行管理、決算報告等を適切に行い、法人全体として財務状況の把握と管理に努めている点が挙げられる。各部署は、年度計画及び予算に基づき事業を実施し、教育研究活動、学生支援、施設・設備整備、研究支援等に必要な資源を配分している。また、施設・設備整備については、教育研究環境の維持・改善を図るため、老朽化や安全性、利便性、学生からの要望等を踏まえ、管財部門を中心に計画的な修繕及び整備を行っている。

第五に、経営・管理の透明性及び説明責任に関しては、事業計画、事業報告、財務情報、自己点検・評価報告書等を公表し、学内外に対して法人及び大学の運営状況を示している点が成果である。内部質保証の取組みにおいても、自己点検・評価報告書を作成・公表し、各基準における現状、成果、課題及び改善方策を整理することで、教育研究活動及び大学運営の改善に結び付けている。

以上のことから、基準6に関して、本学及び学園は、法人の経営管理体制と大学の教学運営体制を連携させ、中期経営計画、年度計画、予算編成、財務管理、施設・設備整備及び情報公開を通じて、教育研究活動を支える経営・管理と財務の基盤を概ね適切に整備・運用していると評価できる。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

基準6に関しては、法人の経営管理体制、大学の教学運営体制、財務運営、施設・設備整備及び情報公開について、概ね適切に実施されている。一方で、自己点検・評価の過程において、経営・管理と財務の実質化及び中長期的な安定性を高めるための課題も確認された。

第一に、学園の中期経営計画、大学の年度計画及び各部局のアクションプランについては、教育研究活動、学生支援、入学者確保、施設・設備整備、財務運営等を関連付けて実施しているが、各計画に掲げる目標、取組内容、実施状況、成果及び財務的裏付けとの関係をより明確に整理する必要がある。特に、教育研究上の重点施策と予算配分、施設・設備整備、人員配置との接続を可視化し、計画の実効性を継続的に検証する仕組みを一層明確にすることが課題である。

第二に、少子化の進行、大学進学者数の減少、地域の進学動向の変化等を踏まえると、入学者確保及び収容定員の維持は、経営・財務の安定性に直結する重要課題である。一部の学科・研究科では入学定員の未充足が生じており、教育内容、資格取得、進路実績、地域連携、学修支援等の特色をより効果的に発信するとともに、志願者動向及び入学者数の推移を継続的に分析し、経営判断に反映させる必要がある。

第三に、施設・設備については、教育研究環境の維持・改善に向けて定期的な点検及び修繕を行っているが、老朽化への対応、空調設備、ICT 環境、バリアフリー対応、安全性・利便性の向上等について、中長期的な整備計画と財務計画を連動させる必要がある。学生生活アンケートや図書館利用者アンケート等において施設・設備に関する要望も確認されており、要望の把握、対応状況の共有、改善結果の周知を含めた施設マネジメントの仕組みを一層整備することが課題である。

第四に、財務運営については、教育研究活動を継続的に支えるため、予算編成、執行管理、決算報告等を適切に行っているが、今後は、各部局の事業計画及びアクションプランと予算執行状況をより関連付けて確認し、限られた資源を教育研究上の重点課題に効果的に配分することが求められる。特に、施設・設備整備、研究支援、学生支援、入試広報、ICT 環境整備等について、費用対効果を踏まえた検証を継続する必要がある。

第五に、情報公開及び説明責任については、事業計画、事業報告、財務情報、自己点検・評価報告書等を公表しているが、公開情報が学生、保護者、受験生、地域社会、関係機関等にとって分かりやすく、大学の現状と改善の方向性を理解しやすいものとなるよう、掲載内容、表現方法、更新頻度等を継続的に見直す必要がある。また、自己点検・評価の結果と中期経営計画、年度計画、予算編成、施設整備等との接続をより明確に示すことで、経営・管理と内部質保証との関係を一層分かりやすくすることが課題である。

以上のことから、基準 6 に関して大きな未充足事項は認められないものの、中期経営計画と財務・施設・人員配置との接続、入学者確保を踏まえた経営判断、施設・設備整備の中長期的計画、予算配分の効果検証及び情報公開の分かりやすさの向上が今後の課題である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

基準 6 で確認された課題に対しては、法人の経営管理体制と大学の教学運営体制との連携を維持しながら、中期経営計画、年度計画、予算編成、施設・設備整備及び情報公開の各側面において、継続的な改善を進めていく。

第一に、中期経営計画及び年度計画については、各部局のアクションプランと教育研究活動、学生支援、入学者確保、研究支援、施設・設備整備、財務運営等との関係をより明確に整理する。具体的には、各部局が設定する目標、取組内容、実施状況、成果及び課題を、予算配分や人員配置、施設・設備整備と関連付けて確認し、計画の実効性を継続的に検証する。自己点検・評価及び内部質保証会議で把握された課題についても、中期経営計画及び年度計画の見直しに反映させ、法人全体の経営判断と大学の教学改善とを接続していく。

第二に、入学者確保については、少子化や大学進学者数の減少、地域の進学動向等を踏まえ、入試広報部、各学部・学科、学環、研究科及び法人関係部署が連携し、志願者数、受験者数、合格者数、入学者数、定員充足率等を継続的に分析する。一部の学科・研究科における入学定員未充足に対しては、教育内容、資格取得、進路実績、地域連携、学修支援等の特色をより効果的に発信するとともに、オープンキャンパス、高等学校訪問、進学相談会、大学ホームページ等の広報内容を見直す。これらの分析結果を、学生募集方針、入試広報活動、教育課程の見直し及び経営判断に反映させる。

第三に、施設・設備整備については、教育研究環境の維持・改善を図るため、老朽化、安全性、利便性、バリアフリー対応、ICT 環境、学生からの要望等を踏まえた中長期的な整備計画を検討する。管財部門を中心に、各部署及び各教育研究組織からの要望、学生生活アンケートや図書館利用者アンケート等の結果、施設・設備の点検結果を整理し、優先度を明確にしたうえで計画的な修繕・整備を進める。また、補助金等の活用可能性を確認し、教育研究環境の改善と財務的持続可能性との両立を図る。

第四に、財務運営については、予算編成、執行管理、決算報告等を適切に行うとともに、各部局の事業計画及びアクションプランと予算執行状況をより関連付けて確認する。限られた資源を教育研究上の重点課題に効果的に配分するため、施設・設備整備、研究支援、学生支援、入試広報、ICT 環境整備等について、費用対効果や教育研究上の必要性を踏まえた検証を行う。これにより、経営資源の配分と教育研究活動の改善とをより明確に接続していく。

第五に、情報公開及び説明責任については、事業計画、事業報告、財務情報、自己点検・評価報告書等の公表を継続するとともに、学生、保護者、受験生、地域社会、関係機関等にとって分かりやすい情報提供となるよう、掲載内容、表現方法、更新頻度等を見直す。特に、自己点検・評価の結果と中期経営計画、年度計画、予算編成、施設整備等との関係を分かりやすく示し、内部質保証と経営・管理、財務運営との接続を明確にする。

以上の取組みにより、本学及び学園は、法人の経営管理体制と大学の教学運営体制を連携させながら、教育研究活動を支える経営・管理及び財務基盤の安定化を図るとともに、内部質保証の結果を中期的な経営判断と具体的な改善活動に反映させていく。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域連携・貢献

A-1. 地域連携の方針と組織体制

- ① 建学の精神を生かした地域連携・貢献の方針の明確化
- ② 地域連携・貢献に関する組織体制

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 建学の精神を生かした地域連携・貢献の方針の明確化

本センターは本学の理念である「共に生きる」を体現すべく、県北唯一の私立大学として、文化資源の集積地、地域とつながり集散地となるようなハブ化を目的とし設置されている。

茨城キリスト教大学が建学の精神に掲げる「隣人愛」は、地域社会との連携の基盤となるべき理念といえる。隣人愛に基づいた共生の精神を土台として、「開かれた大学」としての使命を果たすために、本学は以下のとおり地域連携方針を定める。

1. 本学が「総合大学」としての教育・研究活動を通じて有する知的・人的資源を、地域社会・地域住民の方々に対して還元していきます。
2. 地域社会が有する知的・人的資源を本学の教育・研究に活用していきます。
3. 地方自治体との連携事業を通じて、地域社会の発展や課題解決に寄与します。
4. 教育・保健医療・福祉に関わる組織との連携を通じて、地域社会の発展に寄与します。
5. 企業との連携を通じて、地域産業の発展に寄与します。
6. 他大学との連携を通じて、地域の学術の発展と人材育成に寄与します。
7. 高大連携事業を通じて、地域の教育水準の向上に寄与します。

以上の方針のもと、地域連携・貢献のための活動に全学で取り組んでいく。

A-1-② 地域連携・貢献に関する組織体制

人的整備：本センターは地域交流課、国際交流課で構成されている。センター課長 1 名、地域交流課・専任職員 2 名、国際交流課嘱託員 1 名、特別任用職員 1 名が配置される。

組織のソフト面の整備：地域交流課は地域社会、地方自治体、地方産業界との連携のもと、本学の教育研究の成果を地域に還元するための事業を担当する。

A-2. 大学の有する資源による地域連携・貢献活動

①地域社会と連携協力

②地域を志向した教育・研究・貢献活動

③大学間連携

④多様な社会ニーズに対応する生涯学習などの教育活動

(1) A-2 の自己判定

「基準項目 A-2 を満たしている。」

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 地域社会と連携協力

【現状と課題】

○連携自治体数:21

協定を締結した提携自治体数およびその他の連携組織数は以下の通りである。

- ・提携自治体数：協定締結 10 自治体
- ・その他連携組織数：11 組織

2024 年度 3 月に締結した「東海村と茨城キリスト教大学との相互連携・協力に関する包括協定」にもとづき、本学にて東海村福祉部健康増進課によるプレコンセプションケアに関する健康教育セミナーを実施し、具体的な連携の形を模索した。

今後は更なる連携を目指し、各自治体と具体的にプロジェクトを進めていきたい。

○産学連携プロジェクト数:5

文学部現代英語学科は、常陸大宮高等学校との高大接続プログラムを実施している。澤井研究室では、観光人材の育成を目指して、2025 年度に常陸大宮高等学校と連携し、同校の「観光ビジネス」の授業で出張授業を行った。今後も、常陸大宮市を活性化させることを目的とした観光政策の立案や政策提言に向けた準備を進める。

生活科学部食物健康科学科は、(株) 魚の宿まるみつとの共同研究「あんこう、宇宙へ。宇宙食プロジェクト」を進めている。本学食物健康科学科があんこうなどに関するレシピを提供し、まるみつ旅館様が当該レシピで調理、北茨城市主催イベントにて販売した。第 10 回全国あんこうサミットで新商品を販売も実施した。

生活科学部食物健康科学科は飛勘水産とともに「常陸乃食 魅力向上プロジェクト」に取り組み、「鯖そぼろバーガー」を商品化した。今年度も県内イベントにおいて販売し、新商品の開発、販売にも取り組んだ。

生活科学部食物健康科学科の学生は、産学官連携プロジェクト「適塩弁当開発プロジェクト」に取り組んだ。本プロジェクトは、茨城県が推進する減塩・健康づくりの取り組みの一環として実施されている。これまで開発を進めてきた商品が、10 月 24 日より順次販売を開始した。

生活科学部食物健康科学科の学生は、ゼミ活動の一環として利用が難しいりんご（青実果）を活用したレシピを開発した。本取り組みは、未利用資源の有効活用と地域連携を目的として実施したもので、学生たちの学びと地域貢献の成果が形となった。

○日立学生プロジェクト数:3チーム(26人)

「学生プロジェクト」とは、日立市と茨城キリスト教大学連携事業の一環として、平成20年度から実施しているもので、地域の課題解決や活性化方策などに関するテーマをもとに、学生が調査研究を行う。2025年度は、3つのグループ（合計26名）がプロジェクトに応募し、「ウェルカム！スマイル作戦」、「誰一人取り残さない防災」、「日立市空き家活用推進プロジェクト」というテーマで調査研究を進めた。当日は、日立市副市長をはじめとする市の関係者や地域住民が来場した。

以上、地域社会と本学との連携協力について述べた。少子高齢化が加速する県北地域において、これからの社会を担う学生たちが意識を高められるよう、具体的な学びへとつなげていきたい。

【改善の方策】

連携自治体数は、毎年新規の締結を結んでいるため増加している。今後も地域のニーズに合った研究・貢献を進められるよう、より身近な自治体と協定を締結し、双方の共通認識のもと課題解決のための学びプロジェクトを展開していきたい。

A-2-② 地域を志向した教育・研究・貢献活動

○教育:

本学では「隣人愛」、「共に生きる」という理念のもと、建学から常に地域に根差した教育に取り組んできた。4学部1学環のいずれも「地域連携・貢献」を意識した科目で構成されているため「独自の基準」においてはその全てに言及することはできないが、特筆すべき2つの教育プログラム（「地域協創人材」、「多文化協働クリエイター」）および各学科の取り組みについて述べる。

正規科目開講数：63科目

「地域協創人材」とは「A-2-③ 大学間連携」で示した「いばらきコンソーシアム」で検討され、各教育機関において導入された教育プログラムである。本プログラムは地域の振興に寄与する人材を育てるため設置された。今年度は、本学において認定科目28科目を開講し、10名の修了者が卒業した。

「多文化協働クリエイター」とは異文化の理解・浸透をめざし設置された本学独自の教育プログラムである。「IC with Uプロジェクト」の中の教育プログラムとして設定された。「IC with Uプロジェクト」とは、本学および学園で取り組んでいるプロジェクトで、茨城県・県北地域に住む外国にルーツを持つ子どもと保護者のため課題解決に取り組んでいる。①外国にルーツがある子どもたちへの学習支援、②地域市民への異文化理解・浸透、③学習支援ができる人材（多文化クリエイター）の育成を目指す。今年度は、認定科目35科目開講し、修了者10名が卒業した。

正規科目については、実施したもののエビデンスが用意できず公表するに至らなかった科目が

複数あった。今後は、教員間の連携を密にし教育の可視化を進めていきたい。

○研究：7 件

特筆すべき研究を以下に記す。

岩間信之ほか 2025「外国にルーツのある子供たちの成育環境の問題とその改善に向けた提言—外国人散在地域 A 市の事例研究—」E-Journal GEO20 (2): 338-358.

清原舞 2025「学生の声を反映する地域づくりの試み—日立市社会福祉協議会との連携活動—」『茨城キリスト教大学紀要』59: 155-165.

澤井萌 2025「観光実務の形式知に関する考察『英文旅程』を事例として」実務教育学研究第 4 号:49-68.

澤端 智良 2025 「観光まちづくり発展のためのパートナーシップ—観光外企業による地域課題解決への貢献—」 学位論文(博士)、和歌山大学.

ジャブコ ユリヤ 2025「アンケート調査から見たウクライナ避難民の言語使用の状況と問題点」『社会言語科学』28(1): 13-158.

中島美那子 2025「第 11 章多様な機関・施設・事業所が行う地域子育て支援」立花直樹・渡邊慶一(監)『こどもまんなか社会に活かす子育て支援』晃洋書房. 84—91.

柳橋晃 2025「道德教育と価値の攻撃性」『研究シリーズ』11(2): 1-22.

○貢献：3 件

原口なおみ先生(児童教育学科幼児保育コース)による「ジョイントお話し会」が池の川幼稚園において行われた。パペット人形と絵本の読み聞かせをジョイントさせたお話し会として毎年実施されている。2024 年度には、文科省「令和 7 年度子どもの読書活動優秀実践園」として表彰された。

文学部現代英語学科は、3 月 23 日に大洗港に寄港したオーシャニア・レガッタ(アメリカのクルーズ客船)の乗客に対するボランティア通訳に、現代英語学科から 4 名、未来教養学環から 1 名の学生を派遣した。この日は乗船した 684 名が大洗港に寄港し、参加学生は旅行会社が催行するツアーバスや、町内を周遊するシャトルバスへの誘導を行った。

文学部文化交流学科は、外国ルーツの子どもと保護者のための「入学・進級ガイダンス」に学生 4 名を派遣した。本ガイダンスは、ひたちなか市に拠点を置く任意団体 World Friends が 2025 年度から開催している。学生たちは異文化理解を学び、共生社会実現のための課題を認識した。

以上、本学における地域連携・貢献の取り組みについて述べた。茨城・県北地域を担う学生たちが問題意識を共有し、学びを深めながら課題解決への方策を思考できるようアクティブ・ラーニングを重視し座学の組み立てを行っている。

【改善の方策】

2つの教育プログラム「地域協創人材」および「多文化協働クリエイター」に関して、学生への周知が難しい。今後は他部署と調整し、『履修要覧』はじめ、よりオーソライズされたメディアでの情報発信を充実させ、安定した形で地域を担う人材を育成していきたい。加えて、地域のニーズは年々変化するため、各学科・学環のカリキュラム変更の際には認定科目の見直しを図り、さらに豊かな学びへとつなげていきたい。

A-2-③ 大学間連携

【現状と課題】

いばらきコンソーシアム

いばらき地域づくり大学・高専コンソーシアムは、県内の大学・高等専門学校が、茨城県、県内地方公共団体・産業界等と連携・協働して地域の振興に寄与することを目指し設立された教育機関のネットワークである。同時に、茨城県の魅力を世界に発信することを通して“いばらき”の発展に資することを目的に県央・県北の3大学1高専で発足した。2016年8月には新たに県内9大学を迎え、全県的な高等教育機関のネットワークを確立し、現在に至る。

2025年度は、メール等で連絡を取り、会議は開催されなかった。幹事校である筑波大学が茨城県への要請書を作成し、「1. 高等教育に関する戦略的対応の強化」、「2. 県内進学・就職促進のための魅力向上・定着支援の実施」、「3. 関係機関の連携強化のための協議体の設置」を求めた。

【改善の方策】

コンソーシアム内でのやり取りが停滞しているため、今後は会員校として働きかける必要がある。県北地域の課題を含め、高等教育機関において戦略的対応を強化できるよう具体的な検討を進めたい。

A-2-④ 多様な社会ニーズに対応する生涯学習などの教育活動

【現状と課題】

○公開講座開講数：42件

以下、特筆すべき講座について述べる。

高校生公開講座：茨城県教育委員会との協定のもと、全学科・学環が講座を開講した。

「外国人児童生徒支援演習」：文学部・文化交流学科の教員らが担当し、受講生は「やさしい日本語」について修得した。

「初めてでもわかるデータサイエンス講座」：2024年度から茨城県リスクリリング講座補助金の助成を受け、社会人のリスクリリングを目的とし開講した。

地域防災プログラム「地域のもしものに備えよう」：看護学部は、昨年に引き続き3月12日(木)・13日(金)に防災講座を開催した。本プログラムは日立市総務部防災対策課と共催、および日立市消防本部南部消防署にご協力いただき実施した。

リカレント教育講座(社会人対象)：「グローバル・イングリッシュ研修」は“外国人にもやさしい市役所”を目指す日立市より依頼を受け、市の職員を対象とし毎年開講している。「英語研修講座リカレント教育プログラム」は株式会社関彰商事の社員を対象とし、英会話力向上のための教育プログラムとして毎年開講している。

近年、公開講座に関しては、高校生公開講座やリスクリリングなど生涯学習だけではなく公開講座の役割が重要視されている。

【改善の方策】

今後は、各世代に必要とされるような講座、講師派遣のニーズを模索したい。具体的には、茨城キリスト教学園高校(以下、ICH)の探究の授業への講師派遣を通じ、高校生が大学に何を求めているのかを探る。若年層が何を社会の課題と認識するかをすることで、今後の大学に求められる課題解決能力を推し量ることができると思う。

A-3. カウンセリング子育て支援センターの地域貢献

①人員の整備

②ソフト面の整備

③連携・貢献対象とその内容

④予算立ての理由や執行状況

⑤成果と課題

(1) A-3 の自己判定

「基準項目 A-3 を満たしている。」

(2) A-3 の自己判定の理由

A-3-① 人員の整備

カウンセリング子育て支援センターは、カウンセリング研究室と子育て支援室で構成されており、センター長 1 名および各室長を本学教員が担っている。また、心理相談員、保育士、事務職員等を配置し、地域住民への心理相談、子育て支援講座、発達相談、教育・保育施設等への巡回支援、キャンパスエイド事業等を実施している。

2025 年度の人員体制は、事務職員が嘱託職員 1 名、臨時職員 1 名、心理相談員が 3 名・年間 245 日勤務、保育士が 4 名・年間 75 日勤務であった。心理相談員の内訳は、週 3 日勤務 1 名、週 2 日勤務 1 名、週 1 日勤務 1 名である。また、地域相談担当教員 5 名、発達相談担当教員 2 名、日立市巡回相談担当教員 7 名、キャンパスエイド担当教員 4 名が各事業を担当した。

これらの体制により、心理相談、子育て支援、発達相談、巡回相談等の各事業に必要な専門的人員を一定程度確保し、地域住民および関係機関からの相談・支援ニーズに対応することができた。センター内では、教員、心理相談員、保育士、事務職員が職種を越えて連携し、日常的な情報共有や協働を行うことで、各事業は概ね滞りなく実施された。

一方で、センターには正規職員が配置されておらず、事務職員および心理相談員等の雇用形態が非正規であることは、継続的かつ安定的な組織運営上の課題である。特に心理相談員については、臨時職員としての雇用規程により継続勤務期間が 5 年以内とされていることに加え、定年が 60 歳であることから、2025 年度末に 3 名中 2 名が退職することとなった。心理相談員は地域的にも確保が容易ではない専門職であり、次年度の新規採用は 1 名にとどまったため、1 名欠員の状態で新年度を迎える見込みである。

【改善の方策】

今後は、限られた人員体制の中でも各事業を安定的に継続できるよう、対面での連携に加え、Microsoft Teams 等を活用した情報共有体制を強化する。あわせて、業務の属人化を防ぐため、事業ごとの役割分担や情報共有の方法を整理するとともに、心理相談員等の専門職確保に向けた継続的な採用活動や勤務条件の見直しについて検討する。

A-3-② ソフト面の整備

カウンセリング子育て支援センターでは、地域相談、発達相談、巡回相談、子育て支援講座、キャンパスエイド等の各事業を円滑に実施するため、研修会、カンファレンス、ミーティング、関係機関との連絡協議等を通じて、支援の質を維持・向上させるためのソフト面の整備を行っている。

2025年度は、FD講習会を1回開催し、「障害学生支援と合理的配慮：基礎的な理解と考え方」をテーマに、中京大学教養教育研究院の大井雄平先生を講師として招いた。教員、職員、大学院生が参加し、オンライン参加は教員36名、職員14名、院生3名、会場参加は教員約20名、職員1名であった。本講習会は、障害学生支援および合理的配慮に関する理解を深める機会となり、学内外の支援活動に関わる教職員の意識向上につながった。

また、地域相談カンファレンスを20回開催し、相談事例の検討や支援方針の共有を行った。キャンパスエイドミーティングは月1～2回実施し、拠点高校による連絡協議会にも2回出席した。さらに、日立市巡回相談員ミーティングおよび子育て支援講座スタッフミーティングをそれぞれ2回実施し、各事業の運営状況や課題を確認した。

これらの取り組みにより、センター内外の関係者間で継続的な情報共有と連携が図られ、各事業を安定的に実施するための基盤を整備することができた。一方で、事業ごとのミーティングの開催頻度や記録方法、情報共有の方法にはばらつきがあり、複数事業を横断した情報共有体制の整備が課題である。

【改善の方策】

今後は、各事業におけるミーティングやカンファレンスの記録方法、共有範囲、活用方法を整理し、Microsoft Teams 等を活用した情報共有体制を整備する。また、FD講習会や事例検討会については、障害学生支援、合理的配慮、発達支援、保護者支援、地域連携等のテーマを継続的に取り上げ、教職員・専門職・学生が共通理解を深められる機会として充実を図る。

A-3-③ 連携・貢献対象とその内容

カウンセリング子育て支援センターでは、地域の子育て支援および発達支援に資する活動として、本学の子育て支援「アンネローゼ」と地域団体との連携事業を実施している。2025年度は、日立市「のびっこくらぶ」および「さくらんぼ会」の2団体と連携し、地域の親子が安心して集い、相談や交流を行うことのできる場づくりに貢献した。

日立市ののびっこくらぶは、日立市健康づくり推進課が実施する事業であり、乳幼児健診等にお

いて事後指導が必要な親子を対象としている。幼児の精神・情緒・行動面の成長発達を促すことや、保護者の不安軽減を目的としており、遊びを通した親子のかかわり方の指導・援助を行う乳幼児健康診査の事後教室として実施された。本事業にはセンターの実践研究員が心理相談員として加わっている。2025 年度は年 10 回実施され、利用者数はのべ 146 人であった。

さくらんぼ会は、家庭倫理の会ひたちなか市日立高萩支部が実施する活動であり、地域で子育てをしている保護者を対象としている。親子の孤立を防ぐこと、子育てに関する心配事を共有し不安を和らげることを目的として、参加を希望する親子が自由に遊ぶことのできる場を提供するとともに、希望する保護者が悩み事や困りごとを相互に話し合う場を設けている。本事業には児童教育学科の学生が託児を担当することで、子どもだけでなく保護者との関わりを実践的に学ぶ貴重な機会となっている。2025 年度は年 6 回実施され、利用者数はのべ 57 人であった。

これらの取り組みにより、センターは自治体および地域団体と連携しながら、地域の親子に対する継続的な支援を提供することができた。また、健診後のフォローが必要な親子への支援や、子育て中の保護者の孤立防止に資する活動を支え、センターが提供するより専門的な発達相談とつなぐことで、地域における子育て支援体制の充実に貢献した。

【改善の方策】

今後は、「アンネローゼ」の利用実績や利用者数、活動内容を継続的に把握し、地域の子育て支援・発達支援にどのように貢献しているかを可視化する。また、既存の連携団体との情報共有を行い、利用上の課題やニーズを確認するとともに、必要に応じて新たな自治体・地域団体との連携可能性を検討する。センターの専門性を活かした相談支援や講座等との接続について、より綿密に連携し、地域貢献活動のさらなる充実を図る。

A-3-④予算立ての理由や執行状況

カウンセリング子育て支援センターでは、地域相談、発達相談、子育て支援講座、広報活動等を安定的に実施するため、各事業の目的および実施内容に応じて予算を計上している。2025 年度は、相談・発達支援に必要な検査用具や教材、子育て支援講座の運営に必要な物品、外部講師への謝礼、保険料、広報物の作成・配布等に関する経費を中心に予算を執行した。

地域相談および発達相談に関しては、カウンセリング研究室において、心理検査用具および相談記録等に必要な事務用品を購入した。具体的には、成人向け ADHD 評価尺度である CAARS および子ども・青年期向けの包括的評価尺度である Conners3 等を整備し、相談・発達支援の質を維持するための環境整備を行った。予算額 44,000 円に対し、執行額は 43,520 円であり、概ね計画通りに執行された。

子育て支援の活動に関しては、子育て支援室において、講座用教材、講座用品、発達検査用品、衛生用品、外部講師謝礼、交通費、保険料、関係団体会費、教員手当等を計上した。これらは、子育て支援講座や発達支援講座を安全かつ継続的に実施するために必要な経費である。予算額 721,866 円に対し、執行額は 675,044 円であり、事業実施状況に応じて適切に執行された。

地域への広報活動については、チラシ配布、リーフレット作成、報告書作成に関する経費を執行した。リーフレットは 600 部、報告書は 350 部を作成し、センターの活動内容を地域の関係機関や利用者に周知するために活用した。チラシ配布に係る交通費については、当初予算を一部上回ったものの、日立市巡回支援やキャンパスエイド等の旅費交通費と一体的に管理しており、全体としては予算内で執行された。

以上のように、2025 年度は、地域相談、発達相談、子育て支援、広報活動の各事業に必要な経費を、事業目的に沿って概ね適切に執行することができた。一方で、センターの活動を継続的に実施していくためには、日常的な消耗品や講座運営費だけでなく、施設・設備の維持管理に係る経費についても計画的に見通していく必要がある。特に、子育て支援スペースや相談室等の設備修繕・更新にはまとまった費用が必要となる場合があるため、中長期的な視点に立った予算計画が課題である。

【改善の方策】

今後は、各事業の実施状況や利用実績を踏まえ、必要な経費をより明確に整理したうえで予算立てを行う。特に、地域相談・発達相談に必要な検査用具や、子育て支援講座に必要な教材・備品、広報活動に係る経費については、事業の継続性と支援の質を確保する観点から、計画的に整備する。また、施設・設備の修繕や更新については、突発的な対応とならないよう、劣化状況や必要性を定期的に確認し、中長期的な予算計画に位置づけることを検討する。

A-3-⑤ 成果と課題

2025 年度は、カウンセリング子育て支援センターにおいて、地域相談、発達相談、巡回相談、子育て支援・発達支援講座、キャンパスエイド等の各事業を継続的に実施し、地域住民の心理的支援および発達支援のニーズに対応した。利用者数については、学生相談者数がのべ 348 名、実数 47 名、地域相談者数がのべ 108 名、実数 20 名であった。また、子育て支援利用者数は、大人がのべ 74 名、実数 51 名、子どもがのべ 83 名、実数 71 名であった。連携した子育て支援団体は 2 件であり、日立市健康づくり推進課による「のびっこくらぶ」が 10 回、家庭倫理の会ひたちなか市日立高萩支部による「さくらんぼ会」が 6 回であった。また、日立市内の巡回相談は 14 園を対象に、1 園あたり 3 回、計 42 回実施し、教育・保育現場への継続的な支援を行った。

子育て支援センター「アンネローゼ」での子育て支援・発達支援に関する講座は、「完璧な親なんていないプログラム」「スター・ペアレンティング・プログラム」「プレイグループ クローバー」「クローバーTeen」「ワーキングマザー＆ファザー準備講座」「夏休み子どもアンネローゼ」「アンネローゼひろば」の 7 講座に加え、クローバー参加者の同窓会として継続支援を実施した。このうち一部の講座は地域国際交流センターとの共催により実施した。利用者の満足度については、「完璧な親なんていないプログラム」において、回答者 3 名全員がプログラムおよびファシリテーターについて「非常によかった」と回答した。また、「ワーキングマザー＆ファザー準備講座」においても、回答者 8 名全員がプログラムについて「とてもよかった」と回答しており、参加者からは高い評価が得られた。

キャンパスエイドについては、9 名の学生が担当し、出勤日数 49 日、訪問回数は延べ 78 回で

あった。学生が地域や学校現場に関わる機会を得ることで、地域貢献と学生の学修機会の双方に資する取り組みとなった。

研究・発信面では、カウンセリング子育て支援センター報告書を発行し、センターにおける各事業の実績や成果を記録・発信した。また、生活科学研究科心理学専攻の大学院生については、2025年度は修士課程の2年次生が4名、1年次生が3名在籍し、大学院生担当ケース数は3ケース、面接回数は延べ22回、大学院生陪席ケース数は4ケース、面接回数は延べ11回であった。地域相談に大学院生が関わることにより、専門的支援の実践を学ぶ機会が確保された。

以上のように、2025年度は、相談支援、発達支援、子育て支援、教育・保育現場への巡回支援、学生の学修機会の提供等を通して、地域貢献活動を多面的に実施することができた。一方で、いくつかの課題も明らかになった。

第一に、子育て支援講座の利用者確保に関する課題である。講座参加者からは高い満足度が得られているものの、講座によっては十分な参加者数の確保が難しく、地域の保護者のニーズ把握や広報方法の見直しが必要である。今後は、学内の附属園との連携を含め、子育て中の保護者に情報が届きやすい広報経路や、参加しやすい実施方法について検討する必要がある。

第二に、利用者の受付動線に関する課題である。相談受付が人通りの多い場所にあり、相談利用者が来室する様子を他者に見られやすいことは、相談利用をためらう要因となり得る。特に学生にとっては、他の学生に学生相談の利用を知られたくない者も多い。また、学生相談と地域相談が同じ場にあることで、相談者同士や学部生のとって先輩にあたる大学院生と偶然顔を合わせる可能性があり、利用者のプライバシー確保の観点から、受付方法や動線の工夫が必要である。

第三に、地域相談に大学院生が実習として関わることと、学生として支援を受けることの関係に関する課題である。心理学専攻の大学院生は、地域相談において相談陪席や担当ケースを通じて実践的な学びを得ている。一方で、地域相談に関わる心理相談員や教員が、学生相談にも関与している場合、大学院生が学生として相談を利用しにくくなる可能性がある。大学院生の学修機会を確保しながら、学生としての相談利用における不利益を防ぐための体制整備が求められる。

【改善の方策】

今後は、各事業の実績と課題を踏まえ、地域貢献活動のさらなる充実に向けて改善を進める。子育て支援講座については、参加者のニーズをよりの確に把握するとともに、学内の附属園や地域の子育て支援機関との連携を強化し、広報方法や実施時期、講座内容の見直しを行う。特に、参加者の満足度が高い講座については、対象者に情報が届く経路を増やし、継続的な参加につながる仕組みを検討する。

学生相談と地域相談の実施体制については、相談者のプライバシー確保と利用しやすさの向上を図るため、予約方法、受付場所、来室動線の見直しを行う。現段階では、オンライン予約システムの導入を検討し、相談申込時の心理的負担を軽減するとともに、相談業務の効率化と情報管理の適正化の検討を進める。

大学院生の実習と学生支援の関係については、地域相談における学修機会を確保しつつ、大

学院生が学生として必要な支援を受ける際に不利益が生じないよう、相談担当者の配置や相談経路のあり方を今後検討していく必要がある。これらの改善策については、センター長が中心となり、センター運営委員会において実施状況を確認しながら、次年度の点検・評価へとつなげる。

〔基準 A の自己評価〕

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学は、建学の精神である「隣人愛」に基づき、「共に生きる」という理念のもと、地域連携・貢献活動を全学的に展開している。特に、地域・国際交流センターを中核とした組織体制のもと、自治体、企業、教育機関、地域団体等との多面的な連携を推進している点に特色がある。

具体的には、複数の自治体および民間団体との包括連携協定に基づく事業展開、産学官連携プロジェクトの実施、日立市との「学生プロジェクト」に代表される地域課題解決型の教育活動など、教育・研究・社会貢献を一体的に推進している。また、「地域協創人材」および「多文化協働クリエイター」等の教育プログラムにより、地域を志向した人材育成を体系的に行っている点も特色である。

さらに、公開講座やリカレント教育、地域防災講座などの生涯学習機会の提供や、カウンセリング子育て支援センターを通じた心理・子育て支援など、地域の多様なニーズに応じた実践的な貢献活動を継続的に実施している。これらの取り組みにより、本学は県北地域における知的基盤として機能しており、地域社会への貢献と学生の実践的な学びの機会創出の双方において成果を上げている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本学の地域連携・貢献活動は多様な分野にわたり展開されている一方で、その成果の可視化および体系的な評価に関して課題が見られる。特に、教育プログラムや地域連携科目において、実施内容に関するエビデンスの整備や公表が十分でない事例があり、教育成果の把握・発信の面で改善の余地がある。

また、自治体や地域団体との連携は拡大しているものの、個別の事業単位での取り組みにとどまり、全学的な戦略や中期的な視点に基づいた体系的な展開には課題がある。大学間連携においても、コンソーシアムの活動が停滞しているなど、ネットワークの有効活用という観点から改善が求められる。

さらに、生涯学習事業や子育て支援講座においては、参加者の確保やニーズ把握、広報手法の改善が必要であるほか、カウンセリング子育て支援センターにおける人的体制の安定性や情報共有体制の整備など、組織運営上の課題も認められる。加えて、相談機能におけるプライバシー確保や大学院生の学修機会との両立といった運用上の課題も顕在化している。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

本学では、地域連携・貢献活動の質の向上に向け、各事業の実績や課題を踏まえた改善を進

めている。まず、教育・研究・社会貢献活動の可視化を図るため、関係部署間の連携強化やエビデンス整備の促進に取り組んでおり、今後は学内外への情報発信の充実を図る。

また、地域ニーズの変化に対応した教育プログラムの見直しや、自治体・企業との連携を軸としたプロジェクト型学修の深化を通じて、より実効性の高い地域連携を推進していく予定である。大学間連携についても、コンソーシアムへの主体的な関与を強化し、広域的な連携の活性化を図る。

生涯学習および子育て支援事業については、対象者ニーズの把握と広報方法の見直しを行うとともに、附属園や地域機関との連携を強化することで参加者の確保および継続的な支援体制の構築を進める。さらに、カウンセリング子育て支援センターにおいては、情報共有体制の整備、業務の標準化、専門職の確保に向けた体制の見直し、オンライン化の検討などを通じて、持続可能かつ質の高い支援体制の構築を図る。

これらの取り組みを通じて、地域連携・貢献活動を全学的な教育研究活動と有機的に結び付け、内部質保証の枠組みの中で継続的な改善につなげていく。

基準 B. グローバル化方針

B-1. グローバル化方針と組織体制

①建学の精神を生かしたグローバル化方針の明確化

②グローバル化方針に関する組織体制

(1) B-1 の自己判定

「基準項目 B-1 を満たしている。」

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 建学の精神を生かしたグローバル化方針の明確化

茨城キリスト教大学は、建学の精神である「隣人愛」を基盤として、グローバルな視野をもって地域社会に貢献できる人間を育成することを目指している。これからのグローバル社会にふさわしい大学として、本学は「茨城キリスト教大学グローバル化方針」を定め、その歩みをさらに進める。

1. 外国人留学生およびインターン生の受入れを推進し、キャンパス内でのさまざまな活動を支援するため、正規学生との交流を促進、人的支援はもちろん、全学的な「キャンパス国際化」を推し進めます。
2. 海外派遣制度の多様化および支援の充実を図ることで海外留学をさらに活性化させ、あわせて個々の留学プログラムの質を漸進的に向上させることに努めます。
3. 全学的に外国語教育を充実させ、語学能力検定の受験を推進し、外国語運用能力の向上に努めます。外国人留学生およびインターン生、正規学生との相互語学学習を促進します。
4. アジア、欧米地域における大学との連携を深化・拡大させ、学生交流および教育・研究交流のさらなる活性化を図ります。
5. 自治体、国際交流機関、企業、そして住民の皆様との連携を通じて、異文化交流事業を推進し、「グローバルな視点に立つ地域社会」の発展に貢献します。

以上の方針のもと、以下に述べる組織体制および海外協定校との連携、留学生派遣・受け入れに取り組み、本学のグローバル化を目指す。

B-1-② グローバル化方針に関する組織体制

人的整備：本センターは地域交流課、国際交流課で構成されている。センター課長 1 名、地域交流課・専任職員 2 名、国際交流課嘱託員 1 名、特別任用職員 1 名が配置される。

組織のソフト面の整備：国際交流課は本学と海外をつなぐ事業を担当する。留学生の派遣、受け入れの交流事業をサポートするだけでなく、受け入れ留学生と地域との交流を促進する。

B-2. 大学の有する資源を活用したグローバル化

①海外協定校との連携協力

②海外留学生派遣・受け入れ、インターン受け入れ

③グローバル化を志向した教育・研究・貢献活動

(1) B-2 の自己判定

「基準項目 B-2 を満たしている。」

(2) B-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-2-① 海外協定校との連携協力

○海外協定校数：32 校

海外協定校については、毎年見直しし適宜各大学の状況に沿ってやり取りをしている。昨今の世界情勢に鑑み、派遣が難しい国については他の協定校で同じような環境の大学を学生に勧めている。アメリカやカナダについては留学生の受け入れが厳しくなり、大学の経営悪化による受け入れ停止などがあるため、より柔軟な対応が求められる。

【改善の方策】

海外協定校の経営悪化による留学生受け入れ見直しは、突如知らされることもあり対応が難しい。今後は、留学ビザの条件変更や情勢を注視し、渡航が難しくなった場合に対応できるよう、学生に人気の英語圏の大学については新規の協定を開拓できるよう進めていきたい。

B-2-② 海外留学生派遣・受け入れ、インターン受け入れ

【現状と課題】

2025 年度も積極的に留学生の派遣、受け入れに取り組み、以下のような結果となった。

○留学生派遣(目標5名以上):15 名派遣

○留学生受け入れ(目標 15名以上):36 名受け入れ

○インターン受入人数:前期 3 名、後期 3 名 計 6 名

○チャットアワー実施回数:以下の通りである。

	前期	後期	年
学生(個人数)	124	105	152
チャットアワー総数 (学生総数)	494	533	1027
平均(チャットアワー総数÷学生)	3.984	5.076	6.76

参加学科:E, C, Pe, Pc, M, N, L, 留学生 (1～4 年生)。10 回/週実施(3、4限×週5回×12週)=120 回/学期、240 回/年

○留学フェア実施回数:10 日(前期 5 日+後期 5 日)

○留学生オリエンテーション実施回数:各 10 回×派遣校

○留学生面談回数(受け入れ):34 回(前期 20 回+後期 14 回)

○国際化のための取り組み(奨学金整備など):外国人奨学援助金給付、寮費減免、授業料免除

以上にあるように、留学生派遣・受け入れの目標数を達成した。今後も、インターンの受け入れや留学フェア、オリエンテーションを含め派遣・受け入れを活発化できるようサポート体制を充実させていきたい。

【改善の方策】

留学生派遣・受け入れについては目標値は達成したが、今後も派遣・受け入れが活発になるよう留学フェアの周知、外国人奨学援助金の給付など他部署とも調整しながら体制を維持していきたい。

B-2-③ グローバル化を志向した教育・研究・貢献活動

【現状と課題】

○教育：正規科目開講数

文学部がもつ「日本語教員」資格の関連科目「日本語教育実習 A」では、協定校であるインドネシア・リアウ大学での実習を行った。参加学生 7 人は約 10 日間インドネシアに滞在し、教科書に沿った教案、教具の作成、日本語指導に取り組んだ。なお参加学生の渡航は、独立行政法人・国際交流基金「日本語パートナーズ派遣プログラム(大学連携インターン)」派遣事業の一環として実施された。

文学部文化交流学科では、「文化交流体験」を実施し韓国・釜山に渡航した。教員 2 名が学生 12 名を引率し、現地の大学、高校で同世代の学生たちと交流、双方の文化に対し理解を深めた。

○研究：4 件

特筆すべき研究を以下に記す。

佐々木徹 2025 「反ナチ抵抗におけるバルト神学」『茨城キリスト教大学紀要』59

朴 東民 2026 「韓国の社会的養護における「施設養護から家庭養護への転換」をめぐる関係者間の立場の諸相：今後の課題と日本への示唆に向けて」『人間健康学研究』19:19－30.

ヨットモーシム プムプラパー 2025 「高齢者の主観的幸福感と世帯規模 —タイ東北部における世帯調査に基づいて—」『茨城キリスト教大学紀要』59:207－217.

Numadate, Jenny 2025 “Teaching AI Literacy for Subcultural Translation”, Omika Studies in English Language and Literature 29, 103-113.

○貢献：1 件

2025 年 10 月 17 日(金)、本学園において『第 72 回茨城キリスト教学園英語コンテスト』が開催された。今回は高校生 11 名、中学生 35 名の計 46 名が、高校プレゼンテーションの部、中学弁論の部、中学ストーリーの部の 3 部門に分かれて日頃の英語力を競い、本学の現代英語学科教員が審査を行った。

以上、グローバル化を思考した教育・研究・貢献活動について述べた。

昨今の世界情勢、および円安の影響で渡航が困難になり、履修者数が少ないため複数の科目が開講に至らなかった。

【改善の方策】

今後は、正規科目については学生への早期の周知（渡航先、予算など）に努め、渡航が現実となるよう学園と連携を密にして学園グローバル支援金への申請を促し、開講できるようサポートしていきたい。加えて「日本語実習」における海外渡航が可能となった背景に「外部資金の獲得」がある。科目の内容によって外部資金獲得が可能な場合には、情報収集に努め科目担当者に申請を促していきたい。

〔基準 B の自己評価〕

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学は、建学の精神である「隣人愛」に基づき、地域社会に根差しつつグローバルな視点を持った人材の育成を目指し、国際化を推進している。地域・国際交流センターを中核として、海外協定校との連携、留学生の派遣・受け入れ、語学教育の充実など、多面的な取り組みを展開している点が特色である。

特に、海外協定校とのネットワークを活用した留学制度の整備および、留学生受け入れの体制強化により、留学生の派遣・受け入れともに目標を上回る実績を達成している。また、インターンシップの受け入れやチャットアワーの実施を通じて、日常的な異文化交流の機会を創出している点も評価できる。

さらに、「日本語教育実習」や「文化交流体験」などの海外プログラムを通じて、実践的な国際理解教育を推進するとともに、英語コンテストの開催や地域と連携した国際交流活動を通じて、地域社会における国際化の推進にも寄与している。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本学のグローバル化の取り組みは着実に進展しているが、外部環境の変化に影響を受けやすい構造的課題が存在する。特に、世界情勢の変動や円安の影響により、海外渡航の困難化や協定校の受け入れ体制の変化が生じており、留学機会の安定的な提供が課題となっている。

また、海外協定校については、相手大学の経営状況や入国規制等の影響により、急な受け入れ停止等のリスクがあり、より柔軟で多様な協定校ネットワークの構築が求められる。

教育面においては、海外科目の履修者数の確保や、プログラム開講の安定化が課題であり、学生への情報提供のあり方や経済的支援の充実が必要である。加えて、グローバル化に関する取り組みが個別事業単位にとどまり、教育課程全体としての体系化や成果の可視化という点で改善の余地がある。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

本学では、グローバル化の推進にあたり、外部環境の変化に柔軟に対応できる体制の構築を進めている。まず、海外協定校の見直しや新規開拓を継続的に行い、特に学生ニーズの高い英語圏の協定校の拡充を検討するなど、留学機会の安定確保を目指す。

また、留学生派遣・受け入れを支えるため、奨学金制度や経済支援の更なる拡充の検討、各種ガイダンスやフェアの開催による情報提供の強化を進めるとともに、関係部署間の連携を強化し、支援体制の一層の充実を図る。

教育面では、海外科目の履修促進に向けた早期の情報提供や、外部資金の活用によるプログラム実施支援の実現に努めるとともに、教育課程全体における国際化の位置付けを明確化し、体系的な人材育成につなげていく。

さらに、地域社会との連携を通じた国際交流活動の推進により、「地域に開かれた国際化」としての特色を維持・強化しつつ、内部質保証の枠組みの中で取組みの成果検証と改善を継続的に行う。